

令和3年度

包括外部監査結果報告書

「特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る
事業の管理について」

令和4年2月

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 守谷義広

目次

1. 包括外部監査の概要	1
1.1 外部監査の種類	1
1.2 選定した特定の事件（テーマ）	1
1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
1.4 包括外部監査対象期間	1
1.5 外部監査の方法	1
1.6 外部監査の実施時期	2
1.7 外部監査人補助者の資格と名称	2
1.8 利害関係	2
1.9 本報告書の取り扱い	2
2. 特別会計の一覧	3
3. 監査の結果	4
3.0 監査結果としての指摘・意見のまとめ	4
3.1 国民健康保険事業特別会計	11
3.2 卸売市場事業特別会計	26
3.3 土地造成事業特別会計	36
3.4 土地区画整理事業特別会計	42
3.5 住宅改修資金貸付事業特別会計	56
3.6 住宅新築資金貸付事業特別会計	64
3.7 宅地取得資金貸付事業特別会計	67
3.8 駐車場管理事業特別会計	70
3.9 漁業集落排水事業特別会計	81
3.10 農業集落排水事業特別会計	86
3.11 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	90
3.12 介護保険事業特別会計	97
3.13 後期高齢者医療特別会計	113
3.14 街路用地先行取得事業特別会計	119
3.15 直轄事業用地先行取得事業特別会計	122
4. 総括	125

1. 包括外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山市の特別会計は 15 事業あり、その規模と目的も様々なものである。いずれの特別会計も、特定の目的で設けられ、独立した経理により収支の管理が行われている。令和 2 年度当初予算額は 98,962 百万円であり、一般会計の予算額 150,314 百万円と比較しても多額となっており、市の厳しい財政事情に鑑みれば、これら特別会計を設置する事業が有効に運営されているか、また、それらの財務事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているかを検証することは、効果的な市政運営及び財政の健全化の観点から重要性があると考えられる。

以上の点から、本市における包括外部監査テーマとして過去に実施されていないという点も含め、特別会計について検証することは有意義であると判断し、監査のテーマとして選定することとした。

1.4 包括外部監査対象期間

令和 2 年度（自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 3 年度の一部についても対象とする。

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の視点

- 特別会計の各事業は、その目的に基づき有効に運営されているか。
- 特別会計の各事業の財務事務は、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- 契約事務は関係法令・規則等に準拠して適正に実施されているか。
- 貸付金・未収入金等の債権及び財産の管理が適切に行われているか。
- 委託業務の管理は適切に実施されているか。

1.5.2 主な監査手続

- 各特別会計事業の担当部署に対するヒアリング、内部管理資料等の閲覧
- 法令、規則、要綱、要領等の閲覧
- 関係資料と証拠書類との照合
- 過去の収支の推移及び予算・決算の分析

1.6 外部監査の実施時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1.7 外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	角田達哉
公認会計士	辻戸亮平
公認会計士	永田祐司
公認会計士試験合格者	森雅樹
公認会計士試験合格者	青柳敏文

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

1.9 本報告書の取り扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同法第252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

2. 特別会計の一覧

和歌山市における特別会計と担当課は以下のとおりである。

	特別会計名	担当課
1	国民健康保険事業特別会計	国保年金課
2	卸売市場事業特別会計	中央卸売市場
3	土地造成事業特別会計	住宅政策課
4	土地区画整理事業特別会計	まちなみ景観課
5	住宅改修資金貸付事業特別会計	住宅第2課
6	住宅新築資金貸付事業特別会計	人権同和施策課
7	宅地取得資金貸付事業特別会計	人権同和施策課
8	駐車場管理事業特別会計	まちなみ景観課
9	漁業集落排水事業特別会計	農林水産課
10	農業集落排水事業特別会計	農林水産課
11	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	こども家庭課
12	介護保険事業特別会計	介護保険課
13	後期高齢者医療特別会計	保険総務課
14	街路用地先行取得事業特別会計	用地課
15	直轄事業用地先行取得事業特別会計	用地課

3. 監査の結果

3.0 監査結果としての指摘・意見のまとめ

対象会計	指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
国民健康保険事業特別会計	意見	未納者への対応について 和歌山市としては、電話や納付通知を送るなど、未納者に対して株式会社アイティフォーと契約し督促を行っており、また、その内容について担当者・交渉日時・交渉内容をサーバー上の一覧で保管しており、管理体制には問題がないと考えられる。しかし、現状の収納率のままでは、納付者が未納者分を肩代わりしているとみなされかねず、公平性に問題がある。	18
	意見	収納率の向上について コンビニエンスストアでの納付や電子マネーでの納付も可能となり、被保険者にとっての利便性は高くなっていると考えられるが、収納率が現年分・滞納繰越分、共に全国中核市の平均を下回っている。収納率を上げるために、例えば自主納付としている市民に向けて、より収納率の高い口座振替を推奨すれば、滞納の一因である失念による納付漏れは防止できる。より一層の改善が望まれる。	18
	指摘	資格証明書への切り替えについて 納付相談に応じている市民に関しては、国民健康保険短期被保険者証を発行しているが、納付相談とおりのスケジュールで納付していなくても、その後の納付相談に応じ和歌山市職員が切り替えは不要であると判断すれば、資格証明書への切り替えは行われたい。現在は、和歌山市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要綱により、切替えの基準が設けられているが、当基準でカバーできない局面で、例外として職員の判断によって切替えを行っていない事例があり、その判断時の証憑は残されていない。例外として職員の判断で切替えを行わなかった場合は、その際は承認プロセスの書類を残す必要がある。	19
	意見	将来推計の作成について 将来推計のシミュレーションとして令和4年度より赤字化しその補填のために36億円の繰越金の取り崩しが見込まれているが、当該シミュレーションによれば、赤字の拡大により近い将来には、現在の36億円の繰越金が欠損金になるという悲惨なシナリオとなっているため、今後の1人当たりの医療費の上昇傾向などを踏まえたより詳細な推計値を作成し、収納率の向上や適正な保険料水準の検討など、対策を練る必要がある。	25

卸売市場 事業特別 会計	意見	<p>事業者の公募について</p> <p>和歌山市中央卸売市場では、直近で総合食品センター事業者を公募した実績があるのみで、開設後一度も仲卸業者の公募の実績がない。</p> <p>これは、仲卸業者には中小企業者が多く、当該企業者の保護を図ったものであるが、市場の取扱量が伸び悩む現状を鑑みると、市場全体の活性化につなげるため、公募により新規参入者を募るべきである。</p>	29
	意見	<p>市場の使用料金設定について</p> <p>新市場の建設において、長期のシミュレーションを作成し将来の市場の使用料金設定を行っている。当該計画においては、将来の需要が上がる前提で計画を設定しているが、需要が上がらなければ一般会計からの繰り出しが多くなる見込みがある。</p> <p>一般会計からの繰出金が多額にならないよう、現状把握に努め、将来需要について適宜検討を行い、使用料金を改定していく必要がある。</p>	33
	意見	<p>財務検査の内容について</p> <p>市場使用料の設定には、事業者の売上から決定される売上割が含まれる。卸業者の売上高を含む決算書は公認会計士による財務検査がある一方で、仲卸業者の決算書は経営診断がなされるのみである。</p> <p>また、決算書の売上高と市場使用料の設定根拠となる取扱高とも集計範囲に差異があるため、検査を実施するには、使用料設定の根拠となる取扱高も含めて財務検査を行う必要がある。</p>	35
土地造成 事業特別 会計	意見	<p>土地造成事業特別会計健全化計画の達成について</p> <p>スカイタウンつつじが丘土地造成事業は昭和50年度に事業開始し、令和2年度で総投資額は約384億円となっているが、これまでの土地の販売総額は約187億円にとどまっており、平成15年度以降、平成30年度まで特別会計健全化のため一般会計からの繰入を実施していた。市では平成17年12月に「土地造成事業特別会計健全化計画」を策定し、その中で、平成17年度から令和4年度までの18年間で分譲土地を完売し土地造成事業を終了するとしているが、令和2年度までの実績では、一般分譲宅地については全697区画中、407区画で約58.4%の進捗率、大規模施設用地は全179,853㎡中、159,524㎡で約88.7%の進捗率（うち医療福祉保健施設用地は44,341㎡中、24,012㎡で進捗率が約54.2%）と完売に至っていない。</p> <p>分譲地の販売が進まないと、雑草の剪定等の維持管理コストが継続して発生していくことから、「土地造成事業特別会計健全化計画」の最終年度が来年度に迫る中、分譲土地が早期に完売できるよう、金融機関やハウスメーカーとの連携強化等の民間活用を含め、効率的・効果的かつ迅速に業務に取り組む必要がある。</p>	41

<p>土地区画 整理事業 特別会計</p>	<p>意見</p>	<p>土地区画整理事業の長期化について 東和歌山第二地区土地区画整理事業は、昭和 50 年事業開始以降、40 年以上が経過しており、今後も、清算金の算定・徴収等に日数を要することが見込まれる。他自治体の実施している土地区画整理事業と比較しても長期間にわたり実施されている事業となっている。 後述する住民合意の円滑化を図りつつ、今以上に効率的・迅速に業務に取り組む必要がある。</p>	<p>48</p>
	<p>意見</p>	<p>土地評価方法について 土地区画整理事業の従前地と換地の土地評価について、路線価方式で算定していくなかで、清算金の影響をより詳細に精査し現地の実態等を考慮しつつ進めている。 権利者間の不平等が生じないよう、また、権利者への説明責任が果たせるよう十分な準備を整える必要がある。</p>	<p>55</p>
	<p>意見</p>	<p>清算金制度についての住民理解の推進について 土地区画整理事業において、換地処分後に権利者が清算金の交付、徴収が発生することについて十分に理解がされていない可能性がある。土地区画整理事業は、一般の用地買収事業と異なり、清算金が交付となるケースと、徴収となるケースがあり、特に徴収となるケースがあることについては制度説明がされているはずであるが、長きにわたる期間の区画整理事業のため、清算金についての認識が薄れてきている可能性がある。 円滑に清算業務が進むよう、清算金制度について事前に権利者の理解が進むよう周知していく必要がある。</p>	<p>55</p>
<p>住宅改修 資金貸付 事業特別 会計</p>	<p>指摘</p>	<p>貸付金管理表と決算書の貸付金残高の差異について 住宅改修資金貸付事業について、貸付金の調定額に対する未収金を収入未済額として決算書に公表しているが、市の貸付金管理表における収入未済額と、決算書の収入未済額に差異が生じている。昭和 49 年度から始まった事業で、市の貸付金管理表が、当初手書き帳面であったことによるとのことだが、適切な債権管理の観点から差異内容を確認し、適切な債権残高となるよう整理すべき。</p>	<p>63</p>
<p>駐車場管 理事業特 別会計</p>	<p>指摘</p>	<p>指定管理者選定委員会の議事録の作成及び公開の必要性 指定管理者選定委員会について、会議の音声データは記録・保管されているが議事録が作成されていない。和歌山市附属機関の設置及び運営に関する要綱第 7 条によると、附属機関の代表者は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない、とされており、議事録の作成が必要とされている。 また、同要綱第 8 条によると、会議及び会議録は法令又は条例の規定により公開しない旨の定めがある場合等を除き、公開するものとするとしており、除外理由に該当しない場合、公開する必要がある。 今後は指定管理者の選定委員会が開催された際は、議事録を作成し、公開する必要がある。</p>	<p>75</p>

意見	<p>指定管理者の選定方法</p> <p>和歌山市の駐車場管理事業において管理している駐車場は8つあるが（京橋駐車場については、令和3年9月1日事業廃止）、指定管理者として選定されている団体は、城北公園地下駐車場が上記会社となっていることを除くと、他の駐車場はいずれも、特定の1社及びその関連団体となっており、1社が大半の駐車場事業の指定管理業務を実施している状況となっている。</p> <p>この点については、和歌山市は従前より問題意識を持っており募集単位の縮小、指定管理者の評価項目について柔軟に見直していくこと等、取り組みを行っているところである。こうした取り組みにより、募集単位が大きいことにより、応募可能な企業数が少ないという問題点や、同一の指定管理者が前回の指定管理期間で獲得したノウハウがあるという理由で選定において大きく優位に立つという問題点を解消できると考える。</p> <p>今後、現状の概ね1社が寡占している状況を解消し、健全な競争性を働かせるために継続して指定管理者の募集方法の改善を図ることが望まれる。</p>	75
指摘	<p>指定管理者の指定期間</p> <p>指定管理者の指定期間について原則5年とされているが、例外規定により10年としているものについて、10年とした理由が明確にされていない。和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条によると指定管理者の指定期間は5年とする、ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない、とされている。</p> <p>また、和歌山市文書取扱規程第3条によると職員は、事務事業の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない、としており、意思決定に至る過程を検証できるようにすることを必要としている。</p> <p>例外規定を適用したことに対する市民への説明責任の観点から、10年とした理由を決裁文書において明確にする必要がある。</p>	78
意見	<p>繰上充用金の解消への道筋について</p> <p>和歌山市では、駐車場管理事業特別会計について、繰上充用金が每期継続して計上されている。每期、歳出が歳入を上回る状況は継続しており、現在作成中の将来シミュレーションでは、繰上充用金が解消されるまでには、10年以上の年数を要すると想定される。また、駐車場施設のなかには老朽化が進んでいるものもあり、大規模改修の必要性の有無についても検討する必要があるが、現状は十分な検討はされていない。</p> <p>大規模修繕の必要性も検討のうえ、繰上充用金の解消への道筋を検討する必要がある。</p>	80

漁業集落排水事業特別会計	指摘	運転管理業者の公募方法について 運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に20年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。	82
	指摘	新規接続について 事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。	82
	指摘	料金設定方法について 公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、漁業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。	84
	意見	一般会計からの繰入金について 一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に公共下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。	85
農業集落排水事業特別会計	指摘	運転管理業者の公募方法について 運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に20年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。	87
	指摘	新規接続について 事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。	87

	指摘	料金設定方法について 公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、農業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。	88
	意見	一般会計からの繰入金について 一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に中流域下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。	89
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業特別 会計	指摘	貸付金台帳の網羅性について 貸付の台帳については、貸付の明細が一覧としてシステムから出力されるわけではないので、決算における貸付残高との一致が確認できない。 決算数値である貸付の残高の内訳である個人別の明細は決算根拠資料として必要であり、システムを改修する等により貸付金の明細の合計残高と決算における貸付残高の一致を定期的に確認し、決算数値の適正性を検証する必要がある。	94
	指摘	返済遅滞時の一括返済（期限の利益）について 契約書においては、返済が遅れると期限の利益が喪失されると記載があるものの、返済が遅れた債務者に対して一括返済を求めた実績はない。 社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、返済の長期化を防ぐためにも、契約に沿った運用が必要である。	96
	指摘	連帯債務者・連帯保証人からの回収について 主債務者が期限の利益を喪失した時点において、連帯債務者・連帯保証人に対しても回収を行うことが契約書に記載されているものの、主債務者からの陳情があった場合には、期限の利益喪失時点から直ちには連帯債務者・連帯保証人に対する請求を行ってない。特に、連帯保証人は一定の収入があることを条件としているが、連帯保証人へ督促をしないことは、連帯保証人を必要としている趣旨を没却することとなる。 社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、確実な回収を図るためには、期限の利益を喪失された場合には、連帯債務者・連帯保証人に対しても主債務者と同様に早期の請求を行う必要がある。	96
介護保険 事業特別 会計	意見	介護予防の在り方について 介護保険課は、介護保険制度における懸案事項として、介護給付費のひっ迫を考えており、対応策のひとつとして、介護予防に重点を置いている。しかし、介護予防施策の効果について、介護認定者数の推移等と関連付けた検証や分析を行っていない。 介護給付費のひっ迫という懸案事項に対し、介護予防に重点を置いているのであれば、介護予防施策が介護給付費へ影響を与えているか把握することが必要である。	107

	意見	<p>市開催の研修の参加率について</p> <p>要介護認定申請に対応する調査員の研修について、県が受講必須の研修を実施している。一方で、市の開催する研修は出席が任意であり、参加率が30%台と低い。</p> <p>市の研修の実効性をもたせるために、受講者の参加率の向上に努める必要がある。</p>	110
	指摘	<p>連帯納付義務者に対する催告について</p> <p>連帯納付義務者に対する文書による催告、滞納処分の取り組みがなされていない。</p> <p>公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p>	111
	指摘	<p>移管最終催告書送付手続について</p> <p>介護保険課は、督促や催告を行っても保険料の納付がない高額滞納者に対し、今後の滞納整理事務を債権回収対策課へ移管する旨も記載した移管最終催告書を送付し、指定期日までに納付のないもの、または、納付意思のないものを債権回収対策課へ移管する。その際に移管最終催告書を送付するリストを課内において決裁している。</p> <p>このうち、移管最終催告書を送付する対象者の選定について、課内において協議・決裁を行っているというものの、何ら明確な選定基準を定めておらず、公平・明瞭な選別をしているとは言い難く、協議の結果としての選定理由についても記録を残さず、結果としての移管最終催告書を送付する対象者のリストを決裁しているのみである。</p> <p>公平性の観点から、選定理由を記載した文書を課内にて決裁し保存する必要がある。</p>	111
	指摘	<p>ケアプランチェックのフォローアップについて</p> <p>ケアプランチェックを行った内、8割の事業者に対して指導・改善要望を出している。しかし、改善要望に関しては事後のフォローアップを実施していない。</p> <p>チェックの実効性を上げるためにも、フォローアップの実施が必要である。</p>	112
	指摘	<p>ケアプランチェック結果の指導監査課への通知について</p> <p>ケアプランチェックを実施した93件中72件に対して指導・改善要望を出している。一方で、指導監査課への情報提供は0件である。</p> <p>また、指導監査課への情報提供についても基準が明文化されておらず、その都度、課内で協議し決定している。</p> <p>チェックの実効性を上げるためにも、提供すべき基準を明文化することが必要である。</p>	112
後期高齢者医療特別会計	指摘	<p>連帯納付義務者への催告、滞納処分の取り組みについて</p> <p>連帯納付義務者に関して、後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面に記載し広報はしているものの、連帯納付義務者に対する催告、滞納処分の取り組みがなされていない。</p> <p>公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p>	117

3.1 国民健康保険事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業内容

国民健康保険制度は、病気やケガに備えて加入者が日ごろから収入に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出しようという相互補助の精神に基づく公的医療保険制度であり、市町村が運営している。しかし、その財政運営を市町村単位としている現状においては、全国的に次のような構造的な問題を抱えている。

- ・ 被保険者数が 3,000 人未満の小規模保険者が多数存在し、そうした小規模保険者では財政が不安定となりやすいこと。
- ・ 小規模保険者の数は、過疎化により今後増加が見込まれること。
- ・ 被保険者の年齢構成や所得分布は、市町村間において差異が大きいこと。
- ・ 医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じていること。

一方、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに大きく異なる。これは、上記の構造的な要因に加え、市町村によって、保険料の算定方式が異なること、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化の取組に違いがあること、収納率が低い場合他の被保険者に負担が転嫁されること、保険料の上昇を抑制するため一般会計からその財政状況に応じ法定外繰入をする場合があることなどによるものである。

こうした問題に対しては、保険財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から、これまでも医療給付費の多寡や所得の差異に着目した国・都道府県及び市町村による公費投入、医療保険制度全体あるいは市町村国保間での財政調整などによって対応されてきたが、いまだ十分とは言えない状況にある。

また、財政運営と同様に、国民健康保険の事業運営についても、その単位を市町村としていることから、市町村によって保険料徴収や保険給付などの事務処理の実施方法にばらつきがあり、また、事務処理の共同処理や広域化による効率的な事業運営につながりにくいという課題がある。

こうした課題に対しては、事業運営の効率化・標準化の観点から、これまでも保険者事務の共通化、医療費適正化対策の共同実施、収納対策の共同実施などによって対応してきたが、更なる取組の推進が求められる状況にある。

このような現状を改善し、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、第 189 回通常国会において成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」において、国民健康保険への財政支援の拡充を行うことにより財政基盤を強化するとともに、平成 30 年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中

心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

平成 30 年度以降の新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。そこで新制度においては、都道府県とその管内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が管内の統一的な国民健康保険の運営方針（以下「国保運営方針」という。）を定め、これに基づいて国民健康保険の安定的な運営を図っていくこととされた。

② 事業の根拠法

- ・国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ・和歌山市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 11 号）

③ 沿革及び国民健康保険制度の特徴

平成 30 年度以降の新制度が導入されて以降、和歌山市では窓口業務・保険料徴収・保険料賦課等を行っており、国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付する義務を負うこととなっている。この納付金は、療養給付費等の保険給付費全額に対して交付する保険給付費等交付金の財源となり、また、これまで和歌山市が単独で拠出していた後期高齢者支援金及び介護納付金も国保事業費納付金に含まれることとなり、和歌山県が一括して拠出している。

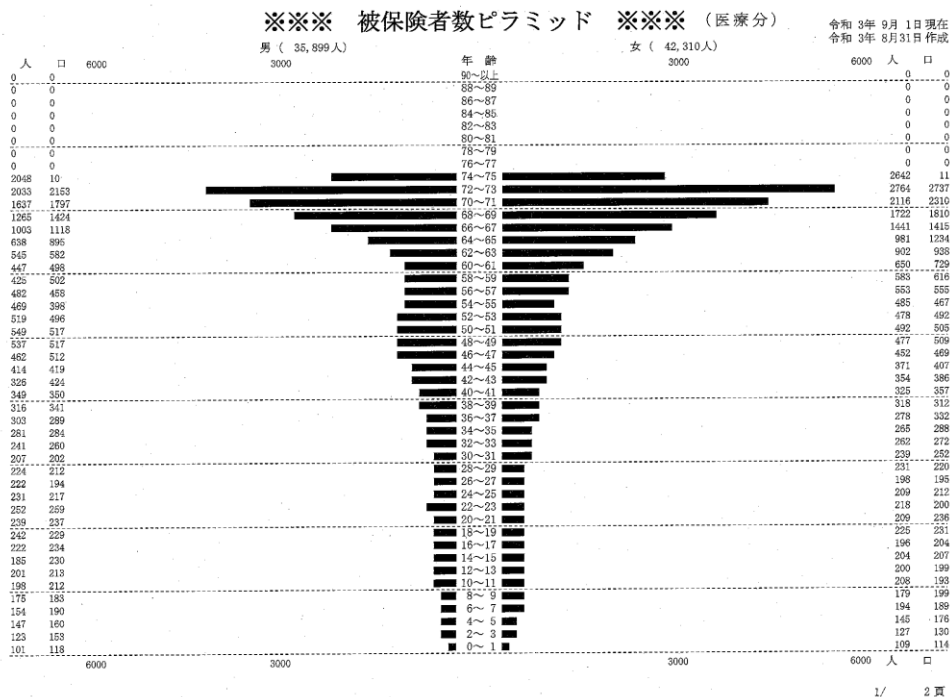
和歌山市は保険者であるため、基本的には和歌山県や近畿厚生局の事務指導を受けている立場となる。保険者としての和歌山県に対する関与としては、3 年に 1 回、国保運営方針に対して意見を述べる程度である。なお、前年度は、和歌山市から意見を述べていない。また、年に数回、県との国保運営方針連携会議があり、国保制度の内容についての改善要求や意見交換を行っている。2020 年度及び 2021 年度は、コロナウイルスの影響で実施できておらず、最後に実施したのが 2019 年 11 月 18 日である。当会議の議事録を確認した所、和歌山市は発言していなかった。しかし、過去には和歌山市からの意見によって改善された実績もある。その例が、先述した平成 30 年度から始まった国民健康保険制度の都道府県単位での運営である。当運営方法が導入されるまでは、各市町村が国民健康保険制度を運営していたが、都道府県単位へと変更になったことに伴い、市町村の財政負担が軽減された。こうした事例からも当会議は有効に運用されていると考えられる。

④ 対象者（被保険者）

75歳以上の方（後期高齢者医療制度対象者）、職場の健康保険等に加入の方、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険の加入が義務付けられる。和歌山市に住民票のある方が加入者となるため、外国の方も対象となる。加入は世帯ごとであり、加入の届出は世帯主がまとめて行い、一人に一枚の被保険者証が交付される。以下、保険者の概要及び保険者数のピラミッドである。

区分	単位	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
加入世帯数	世帯	57,201	55,047	53,408	52,044	51,369
世帯加入率	%	37.27	35.72	34.49	33.45	32.81
被保険者数	人	93,175	88,000	84,223	80,930	79,082
被保険者加入率	%	25.88	24.47	23.65	22.76	22.35
保険料額（現年度分）	千円	5,755,780	5,505,164	5,289,085	5,169,236	5,053,378
1世帯当たり保険料額(医療)	円	100,624	100,008	99,032	99,324	98,374
1人当たり保険料額（医療）	円	61,774	62,559	62,799	63,873	63,900
療養諸費件数	件	1,605,960	1,542,085	1,485,849	1,454,115	1,337,270
療養諸費費用額	千円	35,056,532	33,699,689	32,014,697	32,284,945	31,654,951
1件当たり療養諸費費用額	円	21,829	21,853	21,546	22,202	23,671
1人当たり療養諸費費用額	円	376,244	382,951	380,118	398,924	400,280
診療件数	件	1,091,876	1,040,780	996,707	972,092	888,719
1人当たり受診件数	件	11.72	11.83	11.83	12.01	11.24

(令和2年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査意見書より)



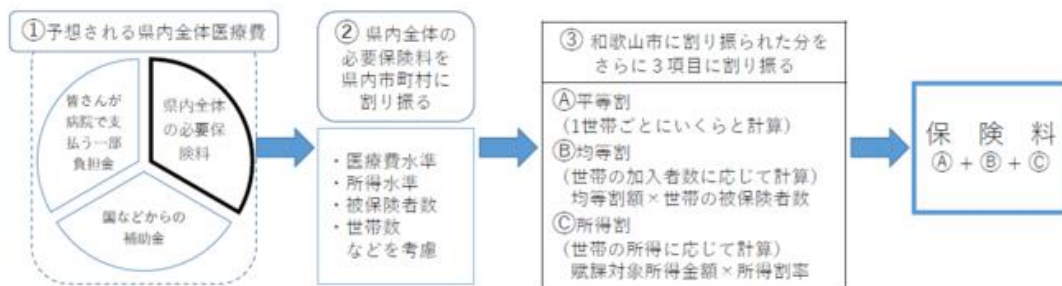
(和歌山市提供資料より)

⑤ 保険料の算定方法について

(ア) 保険料の決まり方

その年に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた分が保険料となる。

- i) 県内全体の必要保険料の算出（県内全体医療費－被保険者一部負担金－国等からの補助金）
- ii) i) で算出した必要保険料を各市町村に割り振る。
- iii) 各市町村に割り振られた分を、さらに3項目に割り振る。



(和歌山市 HP より)

(イ) 一人当たり保険料の決まり方

国民健康保険料は、加入されている方の人数や前年の所得に応じて、各世帯の保険料（4月から翌年3月までの12か月分）が計算される。また、40歳以上65歳未満の加入者がいる場合は、介護保険分が加算される。保険料は、以下の3つの合計額から成り立っている。

- i) 医療保険
医療保険の給付に充てるための保険料（最高限度額 630,000 円）
- ii) 後期高齢者支援金
後期高齢者医療に対する支援金（最高限度額 190,000 円）
- iii) 介護保険（40～64歳の方が対象）
介護保険制度に対する納付金（最高限度額 170,000 円）

これらの各保険料は、平等割・均等割・所得割の合計額から成り立っている。

- i) 平等割
1世帯ごとにくらと計算。
- ii) 均等割
世帯の加入者数に応じて計算。
均等割額 × 世帯の被保険者数

iii) 所得割

世帯の所得に応じて計算。

賦課対象所得金額×所得割率

以上3つの割をもとに、各保険料を算定する。(1の位は切り捨て)

i) 医療保険

平等割額 (22,800 円) + 均等割額 (24,600 円×加入者数) + 所得割額
(賦課対象所得金額×9.47%)

ii) 後期高齢者支援金

平等割額 (5,760 円) + 均等割額 (7,560 円×加入者数) + 所得割額 (賦
課対象所得金額×2.35%)

iii) 介護保険

平等割額 (5,160 円) + 均等割額 (8,760 円×加入者数) + 所得割額 (賦
課対象所得金額×2.59%)

例. 夫婦 (夫 45 歳、妻 35 歳) と子供 1 人 (10 歳) の世帯で、世帯主の夫
の賦課対象所得金額が 2,330,000 円の場合

i) 医療保険

$22,800 \text{ 円} + 24,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} + 2,330,000 \text{ 円} \times 9.47\% = 317,250 \text{ 円}$

ii) 後期高齢者支援金

$5,760 \text{ 円} + 7,560 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} + 2,330,000 \text{ 円} \times 2.35\% = 83,190 \text{ 円}$

iii) 介護保険

$5,160 \text{ 円} + 8,760 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} + 2,330,000 \text{ 円} \times 2.59\% = 74,260 \text{ 円}$

年間保険料 = 317,250 円 + 83,190 円 + 74,260 円 = 474,700 円

⑥ 保険料の徴収について (市民からの徴収)

保険料の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある。普通徴収には、口座引
き落としで徴収する方法 (口座振替)、納付書により金融機関・コンビニ及び国
保年金課で徴収する方法並びに令和3年度からはスマートフォン決済アプリ
(PayB、PayPay、LINE Pay 請求書支払い、支払秘書) がある。一方、特別徴収
は年金から保険料を天引きする徴収方法であり、(1) 国民健康保険の加入者全
員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の世帯主 (2) 年額 18 万円以上の年金を受給し
ているという 2 要件に該当する市民が対象者である。

それぞれ納付された保険料等は、指定金融機関の別段預金に集約された後、
納付書によって納付されたものは出納室で OCR により読み取りを行い、その他
のものは電算処理を行って各歳入費目に集計される。

各決済方法による納付率は以下のとおりである。

	世帯数	調定額	収納額	収納率	収納額割合
口座振替	21,799	3,277,644,830 円	3,244,381,890 円	98.99%	50.73%
特別徴収	5,414	316,238,710 円	316,238,510 円	100.00%	4.94%
自主納付	24,025	3,341,591,060 円	2,433,229,935 円	72.82%	38.04%
納入期限 後の収納			402,099,290 円		6.29%
合計	51,238	6,935,474,600 円	6,395,949,625 円	92.25%	100.00%

(和歌山市提供資料より)

⑦ 滞納について

(ア) 収納率の現状

⑥保険料の徴収（市民からの徴収）で一部記載したが、和歌山市の収納率は約92%である。令和2年度に姫路市により照会された国民健康保険事業状況調によると、全国62中核市の収納率は以下のとおりである。

	保険料（税）収納率状況														
	医療分（現年分）			支援分（現年分）			介護分（現年分）			現年度全体			滞納繰越分		
	一般	退職	全体	一般	退職	全体	一般	退職	全体	一般	退職	全体	一般	退職	全体
函館	94.96%	100.00%	94.96%	94.96%	100.00%	94.96%	92.65%	100.00%	92.65%	94.80%	100.00%	94.80%	23.01%	36.60%	23.04%
旭川	94.74%	100.00%	94.74%	94.73%	100.00%	94.73%	92.09%	100.00%	92.09%	94.57%	100.00%	94.57%	26.57%	32.00%	26.58%
青森	91.38%	100.00%	91.38%	91.31%	100.00%	91.31%	86.59%		86.59%	90.98%	100.00%	90.98%	14.77%	14.68%	14.77%
八戸	91.36%	15.76%	91.36%	91.29%	15.50%	91.29%	87.66%	0.00%	87.66%	91.05%	13.97%	91.04%	22.46%	20.33%	22.46%
盛岡	93.05%	100.00%	93.05%	92.96%	100.00%	92.96%	89.52%	100.00%	89.52%	92.77%	100.00%	92.77%	31.56%	10.11%	31.17%
秋田	91.42%	100.00%	91.42%	91.50%	100.00%	91.50%	85.81%	100.00%	85.81%	91.01%	100.00%	91.01%	15.01%	13.19%	14.99%
山形	92.97%		92.97%	92.95%		92.95%	88.97%		88.97%	92.70%		92.70%	18.15%	20.00%	18.17%
福島	94.60%	100.00%	94.60%	94.58%	100.00%	94.58%	91.10%	100.00%	91.10%	94.32%	100.00%	94.32%	21.76%	13.56%	21.76%
郡山	89.65%	100.00%	89.65%	89.56%	100.00%	89.56%	86.33%	100.00%	86.33%	89.38%	100.00%	89.38%	19.23%	17.70%	19.21%
いわき	92.30%	100.00%	92.30%	92.27%	100.00%	92.27%	88.33%	100.00%	88.33%	92.00%	100.00%	92.00%	20.60%	24.06%	20.63%
水戸	90.44%		90.44%	90.42%		90.42%	87.23%		87.23%	90.17%		90.17%	31.33%	0.55%	23.86%
宇都宮	89.15%	100.00%	89.15%	89.01%	100.00%	89.01%	85.30%	100.00%	85.30%	88.78%	100.00%	88.78%	23.21%	11.73%	22.98%
前橋	95.33%	100.00%	95.33%	95.37%	100.00%	95.37%	94.84%	100.00%	94.84%	95.29%	100.00%	95.29%	31.39%	8.30%	31.29%
高崎	96.36%	100.00%	96.36%	96.29%	100.00%	96.29%	95.10%	100.00%	95.10%	96.27%	100.00%	96.27%	33.32%	41.07%	33.37%
川越	92.01%		92.01%	92.50%		92.50%	90.59%		90.59%	92.00%		92.00%	21.70%	34.05%	21.74%
川口	89.87%	100.00%	89.87%	88.53%	100.00%	88.53%	88.09%	100.00%	88.09%	89.43%	100.00%	89.43%	23.32%	26.11%	23.33%
越谷	91.32%	61.28%	91.32%	91.31%	61.29%	91.31%	91.25%	61.28%	91.25%	91.31%	61.28%	91.31%	24.84%	24.79%	24.84%
船橋	90.61%	100.00%	90.61%	90.49%	100.00%	90.49%	89.02%	100.00%	89.02%	90.48%	100.00%	90.48%	25.94%	39.81%	25.98%
柏	90.54%		90.54%	90.51%		90.51%	87.34%		87.34%	90.27%		90.27%	16.67%	12.91%	16.62%
八王子	94.49%	100.00%	94.49%	94.40%	100.00%	94.40%	93.01%	100.00%	93.01%	94.35%	100.00%	94.35%	32.18%	15.74%	32.09%
横須賀	91.66%	100.00%	91.66%	91.61%	100.00%	91.61%	86.94%	100.00%	86.94%	91.29%	100.00%	91.29%	22.99%	40.98%	23.00%
富山	94.33%	100.00%	94.33%	94.34%	100.00%	94.34%	91.42%	100.00%	91.42%	94.12%	100.00%	94.12%	25.29%	18.15%	25.21%
金沢	93.27%		93.27%	93.28%		93.28%	90.25%		90.25%	93.01%		93.01%	24.65%	21.88%	24.64%
福井	94.94%	100.00%	94.94%	94.96%	100.00%	94.96%	94.94%	100.00%	94.94%	94.94%	100.00%	94.95%	25.70%	78.09%	25.78%
甲府	93.59%		93.59%	93.58%		93.58%	92.22%		92.22%	93.48%		93.48%	24.41%	15.53%	24.31%
長野	93.60%	100.00%	93.60%	93.53%	100.00%	93.53%	89.89%	100.00%	89.89%	93.27%	100.00%	93.27%	21.81%	28.80%	21.85%
松本	93.98%	100.00%	93.98%	93.90%	100.00%	93.90%	92.03%		92.03%	93.81%	100.00%	93.81%	19.33%	9.98%	19.23%
岐阜	91.48%	100.00%	91.48%	91.28%	100.00%	91.28%	89.42%	100.00%	89.42%	91.29%	100.00%	91.30%	19.85%	22.11%	19.85%
豊橋	93.45%	100.00%	93.45%	93.34%	100.00%	93.34%	91.41%	100.00%	91.41%	93.24%	100.00%	93.24%	20.21%	21.15%	20.22%
岡崎	92.66%		92.66%	92.56%		92.56%	89.23%		89.23%	92.36%		92.36%	61.41%	16.39%	61.17%
一宮	94.19%	100.00%	94.19%	94.21%	100.00%	94.21%	92.37%	100.00%	92.37%	94.04%	100.00%	94.04%	27.31%	23.66%	27.29%
豊田	96.28%	98.51%	96.28%	96.30%	98.60%	96.30%	94.40%	98.50%	94.40%	96.15%	98.52%	96.15%	27.86%	41.64%	27.89%
大津	95.73%		95.73%	95.70%		95.70%	93.46%		93.46%	95.55%		95.55%	24.21%	28.93%	24.28%
豊中	93.05%		93.05%	93.04%		93.04%	90.91%		90.91%	92.88%		92.88%	20.66%	30.21%	20.70%
吹田	92.35%		92.35%	92.30%		92.30%	88.67%		88.67%	92.03%		92.03%	16.59%	14.61%	16.57%
高槻	95.65%		95.65%	95.43%		95.43%	93.86%		93.86%	95.46%		95.46%	39.72%	40.83%	39.73%
枚方	93.40%		93.40%	93.35%		93.35%	90.23%		90.23%	93.14%		93.14%	29.14%	29.81%	27.34%
八尾	93.05%		93.05%	89.57%		89.57%	89.90%		89.90%	91.90%		91.90%	12.18%	7.20%	12.09%
寝屋川	91.21%		91.21%	91.24%		91.24%	87.69%		87.69%	90.93%		90.93%	13.31%	1.42%	12.75%
東大阪	94.29%		94.29%	94.26%		94.26%	93.48%		93.48%	94.21%		94.21%	26.33%	24.43%	26.32%
姫路	95.31%		95.31%	95.21%		95.21%	93.73%		93.73%	95.14%		95.14%	32.63%	33.30%	32.64%
尼崎	94.72%		94.72%	94.67%		94.67%	92.85%		92.85%	94.55%		94.55%	24.88%	31.45%	24.92%
明石	95.16%	100.00%	95.16%	95.10%	100.00%	95.10%	92.81%	100.00%	92.81%	94.96%	100.00%	94.96%	40.72%	27.87%	40.68%
西宮	95.47%		95.47%	95.51%		95.51%	93.36%		93.36%	95.32%		95.32%	23.15%	25.00%	23.17%
奈良	93.25%		93.25%	93.33%		93.33%	89.52%		89.52%	92.99%		92.99%	16.51%	18.77%	16.51%
和歌山	92.47%	100.00%	92.47%	92.52%	100.00%	92.52%	89.07%	100.00%	89.07%	92.22%	100.00%	92.22%	21.72%	15.81%	21.65%
鳥取	94.86%		94.86%	94.90%		94.90%	91.54%		91.54%	94.60%		94.60%	28.84%	6.90%	28.78%
松江	95.82%		95.82%	95.78%		95.78%	93.05%		93.05%	95.59%		95.59%	31.42%	41.77%	31.53%
倉敷	94.86%		94.86%	94.85%		94.85%	92.98%		92.98%	94.73%		94.73%	45.21%	64.28%	45.23%
呉	96.16%	100.00%	96.16%	96.12%	100.00%	96.12%	93.89%	100.00%	93.89%	95.99%	100.00%	95.99%	44.18%	4.71%	44.04%
福山	91.88%	72.15%	91.87%	91.96%	81.42%	91.95%	89.54%	75.81%	89.52%	91.72%	74.61%	91.72%	16.73%	9.25%	16.65%
下関	94.40%	100.00%	94.40%	94.42%	100.00%	94.42%	91.28%	100.00%	91.28%	94.18%	100.00%	94.18%	32.47%	41.61%	32.50%
高松	91.41%	100.00%	91.41%	91.81%	100.00%	91.81%	87.61%	100.00%	87.61%	91.26%	100.00%	91.26%	26.38%	45.13%	26.41%
松山	95.58%	0.63%	95.58%	95.53%	0.63%	95.53%	93.57%	0.00%	93.57%	95.43%	0.53%	95.43%	42.42%	32.90%	42.39%
高知	93.77%	0.00%	93.77%	93.67%	0.00%	93.67%	90.87%	0.00%	90.87%	93.51%	0.00%	93.51%	37.64%	35.91%	37.63%
久留米	95.94%		95.94%	95.92%		95.92%	95.11%		95.11%	95.88%		95.88%	27.35%	33.48%	27.39%
長崎	92.87%	100.00%	92.87%	92.07%	100.00%	92.07%	88.81%	100.00%	88.81%	92.39%	100.00%	92.39%	29.07%	21.04%	28.99%
佐世保	93.68%		93.68%	93.65%		93.65%	91.40%		91.40%	93.48%		93.48%	13.33%	11.32%	13.30%
大分	95.65%	100.00%	95.65%	95.68%	100.00%	95.68%	93.47%	100.00%	93.47%	95.51%	100.00%	95.51%	32.21%	30.03%	32.20%
宮崎	92.58%	55.31%	92.58%	92.47%	54.60%	92.47%	90.29%	56.00%	90.29%	92.38%	55.25%	92.38%	17.68%	23.23%	17.74%
鹿児島	92.79%	100.00%	92.79%	92.78%	100.00%	92.78%	90.07%	100.00%	90.07%	92.58%	100.00%	92.58%	23.31%	24.77%	23.32%
那覇	93.51%		93.51%	93.47%		93.47%	93.11%	100.00%	93.11%	93.47%	100.00%	93.47%	18.36%	24.16%	18.38%
平均	93.40%	89.29%	93.40%	93.29%	89.51%	93.29%	90.83%	88.66%	90.83%	93.18%	89.58%	93.18%	25.88%	24.77%	25.73%

(和歌山市提供資料より)

現年度の収納率については、中核市平均 93.18%に対し、92.22%と1%ほど低くなっている。また滞納繰越分に関しては、中核市平均 25.73%に対し、21.65%となっており、一度滞納すると収納することが難しいといった現状である。なお、医療分・支援分は、⑤保険料算定方法で記載した医療保険・後期高齢者支援金であり、この2つに関しては納付対象者が同じであるため、収納率は調定の割振の影響で誤差は生じるが、ほぼ同じとなる。一方介護分は、介護保険であり、納付対象者が40～64歳と限られているため、医療分・支援分と乖離が生じる。未納者に対しての収納業務は、株式会社アイティフォーに一部委託しており、月に1度、業務内容の報告が提出される。

(意見) 未納者への対応について

和歌山市としては、電話や納付通知を送るなど、未納者に対して株式会社アイティフォーと契約し督促を行っており、また、その内容について担当者・交渉日時・交渉内容をサーバー上の一覧で保管しており、管理体制には問題がないと考えられる。しかし、現状の収納率のままでは、納付者が未納者分を肩代わりしているとみなされかねず、公平性に問題がある。

(意見) 収納率の向上について

コンビニエンスストアでの納付や電子マネーでの納付も可能となり、被保険者にとっての利便性は高くなっていると考えられるが、収納率が現年分・滞納繰越分、共に全国中核市の平均を下回っている。収納率を上げるために、例えば自主納付としている市民に向けて、より収納率の高い口座振替を推奨すれば、滞納の一因である失念による納付漏れは防止できる。より一層の改善が望まれる。

(イ) 滞納者の保険者証の扱い

保険料に未納がある場合、法律の規定により和歌山市の判断で通常の被保険者証と比較して有効期間が短い(6ヶ月)短期被保険者証が発行される。短期被保険者証の発行手順は以下のとおりである。

- i) 長期被保険者証世帯のうち、過年滞納世帯の抽出を行う。
- ii) 抽出した世帯に対して、「国民健康保険短期被保険者証の交付について」を送付する。
- iii) 期日までに納められなかった場合には、短期被保険者証世帯データを作成し、該当世帯に短期被保険者証を送付する。

仮に完納できた場合、短期証の期間の途中であっても長期証へ切り替えることが可能となっている。

また、やむを得ない特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険料を滞納している世帯主に対しては、被保険者証の返還を求め、それに代わるものとして被保険者資格証明書を発行している。被保険者資格証明書となった場合、原則として世帯主の世帯に属する被保険者が保険医療機関で療養を受ける場合には、一旦診療費用の全額を負担し、後に保険者に療養費の支払いを求めることとなる。被保険者資格証明書を発行する事由としては、連絡をしても連絡がつかなかったり、居場所が分からない場合が多く、現在、被保険者資格証明書保有者数は537名である。

(指摘) 資格証明書への切り替えについて

納付相談に応じている市民に関しては、国民健康保険短期被保険者証を発行しているが、納付相談とおりのスケジュールで納付していなくても、その後の納付相談に応じ和歌山市職員が切り替えは不要であると判断すれば、資格証明書への切り替えは行われたい。現在は、和歌山市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要綱により、切替えの基準が設けられているが、当基準でカバーできない局面で、例外として職員の判断によって切替えを行っていない事例があり、その判断時の証憑は残されていない。例外として職員の判断で切替えを行わなかった場合は、その際は承認プロセスの書類を残す必要がある。

⑧ 減免制度について

次のような場合、保険料の減額免除を受けることができる。

(ア) 法定軽減

世帯の総所得によって、保険料のうち平等割額・均等割額から7割・5割・2割軽減される。なお、追加の申請等は不要である。

i) 7割軽減対象の市民

世帯の総所得金額が $430,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の市民

ii) 5割軽減対象の市民

世帯の総所得金額が $430,000 + 285,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の市民

iii) 2割軽減対象の市民

世帯の総所得金額が $430,000 + 520,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の市民

(被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した市民も含まれる。また給与所得者等とは、国民健康保険に加入している市民の中で、給与所得もしくは年金所得のどちらか一方でも所得がある市民のことを言う。)

(イ) 市の減額免除等

以下の場合、追加の申請を行うことで保険料の減額免除が受けられる。

- i) 災害等による居住家屋の損壊又は床上浸水
- ii) 解雇などの理由により離職され、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として失業等給付を受けている場合
- iii) 倒産、解雇などにより年間所得が前年より半分以上減少した場合でかつ前年の世帯の合計所得が 5,000,000 円以下の場合（定年退職等を除く）
- iv) 強制入所
- v) 社会保険等に加入していた市民が後期高齢者医療保険に変わることに
より、その扶養となっていた 65 歳以上の市民が国民健康保険に加入した
場合
- vi) 新型コロナウイルス感染症の流行により、主たる生活維持者に影響が及
んだ場合

減免額については以下のとおりである。

減免額

- i) 全壊は免除、半壊、床上浸水は 5 割減額
- ii) 前年の給与所得をその 100 分の 30 とみなして保険料を算定。（離職の翌
日から翌年度末まで）
- iii) $\text{所得割額} \times (\text{前年世帯所得額} - \text{当該年世帯所得額}) \div \text{前年世帯所得額} \times 0.5$ （所得割額の最大 50%）
- iv) 入所している期間免除
- v) 平等割額、均等割額の最大 50% 減額（国保資格を取得してから 2 年間に
限る）と所得割額全額免除（ただし、平等割半額については被保険者が
旧被扶養者のみの世帯に限る）。
- vi) 対象保険料（税）額（※ 1） \times 減額又は免除の割合（※ 2）

※ 1 : 対象保険料（税）額 = $A \times B \div C$

A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等
に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2
以上ある場合はその合計額）

C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する
全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※ 2 : 減額又は免除の割合は以下のとおりである。

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全額
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

以下、2021年3月31日時点の各件数及び減免額である。

	適用件数	被保険者数	減免額（円）
非自発的失業	810	1,289	77,005,531
生活困窮	1	2	64,700
災害等	5	9	202,310
旧被扶養	215	256	9,359,269
その他	35	41	792,500
コロナ減免手計算※	156	334	29,601,450
コロナ減免自動計算	176	336	35,245,410

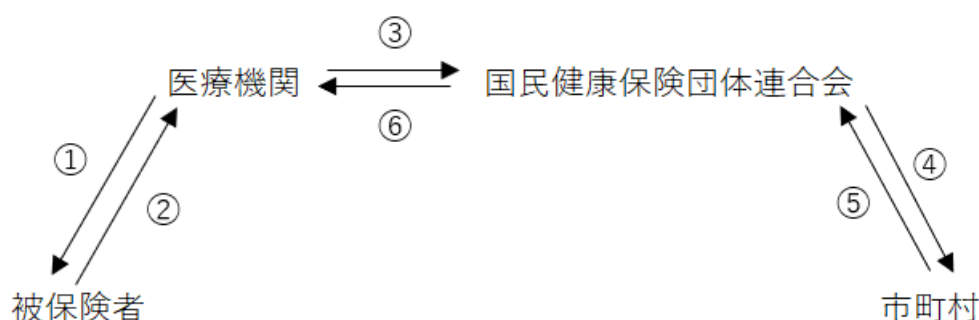
(和歌山市提供資料より作成)

※ コロナ減免手計算・自動計算の違いは、途中で所得の変更や国民健康保険への加入・脱退があった場合、自動計算できなくなるため、その場合に手計算で計算している。

⑨ 医療機関への支払

医療費の財源には、市民から和歌山市が徴収する保険料、和歌山県から交付される普通交付金などがある。保険給付の一連のプロセスは以下のとおりである。

- (ア) 医療機関は患者（被保険者）に対して医療行為を行い、3割（又は2割）の自己負担を請求する。
- (イ) 患者（被保険者）は、医療機関に3割（又は2割）の自己負担金を支払う。
- (ウ) 医療機関は、国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書（レセプト）を提出し、7割（又は8割）の療養給付費を請求する。
- (エ) 国民健康保険団体連合会は保険者に7割（又は8割）の療養給付費を請求する。
- (オ) 保険者は国民健康保険団体連合会に7割（又は8割）の療養給付費を支払う。



(和歌山市提供資料より作成)

上記図の③④について、レセプトの内容確認や請求等、和歌山市のみで完結するわけではなく、他団体も絡んでくるということで、詳細なヒアリングを実施した。

国民健康保険団体連合会は、医療機関から提出されたレセプトの一次審査を行い、問題がなければ和歌山市に請求書を送付し、和歌山市は国民健康保険団体連合会の請求額に基づき支払いを実施する。その際、一次審査済みの電子レセプトも全件送付されてくる。

次に二次審査を和歌山市が実施する。ただし、レセプトは毎月 10 万件以上あるため、その審査を和歌山市が実施するには莫大なシステム経費・人員・ノウハウ等が必要となるため、国民健康保険団体連合会に委託している。委託内容には一般業務と特別業務がある。

一般業務は以下のとおりである。

- ① 被保険者世帯情報及び個人情報登録に関すること
- ② 診療報酬明細書、レセプト、柔道整復師施術療養費支給申請書及び療養費支給申請書の資格確認及び給付内容の点検に関すること。
- ③ 被保険者の給付記録に関すること。
- ④ 高額療養費に関すること。
- ⑤ 高額介護合算療養費に関すること。
- ⑥ 各種統計資料に関すること。
- ⑦ 事業状況報告書の集計処理に関すること。
- ⑧ レセプトの画像化及び原本管理に関すること。

特別業務は以下のとおりである。

- ① 医療費通知書の作成
- ② 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成
- ③ 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検
- ④ レセプトの資格確認による返戻処理
- ⑤ その他資料の作成

これらのうち、和歌山市では①②③⑤を国民健康保険団体連合会委託にしている。なお一般業務の②では、医療機関を診療月単位で点検し、特別業務の③では、医療機関の複数の診療月を点検することと医療機関と薬剤薬局を点検するので、別の業務である。また、特別業務の④については委託してもしなくても手数料に変化はないため、手数料の観点からも問題はない。

(2) 歳入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなってから、歳入・歳出共に内容が大きく変わっている。以下、平成 28 年度から令和 2 年度分までの決算状況の推移である。

(単位：千円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	50,028,084	49,820,166	41,595,211	41,953,673	41,725,626
保険料	7,760,630	7,596,929	7,278,696	6,986,482	6,803,572
国庫支出金	11,527,197	10,643,089	-	6,618	82,761
都道府県支出金	2,121,034	2,062,685	27,423,977	27,809,895	27,557,055
他会計繰入金	4,092,882	3,929,220	3,759,312	3,671,271	2,578,133
繰越金	743,542	1,700,391	2,998,155	3,270,965	3,474,409
その他	23,782,799	23,887,852	135,071	208,442	229,696
歳出	48,327,693	46,822,011	38,324,246	38,479,263	38,126,097
総務費	561,515	529,933	542,861	556,587	542,469
保険給付費	29,423,867	28,260,778	26,987,085	27,390,203	27,090,241
国民健康保険事業費納付金	-	-	10,014,866	10,131,081	10,085,439
共同事業拠出金	10,863,821	10,300,317	4	4	3
保険事業費	314,372	310,132	319,170	311,266	295,572
その他	7,163,719	7,420,851	460,060	90,122	112,373
収支	1,700,391	2,998,155	3,270,965	3,474,410	3,599,529

(令和 2 年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査意見書より)

① 歳入

平成 30 年度より、国庫支出金が減少し、療養給付費交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金については給付されなくなった。また、人口の減少に伴い保険料が年々減少傾向にある。

② 歳出

平成 30 年度より、共同事業拠出金が減少し、後期高齢者支援金等・前期高齢者納付金等・介護給付費納付金についての歳出がなくなった。

(3) 実施した手続

ヒアリング及び内部管理資料の閲覧を実施した。

(4) これからの国民健康保険

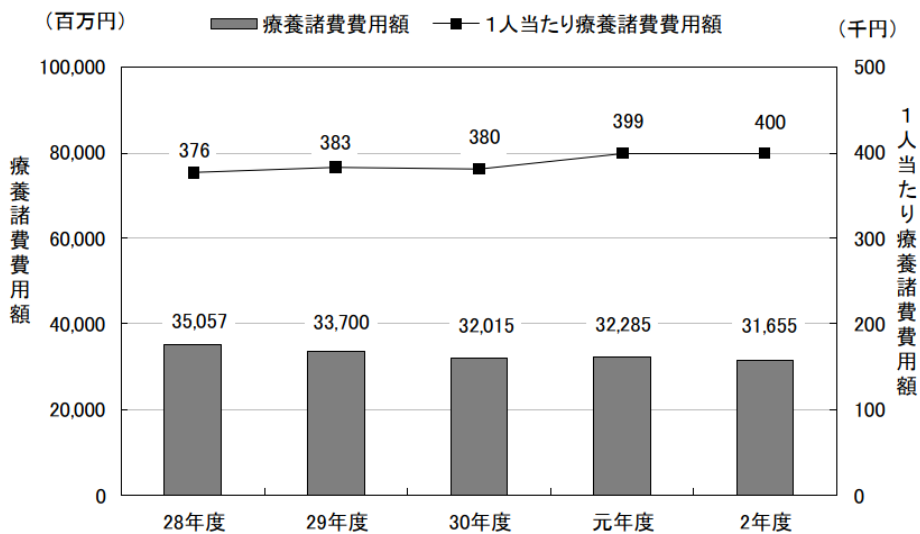
日本では少子高齢化が進んでおり、和歌山市でも同様である。令和 3 年 3 月に和歌山県で策定された「第二期和歌山県国民健康保険運営方針」では、国民健康保険の将来見通しについて、第一期国保運営方針の対象期間である令和 2 年度に加え、いわゆる団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行した後の令和 7 年度までにおける、「被保険者数」「1 人当たり医療費」「医療費総額」について推計している。和歌山市においても、同様に検討する。

① 被保険者数

(1) ④の被保険者の推移からも読み取れるが、被保険者数が年々減少してきている。団塊世代が令和7年までに後期高齢者医療制度へ移行することから、今後も国保加入者は減少を続ける見込みである。

② 1人当たり医療費及び総額

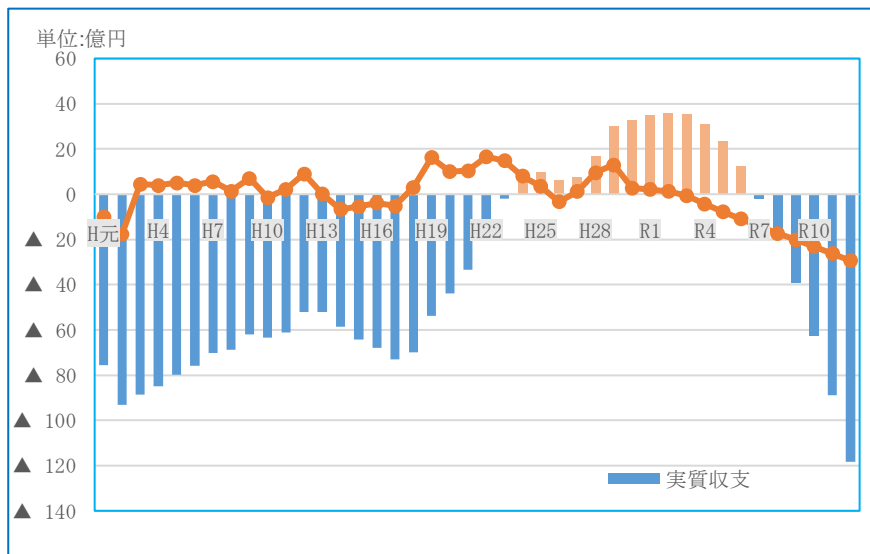
先進医療の発達に伴い、1人当たり療養諸費費用額が上昇している。ただし、①の被保険者数の減少が著しいため、総額でみると減少している。以下、療養諸費費用額及び1人当たり療養諸費費用額のグラフである。



(令和2年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査意見書より)

③ 今後の国民健康保険事業特別会計の推移

以上に基づき、和歌山市でも収支が将来的に以下のように推移していくと予測を立てている。



(和歌山市提供資料より)

(意見) 将来推計の作成について

将来推計のシミュレーションとして令和4年度より赤字化しその補填のために36億円の繰越金の取り崩しが見込まれているが、当該シミュレーションによれば、赤字の拡大により近い将来には、現在の36億円の繰越金が欠損金になるという悲惨なシナリオとなっているため、今後の1人当たりの医療費の上昇傾向などを踏まえたより詳細な推計値を作成し、収納率の向上や適正な保険料水準の検討など、対策を練る必要がある。

3.2 卸売市場事業特別会計

(1) 事業の概要

卸売市場とは、野菜、果実、魚類等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であり、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものを言う。

そのうち、中央卸売市場とは、施設の規模が一定以上であることその他卸売市場法に定める要件に適合している卸売市場であって、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場として農林水産大臣の認定を受けているものである。

令和3年3月31日時点

名称	和歌山市中央卸売市場
開設者	和歌山市
所在地	和歌山市西浜 1660 番地 401
開設日	昭和 49 年 3 月 26 日（農林大臣開設認可） 昭和 49 年 4 月 19 日（業務開始） 令和 2 年 6 月 16 日（農林水産大臣認定）
敷地面積	132,237 平方メートル（約 4 万坪）
取扱品目	
青果部	野菜、果実及びこれらの加工品等
水産物部	生鮮水産物及びその加工品等
事業者数	
青果部	卸売業者・・・2 業者 仲卸業者・・・22 業者 売買参加者・・・36 業者
水産物部	卸売業者・・・1 業者 仲卸業者・・・31 業者 売買参加者・・・41 業者
総合食品センター事業者	36 業者

(2) 事業の根拠法

- ・ 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）

第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

- 卸売市場法の改正について

令和2年6月21日より卸売市場法が改正された。規制が緩和され市場及び市場利用者の自由裁量が広がっており、次のようなビジネスモデルにより市場間の競争が加速するものと考えられる。

	改正前	改正後	狙い
輸出の促進	仲卸業者による産地からの直接集荷（直荷引き）は原則禁止	国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能	輸出のための品揃えの充実と販路拡大
産地直送	農産物は卸売市場に持ち込んで取引すること（商物一致）が原則	国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能	輸送時間の短縮による鮮度保持・物流の効率化
市場間ネットワーク	卸売業者による同一市場内の仲卸業者以外（第三者）への卸売は原則禁止	国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能	他市場への転送等を効率化し、農産物の過不足を調整

- 卸売市場法施行令

- 卸売市場法施行規則

- 和歌山市中央卸売市場業務条例

- 第1章 総則

- (目的)

第1条 この条例は、和歌山市中央卸売市場(以下「市場」という。)の設置並びに市場に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

- 和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則

- 第1章 総則

- (趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市中央卸売市場業務条例(昭和49年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(3) 沿革

① 市場のなりたち

慶長（1596年～）の始め頃「西ノ店」に「広瀬東ノ店」から移転した魚市ができる。また、「中ノ店」にも中魚町という魚市の場があった。

天保7年（1836年）には湊浜（紀の川河岸）築地でも魚の市をするようになり「中ノ店」は主として塩もの「西ノ店」「湊築地」は生ものを扱った。

明治維新後、問屋株制が廃止され3つの市場はなくなったが、もともと魚仲買が問屋から買受けた魚を小売商人に分売する場所であった「東鍛冶屋町」を魚市場とし、すべてここで取引するようになった。しかし、昭和20年7月9日夜の戦災で市場問屋付近一帯が焼野原と化したためその後は「和歌浦出島浜」で魚の市が行われるようになった。

「万町」の青物市場も「西ノ店魚市」と同じく慶長の頃に始まり、青物から凍豆腐、割菜、椎茸、荒布など、乾物類一切をこの市場に集荷させたため、その区域は本町1丁目、大工町、鍛冶屋町、駿河町、福町等に亘り非常に繁栄した。一方、柿、柑橘など果物類を扱う山物市場が「田中町」にあったが、明治維新後の旧問屋制廃止とともに「万町」の青物市場に移った。そのため、「万町市場」は益々盛んとなったが、昭和20年7月の戦災で300年の長い歴史を閉じた。戦後「万町」付近は問屋街となった。

② 中央市場の開設

戦後、いち早く東和歌山及び市駅付近その他に自由市場が発生し、市民の生鮮食料品はこれらのルートを経て賄う状態であった。また「万町市場」も復旧しつつあったが、和歌山市は物資流通秩序の確立と適正価格による取引を行い市民食生活の安定を図るため、昭和31年11月湊紺屋町に「和歌山市中央市場」を開設した。

③ 和歌山市中央卸売市場の開場

昭和30年8月和歌山県「和歌浦魚市場」が開設されており、昭和38年に市へ移管された。

その後、食料品需要の高まり及び市場施設の老朽化と狭隘化、また自動車の大型化による駐車場不足問題等を改善するため「和歌山市中央市場」と「和歌浦魚市場」を移設し、全国37番目の中央卸売市場として昭和49年4月19日に『和歌山市中央卸売市場』を和歌山南港（現在の住所）に開場した。

（和歌山市市場パンフレットより）

(4) 市場について

① 市場関係者の役割

・ 卸売業者

開設者（和歌山市長）の許可を受け、生産者、出荷団体等から委託または買付により生鮮食料品の集荷を行い、せり・相対取引などの方法によって、仲卸業者や売買参加者に販売する者をいう。

・ 仲卸業者

開設者（和歌山市長）の許可を受け、市場内に店舗を置き、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品の仕分け・調整を行い、買出人（仲卸業者から生鮮食料品を買い受ける小売業者、飲食業者など）等に販売する者をいう。

・ 総合食品センター事業者

開設者（和歌山市長）の許可を受けて、市場機能を充実させるための業務や、飲食業、物品販売業など市場利用者がより便利になるような業務を営む者をいう。

（和歌山市 HP より）

(意見) 事業者の公募について

和歌山市中央卸売市場では、直近で総合食品センター事業者を公募した実績があるのみで、開設後一度も仲卸業者の公募の実績がない。

これは、仲卸業者には中小企業者が多く、当該企業者の保護を図ったものであるが、市場の取扱量が伸び悩む現状を鑑みると、市場全体の活性化につなげるため、公募により新規参入者を募るべきである。

② 取引高の推移（暦年）

（単位：千円）

年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
野菜	10,965,163	10,130,227	9,932,452	8,686,219	9,215,878
果実	4,812,577	4,721,557	4,491,053	4,841,369	4,670,925
水産物	11,776,643	10,936,734	10,234,387	9,647,735	8,731,691
合計	27,554,383	25,788,518	24,657,892	23,175,323	22,618,494

③ 歳入歳出の推移

(単位：千円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	446,242	508,296	492,332	2,025,746	2,200,393
使用料及び 手数料	248,019	242,237	233,637	230,987	231,428
繰入金	91,010	116,448	75,046	105,869	56,127
諸収入	107,213	124,099	130,040	119,574	182,727
国庫支出金		25,512	21,809	383,517	345,411
市債	-	-	31,800	1,184,800	1,384,700
繰越金	-	-	-	999	-
歳出	446,242	508,296	491,333	2,025,746	2,200,393
卸売市場費	388,817	447,222	430,348	1,964,658	2,135,841
公債費	57,425	61,074	60,985	61,088	64,552
歳入歳出 差引額	-	-	999	-	-

④ 市場使用料の算定方法について

市場使用料の徴収方式と算定方式について、昭和 48 年 9 月に農林省食品流通局市場課から基本的な考え方が示されており、その方式に沿って使用料を算定している。

面積割使用料＝償却費＋地代＋修繕費＋管理事務費＋損害保険料－売上高割使用料（*1）

（*1）取扱高の原則 1,000 分の 3 に相当する額及び第 48 条又は第 49 条の規定による届出を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額の原則 1,000 分の 3 に相当する額（和歌山市中央卸売市場業務条例）

(5) 和歌山市中央卸売新市場整備構想

① 新市場の構想について

和歌山市中央卸売市場は、昭和 49 年の開場以降、市民等への生鮮食料品の供給拠点として大きな役割を担ってきている。築 40 年を経過し施設の老朽化や耐震性の不足が問題となっているとともに、近年の食品流通形態の変化、消費者ニーズの多様化などに対応した施設のあり方が求められている。

① 機能的な売場等の施設機能

今後の取扱数量を見据えるとともに、市場関係業者等の数や仕事のしやすさに配慮した売場等スペースの整備を行う方針とする。

基本的には、取扱数量に見合った施設規模を確保する方針とし、売場や事務所、通路など、無駄のない効率的なスペースとなるよう計画し、荷卸しや積み込みなどの作業効率を踏まえるとともに、冷蔵庫スペースやピッキング、加工スペースについても、設置場所や広さ等を調整しながら、より効率的で機能的な卸売市場を目指す。

<p>② 効率的な物流・動線機能</p> <p>効率的な場内車両動線を実現するため、入出荷時の動線ができるだけ輻輳、交錯しない計画とする。産地等からのトラックの入荷時動線は、卸売場へ寄り付きやすい施設配置とし、屋根のある一時的な荷捌き・保管スペースを設置することで、建物内にスムーズに商品を搬送できるよう配慮する。</p> <p>また、仲卸を経由した商品を調達する買出人の車両動線は、上記の産地等からの入荷トラック動線とは別の出入口、ルートとし、商品の一方通行の流れに沿って買出しのための建物への寄り付き、積み込みが可能となる計画とする。なお、売場施設の配置及び動線計画は、既存の冷蔵庫棟が利用しやすい位置となるよう配慮する。</p>
<p>③ コールドチェーン等の衛生対策機能</p> <p>食の安全・安心を提供できる衛生的な環境を実現するため、市場内のコールドチェーンを確立する。閉鎖型施設の整備により、風雨や鳥類・小動物の進入を防ぐとともに、空調による一定温度の保持や、建物内への入出荷車両のコントロールなど、品質管理のさらなる向上を推進する。</p> <p>また、流通過程における品質管理を徹底するため、開設者や市場関係者が一体となった運用に取り組む方針とする。</p>
<p>④ 見学対応・情報発信機能</p> <p>開かれた市場の実現に向けて、一般の見学者対応を適切に実施できる計画とする。安全で見やすい見学ルートや案内サインを設置するなど、卸売市場で取り扱う各種食材や市場で働く人の動き、せりの様子などを間近で見学し、学ぶことのできる環境づくりを目指す。</p> <p>また、料理教室の開催等による食育の推進や展示などによる市場の紹介について、隣接する道の駅と連携した取り組みを推進するとともに、市場の親しみやすさ、楽しさなど様々な魅力をホームページやパンフレット等で積極的に発信できる仕組みづくりを進める。</p>
<p>⑤ 環境配慮・省エネ機能</p> <p>自然エネルギーの積極的な活用や省エネルギー促進のため、太陽光発電パネルの設置やLED照明の採用、建物の断熱性の確保など、環境配慮技術の積極的な導入を検討する。</p> <p>また、生ごみや発泡スチロールなど、様々な塵芥を適切に分別、廃棄・処理できる機能を確保するとともに、再資源化を推進するなど、環境負荷の低減に寄与する。</p>
<p>⑥ 災害時の防災拠点機能</p> <p>中央卸売市場は、大規模地震など災害時においても、市内及び周辺の広域の地域に対して生鮮食料品を供給する拠点としての機能を備える必要があり、施設の耐震性の確保や非常用電源等の導入など、必要な対策を推進する。</p> <p>また、大地震発生による万一の津波等浸水時において、市場関係者や周辺住民などが市場の建物に一時的に避難できるよう、防災拠点としての機能を確保する。</p> <p>さらに、災害時における流通機能を途絶えさせないよう、BCP（事業継続計画）の構築の検討を進め、開設者や市場関係者が一体となって市場機能の維持に向けた取り組みを進めていく。</p>

② 概算事業費及びその財源について

新市場の建設費の内容は以下の内訳となり、総額で97億円の工事となる予定である。

費目	金額（億円、税込）
設計関連費	2.8
建物新築工事費	78.8
屋外附帯工事費	2.7
既設解体・撤去工事費	13.3
合計	97.6

上表の新市場の建設費の総額のうち、交付金や余剰地の売却金によってまかなう金額を控除し、使用料によってまかなうべき経費は以下のとおりとなる。

費目	金額（千円）
償却費	126,997
地代	17,517
修繕費	10,000
管理事務費	187,615
損害保険料	575
売上高割使用料	82,411
面積割使用料	259,933

使用料によってまかなうべき費用を、売上割使用料及び面積割使用料によってまかなうこととなる。面積割使用料については、各施設利用者に一律の割合で単価の値上げを実施する予定である。

（単位：円）

		現行使用料単価	新使用料単価
卸売場施設	青果	186	346
	水産	306	346
仲卸売場施設		1,236	1,931
買荷保管積込所施設		1,140	1,781
倉庫施設		480	750
加工処理高度化施設		648	1,012
総合食品センター機能付加施設		1,160	1,812
近郊野菜売場		422	659
業者事務所		892	1,393

(意見) 市場の使用料金設定について

新市場の建設において、長期のシミュレーションを作成し将来の市場の使用料金設定を行っている。当該計画においては、将来の需要が上がる前提で計画を設定しているが、需要が上がらなければ一般会計からの繰り出しが多くなる見込みがある。

一般会計からの繰出金が多額にならないよう、現状把握に努め、将来需要について適宜検討を行い、使用料金を改定していく必要がある。

(6) 減免について

市場の使用料金については、以下の和歌山市卸売市場業務条例の定めにより減免することができる。

(使用料等)

第 68 条

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 使用者の責に帰することができない事由により、3 日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2) 第 66 条の規定による使用停止の期間が 3 日以上にわたるとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第 66 条 市長は、市場施設について次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 業務の監督、災害の予防、施設の改廃その他市場の管理上必要があると認めるとき。

(2) 第 62 条第 2 項の許可を受けた者が、同条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

和歌山市においては再整備に係る事由に伴い、第 68 条第 4 項第 3 号における「その他市長が特別の理由があると認めるとき」に該当し減免を行った実績はあるが、減免の恣意的な運用は見受けられなかった。

(7) 一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰り出しについては、総務省からの総財公第 77 号令和 2 年 4 月 1 日発出「令和 2 年度地方公営企業繰出金について (通知)」において、以下のとおり定められており、和歌山市も以下の基準に従って市場会計への繰出しを行っている。

第7 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする

(単位：千円)

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
指導監督に 要する経費	62,297	85,912	43,555	75,325	23,851
建設改良に 要する経費	28,713	30,536	30,492	30,544	32,276
合計額	91,010	116,448	74,047	105,869	56,127
実際繰入額	91,010	116,448	75,046	105,869	56,127

和歌山市の市場会計においては、平成30年度に整備工事に係る繰越金として999千円の繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入を行っているが、これを除き繰出基準を超える繰入はなかった。

(8) 市場開設者としての監督

和歌山市は、和歌山市条例において、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために市場開設者として監督責任がある旨が定められている。具体的には和歌山市は、取引参加者又は総合食品センター事業者に対し、業務又は財産に関する報告や資料の報告を求めることができ、関係書類・帳簿の立入検査をすることができる。

また、和歌山市は取引参加者のうち、卸売業者に対しては毎年、仲卸業者に対しては5年に一度検査を実施できるよう、ローテーションにより公認会計士による財務検査を実施している。

和歌山市中央卸売市場業務条例

(報告及び検査)

第 69 条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は総合食品センター事業者に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則

(改善措置命令)

第 88 条の 2 条例第 70 条の規定により、卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる場合は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が 1 を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合
- (3) 連続する 3 以上の事業年度において経常損失が生じた場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

(意見) 財務検査の内容について

市場使用料の設定には、事業者の売上から決定される売上割が含まれる。卸業者の売上高を含む決算書は公認会計士による財務検査がある一方で、仲卸業者の決算書は経営診断がなされるのみである。

また、決算書の売上高と市場使用料の設定根拠となる取扱高とも集計範囲に差異があるため、検査を実施する際には、使用料設定の根拠となる取扱高も含めて財務検査を行う必要がある。

3.3 土地造成事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業の内容

当事業は、優良な宅地の供給を目的として、スカイタウンつつじが丘において、平成10年度の第1期分譲開始から平成13年度の第5期分譲開始まで、計697区画の宅地分譲販売等を行っているものである。

名称	スカイタウンつつじが丘
事業開始	昭和50年度（基本方針決定）
用地買収	昭和49年度～昭和53年度
造成工事	昭和63年～平成9年度
分譲開始	平成10年度
開発面積	約65ヘクタール
総投資額	384億円（令和2年度まで）



② 事業の根拠法

- ・ 和歌山市財務に関する条例

③ 宅地分譲等の状況

令和2年度までの宅地分譲の状況は下表のとおりである。

区分	一般住宅用地			大規模施設用地		
	区画数	面積	金額	区画数	面積	金額
28年度以前	376	71,566.47	3,946,502	21	130,319.94	10,995,479
29年度	14	2,551.38	86,827	1	1,054.77	11,400
30年度	6	1,135.21	41,831	—	—	—
元年度	2	361.81	16,006	1	10,558.67	1,326,168
2年度	9	1,693.98	62,287	1	17,590.91	2,212,936
合計	407	77,308.85	4,153,453	24	159,524.29	14,545,983

(2) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
歳入	1,451,877	1,398,582	1,342,565	1,343,191	2,275,572
財産収入	150,985	98,227	41,831	1,342,645	2,275,223
一般会計繰入金	1,300,000	1,300,000	1,300,000	—	—
その他	892	355	734	546	349
歳出	4,745,191	4,464,023	4,215,200	4,001,106	3,503,507
スカイタウン つつじが丘造成費	30,550	29,991	25,436	20,559	22,469
公債費	1,075,760	1,075,760	1,075,760	1,075,760	807,370
支払利息	81,739	64,958	48,563	32,152	15,753
前年度 繰上充用金	3,557,142	3,293,314	3,065,441	2,872,635	2,657,915
歳入歳出差引額	△3,293,314	△3,065,441	△2,872,635	△2,657,915	△1,227,935
市債残高	4,625,570	3,549,810	2,474,050	1,398,290	590,920

① 歳入

令和元年度及び令和2年度は、市への近隣商業施設用地売却がそれぞれ1,326,168千円及び2,212,936千円あったことから一般会計繰入金は計上されていない。

② 歳出

スカイタウンつつじが丘造成費は分譲地の管理費用であり、主に草刈りとスクールバスの委託経費である。また、公債費は市債の償還に係る支出である。

(3) 分譲地の状況

① 分譲地の概要

スカイタウンつつじが丘は一般住宅用地と大規模施設用地からなっており、その構成及び令和2年度までの区分別販売実績は下表のとおりとなっている。

区分	区画・面積	分譲実績	進捗率
一般住宅用地	697区画	407区画	58.4%
大規模施設用地	179,853.09 m ²	159,524.29 m ²	88.7%
市営住宅用地	23,603.27 m ²	23,603.27 m ²	100.0%
医療福祉保健施設用地	44,340.56 m ²	24,011.76 m ²	54.2%
近隣商業施設用地	28,149.58 m ²	28,149.58 m ²	100.0%
教育施設用地	43,869.92 m ²	43,869.92 m ²	100.0%
その他用地	39,889.76 m ²	39,889.76 m ²	100.0%

一般住宅用地の年度別販売実績は下表のとおりである。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第4期 再販	第5期	区画計	一般宅地計 (千円)
分譲区画	100	164	140	44	86	163	697	
平成9以前								
10	74	9					83	1,321,014
11	3	13	7				23	353,975
12		4	2	5			11	184,804
13	1		12	1		8	22	300,464
14			1	1		10	12	151,709
15						8	8	92,426
16			1		11		12	103,155
17					5		5	40,480
18					12	1	13	119,094
19		2	3	2	1	24	32	237,675
20		4	1	1	5	13	24	158,003
21			1	4	6	5	16	111,124
22			2	6	5	10	23	148,154
23		3	2		6	8	19	145,130
24		2	3		1	10	16	140,307
25	1	4	7	1	2	6	21	123,927
26		1	6		1	3	11	63,708
27		1	8		2	3	14	86,028
28		5	3		1	2	11	65,325
29		2	7	1	3	1	14	86,827
30		2			1	3	6	41,831
令和元			1			1	2	16,006
2		2	2		3	2	9	62,287
販売計	79	54	69	22	65	118	407	4,153,453
残区画	21	110	71	22	21	45	290	
販売率%	79.00	32.93	49.29	50.00	75.58	72.39	58.39	

大規模施設用地の販売実績は下表のとおりである。

	市営住宅用地		医療福祉保健施設用地		近隣商業施設用地	
	面積(㎡)	金額(千円)	面積(㎡)	金額(千円)	面積(㎡)	金額(千円)
平成9以前						
10	23,603.27	1,911,865				
13			4,930.00	199,665		
16						
17						
19						
20			9,196.32	743,824		
21						
22						
24			3,676.24	58,100		
28			5,154.43	85,660		
29			1,054.77	11,400		
令和元					10,558.67	1,326,168
2					17,590.91	2,212,936
販売計	23,603.27	1,911,865	24,011.76	1,098,649	28,149.58	3,539,104

	教育施設用地		その他用地		合 計	
	面積(㎡)	金額(千円)	面積(㎡)	金額(千円)	面積(㎡)	金額(千円)
平成9以前			4,902.00	541,915	4,902.00	541,915
10			82.00	6,355	23,685.27	1,918,220
13			125.22	3,410	5,055.22	203,075
16	2,862.97	72,981			2,862.97	72,981
17			5,310.29	131,157	5,310.29	131,157
19			7,918.16	102,540	7,918.16	102,540
20	17,428.87	2,074,035	4,871.96	579,763	31,497.15	3,397,622
21			14,261.96	1,349,062	14,261.96	1,349,062
22	23,578.08	2,843,516	2,418.17	291,631	25,996.25	3,135,147
24					3,676.24	58,100
28					5,154.43	85,660
29					1,054.77	11,400
令和元					10,558.67	1,326,168
2					17,590.91	2,212,936
販売計	43,869.92	4,990,532	39,889.76	3,005,833	159,524.29	14,545,983

令和2年度までの実績では、一般分譲宅地については全697区画中、407区画で約58.4%の進捗率、大規模施設用地は全179,853㎡中、159,524㎡で約88.7%の進捗率（うち医療福祉保健施設用地は44,341㎡中、24,012㎡で進捗率が約54.2%）と完売に至っていない。

販売が伸び悩んだ要因として、近隣にふじと台（近隣民間分譲団地）が分譲されたことや、小学校、商業施設、加太線新駅などの計画が頓挫したことなどが考えられる。また、民間事業者への残地の一括売却についても、未売却地が散在していること等の要因により困難な状況にある。

現在、管理経費は年間25百万円発生しており、主なものは草刈り及びスクールバスの委託経費であり、草刈りに係る委託経費は分譲が進めば減少する費用である。

平成17年12月に「土地造成事業特別会計健全化計画」を策定し、平成17年度から令和4年度までの18年間（令和4年度が元利償還期日であることから計画したもの）で土地を完売し、累積赤字を解消した上で特別会計を清算するとしているが計画の達成は困難な状況にある。

(4) 今後の見通しについて

市では、海拔40m以上の高台にあるスカイタウンつつじが丘は、災害に強い土地であると人気が高まっていることや、今後、市道坂田磯の浦線の供用開始が見込まれ、サーフィンのメッカである磯の浦海水浴場へのアクセスが便利になることなど、スカイタウンつつじが丘の魅力は向上していくものと考えている。また、豊かな自然環境にあるスカイタウンつつじが丘を、すべての世代が安心して暮らせるにぎわいのある街になるよう取り組みを強化していきたいとのことである。

今後、現在の分譲価格や割引制度及び管理経費の検証を行い、あわせて広告宣伝手法の見直しや関係団体との連携を強化し、これまでの「待ちの販売から攻めの販売への転換」を図り、さらに関西圏への営業活動を積極的に展開していきたいと考えており、具体的には、以下に示す施策を実施もしくは予定している。

① PR手法の見直しと市外への販路拡大

【市外用チラシの作成・配布】

現在の販売用チラシは、主に市内向けに割引制度を中心とした内容となっているため、市外向けの販売チラシとして和歌山市の魅力や、移住支援・子育て支援などを盛り込んだものを作成し、PR強化を図る。

- ・ 南海和歌山市駅・岸和田駅にチラシとポスターの設置（令和3年11月～4年1月）
- ・ 和歌山県サーフィン連盟へのチラシ配布
- ・ スポーツ用品店でチラシを配架

- ・ 移住定住戦略課と連携し、相談窓口や説明会での広報の実施
- ・ 東京事務所及び和歌山県移住定住相談窓口でチラシを配架

【紹介手数料の周知】

- ・ 地元ハウスメーカーや不動産業者に対して紹介手数料支払制度（不動産協会及び宅地建物取引業協会の会員に対して、宅地売買代金の3%（事業用地は1%）の紹介手数料を支払う制度）の周知を図る。

② 市内での販路の拡大

【関係団体との連携】

市内にある関係機関と連携し、和歌山市内の顧客の開拓を行う。

- ・ 和歌山商工会議所と連携し、会員 4,000 人にチラシを配布
- ・ 職員労働組合と連携し、市内労働組合 20 団体にチラシを配布
- ・ 商工振興課と連携し、市内商業組合にチラシを配布
- ・ 観光協会と連携し、観光案内所にチラシを配架
- ・ 金融機関と連携し、大型施設用地購入希望者に対し、つつじが丘分譲地の PR を図る。
- ・ 市内不動産業者等に対する医療福祉保健施設用地の説明会の開催（予定）

（意見）土地造成事業特別会計健全化計画の達成について

スカイタウンつつじが丘土地造成事業は昭和 50 年度に事業開始し、令和 2 年度で総投資額は約 384 億円となっているが、これまでの土地の販売総額は約 187 億円にとどまっており、平成 15 年度以降、平成 30 年度まで特別会計健全化のため一般会計からの繰入を実施していた。市では平成 17 年 12 月に「土地造成事業特別会計健全化計画」を策定し、その中で、平成 17 年度から令和 4 年度までの 18 年間で分譲土地を完売し土地造成事業を終了するとしているが、令和 2 年度までの実績では、一般分譲宅地については全 697 区画中、407 区画で約 58.4%の進捗率、大規模施設用地は全 179,853 m²中、159,524 m²で約 88.7%の進捗率（うち医療福祉保健施設用地は 44,341 m²中、24,012 m²で進捗率が約 54.2%）と完売に至っていない。

分譲地の販売が進まないと、雑草の剪定等の維持管理コストが継続して発生していくことから、「土地造成事業特別会計健全化計画」の最終年度が来年度に迫る中、分譲土地が早期に完売できるよう、金融機関やハウスメーカーとの連携強化等の民間活用を含め、効率的・効果的かつ迅速に業務に取り組む必要がある。

3.4 土地区画整理事業特別会計

(1) 決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	55,321	69,951	49,640	47,583	12,650
財産収入	3	-	-	-	-
繰入金	54,573	69,500	49,216	765	11,087
諸収入	745	451	424	398	-
繰越金				46,420	1,563
歳出	55,321	69,651	3,220	46,020	748
東和歌山第一 地区土地区画 整理事業費	128	107	6	-	-
東和歌山第二 地区土地区画 整理事業費	54,576	69,500	2,795	45,622	748
諸支出金	617	344	419	398	-
歳入歳出 差引額	0	0	46,420	1,563	11,902

(2) 特別会計の目的

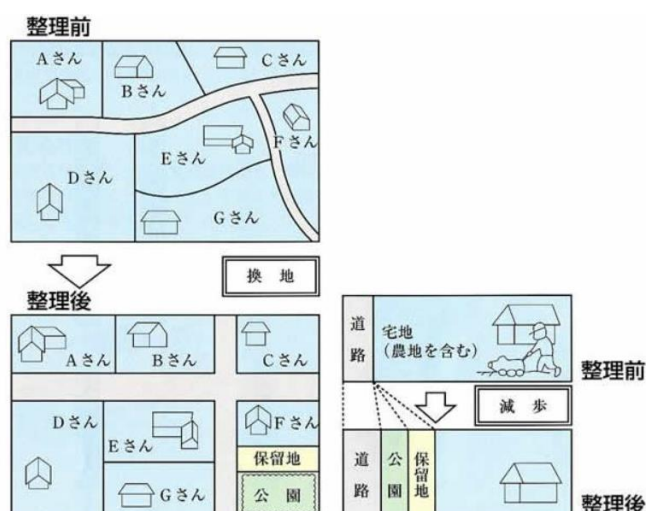
① 事業の概要

土地区画整理事業は、道路などの都市基盤施設が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区などについて、道路・公園・広場等の公共施設を整備し、宅地の区画形状を整えてその利用を増進させることにより、健全な市街地とするまちづくりの事業である。

事業の手法は、一定の区域内（土地区画整理事業施行地区）の土地所有者等から、少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、土地を交換（換地）することにより実施する。

また、減歩によって提供された土地を道路用地や公園用地としたり、保留地として売却することにより事業の資金の一部とする。

土地区画整理事業の仕組みのイメージ図は次のとおりである。



(和歌山市 HP より)

和歌山市では戦後、復興土地区画整理事業、新南第二地区土地区画整理事業、東和歌山第一地区土地区画整理事業、東和歌山第二地区土地区画整理事業等を実施し、令和3年3月末時点で施行中のものは、東和歌山第二地区土地区画整理事業である。和歌山市は、土地区画整理事業特別会計として東和歌山第二地区土地区画整理事業を実施している。

以下に概要を示す。

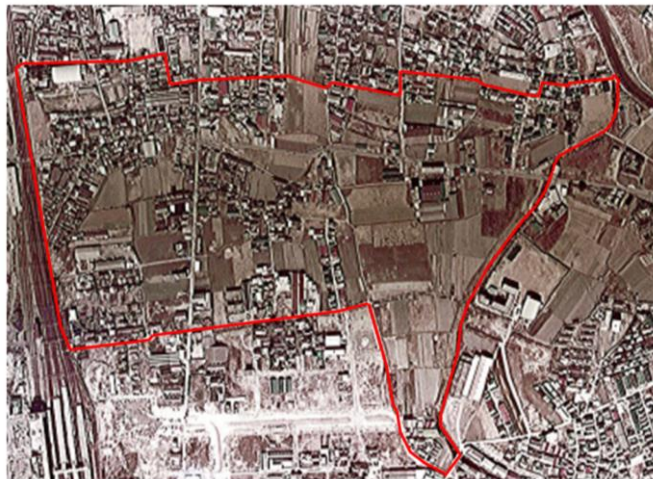
土地区画整理事業の名称	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業
施行者の名称	和歌山市
施行面積	32.2ha
施行地区の区域	和歌山市黒田、納定、吉田、太田の各一部
施行期間	昭和50年1月17日～令和6年3月31日
権利者数	1,220人(土地所有者664名 借地権者23名) ※共有は1件としてカウント 令和2年6月10日現在
筆数	整理前筆数1,107筆 整理後筆数946筆 令和2年6月10日現在
減歩率	公共減歩率 25.61% 公共保留地合算減歩率 27.57%
総事業費	12,738,000千円

② 事業の目的

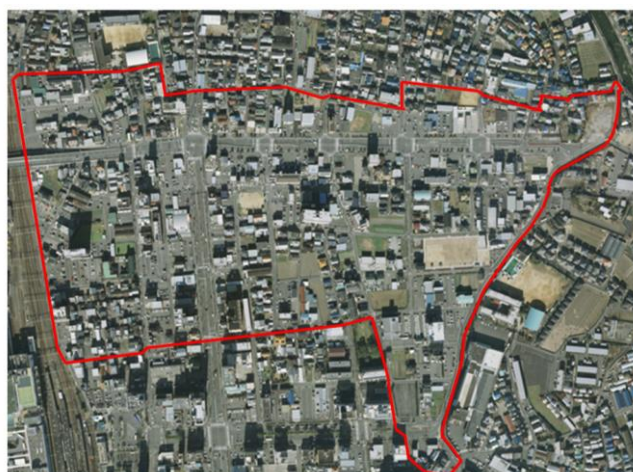
東和歌山第二地区は、JR和歌山駅東に位置し、事業当初急速に市街化されている状況であり、放置すれば不健全な市街地となることが予測された。東和歌山第二地区土地区画整理事業は、都市計画道路和歌山駅鳴神線、有本中島線、市駅和佐線を基幹として道路・公園・その他の公共施設を早急に整備改善する

とともに宅地の利用促進を図り、健全な市街地を造成することを目的としている。

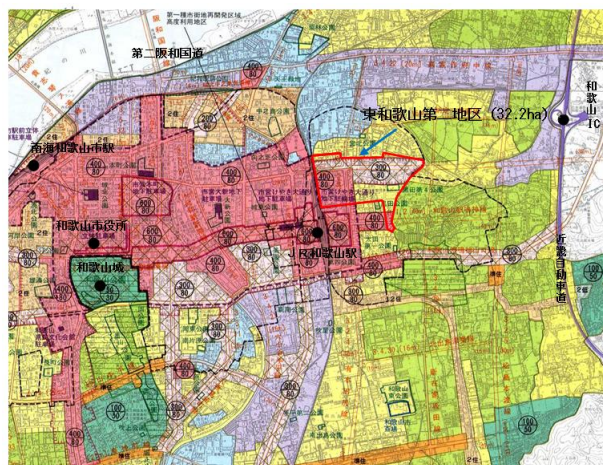
整理前の東和歌山第二地区の状況（昭和49年撮影）



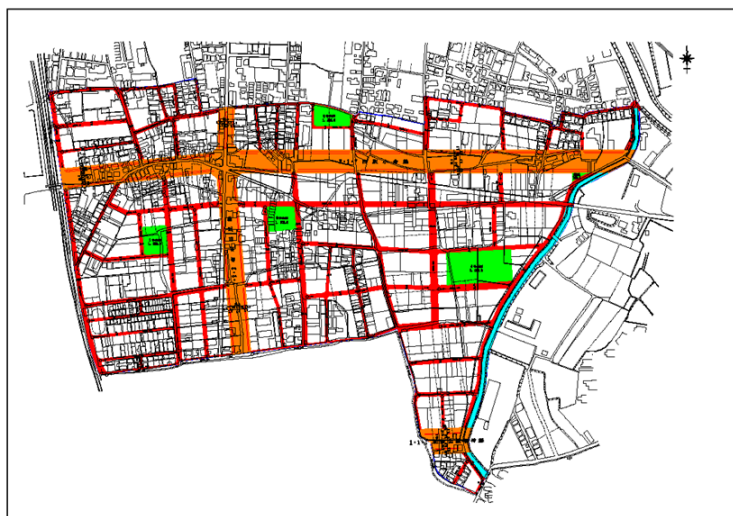
事業が進捗した後の東和歌山第二地区の状況（平成22年撮影）



東和歌山第二地区の位置図



東和歌山第二地区の設計図



③ 事業の根拠法

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

第三条第四項 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

④ 特別会計の目的

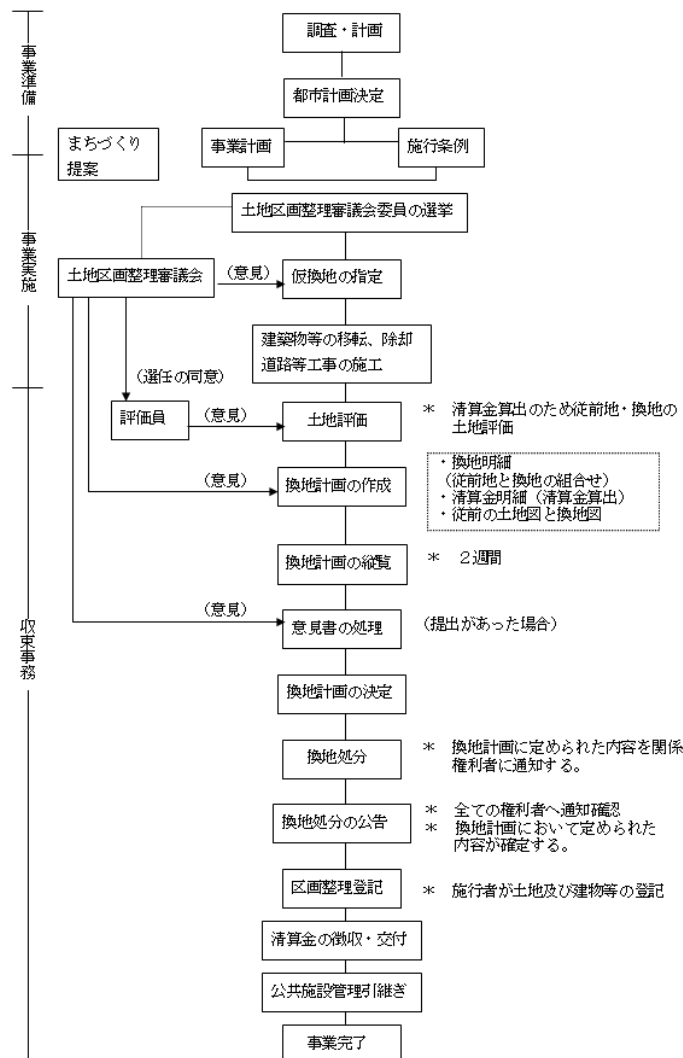
土地区画整理事業特別会計に法的な設置義務は無く、任意に設置している。

土地区画整理事業による収入として、減歩によって提供された保留地を売却し事業費の一部に充てている。また、清算金により土地の権利者間の不均衡を金銭の徴収と交付で是正を行う。よって、保留地の売却収入と事業費の対応を明確にすることや、清算金の管理を明確にすることなどが主たる目的であると考えられる。

(3) 業務内容

① 土地区画整理事業の流れ・沿革

まず、はじめに土地区画整理事業の大きな流れについて記載する。



(和歌山市提出資料)

続いて、東和歌山第二地区土地区画整理事業の沿革を記載する。

昭和41年11月11日 都市計画決定 (当初)

昭和49年2月28日～事業計画書 (当初) 縦覧

昭和50年1月17日 事業計画決定 (当初)

昭和50年8月10日 土地区画整理審議会委員選挙

昭和50年10月29日 第一回土地区画整理審議会

昭和51年8月28日 仮換地指定開始

平成28年3月10日 第13回事業計画変更 (直近)

令和2年10月27日 第34回土地区画整理審議会 (直近)

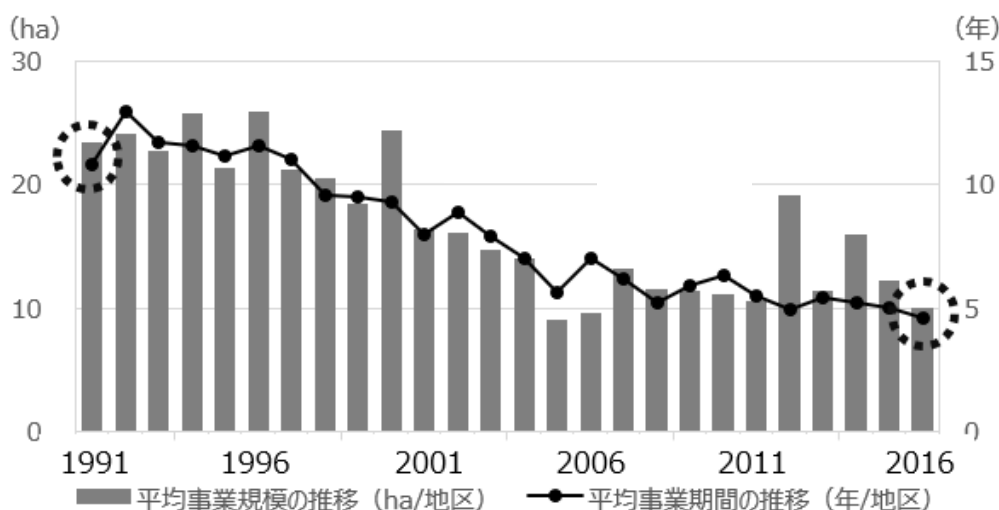
土地区画整理事業では、多岐にわたるプロセスを経て事業の完了に進む。調査・計画から始まり、都市計画決定・事業計画の認可の準備段階を進め、土地区画整理審議会の設置及び評価員の選任をする。そして、道路等工事の施工、補償業務といった事業のメインとなる段階に進み、最終段階として換地処分、清算金の徴収・交付という収束事務に進む。

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、平成 28 年度で道路等工事の施工や補償業務は完了し、換地処分に向けての準備を行う収束事務の段階である。

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、都市計画決定したのが昭和 41 年 11 月 11 日であり、都市計画決定以降 50 年以上、事業着手日が昭和 50 年 1 月 17 日であるので、事業着手からでも 40 年以上が経過している。

国土交通省のホームページによると、土地区画整理事業の平均事業規模、平均事業期間は年々縮小傾向にあり、2016 年には平均事業期間は 5 年となっている。事業期間が長かった 1991 年においても 10 年となっており、東和歌山第二地区土地区画整理事業が長期にわたり実施されている事業であることがわかる。

土地区画整理事業の平均事業規模と平均事業期間の推移



(国土交通省 HP)

事業が長期化した背景としては、事業規模が 32.2ha と平均事業規模とを比較して規模が大きいことも要因の一つであるが、当事業の家屋の移転が複雑であったことも大きな要因である。

当地区には大規模な土地の移転地があり、重要な幹線道路である都市計画道路予定地に位置していたことから、大規模な土地の移転という事業の複雑化の要因があった。また、複数の玉突き移転が必要な箇所があり、仮換地先の整備が完了して使用可能となっているところへ最初の建物が移転、その建物が移転した跡地に、2 番目の建物が移転する、といった具合に順次玉突き状に移転することが必要とされ、事業の長期化を余儀なくされたという事情がある。

(意見) 土地区画整理事業の長期化について

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、昭和 50 年事業開始以降、40 年以上が経過しており、今後も、清算金の算定・徴収等に日数を要することが見込まれる。他自治体の実施している土地区画整理事業と比較しても長期間にわたり実施されている事業となっている。

後述する住民合意の円滑化を図りつつ、今以上に効率的・迅速に業務に取り組む必要がある。

② 土地区画整理審議会

土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）は、土地区画整理事業の施行者である和歌山市の諮問機関であり、土地区画整理法第 56 条第 1 項により、設置が義務づけられている。

土地区画整理事業を施行するうえで、審議会の意見を聴かなければならない事項として、換地計画の作成又意見書の審査をするとき（土地区画整理法第 88 条第 6 項）、換地計画の変更をするとき（土地区画整理法第 97 条第 3 項）、仮換地の指定をするとき（土地区画整理法第 98 条第 3 項）及び減価補償金を交付する際の各権利者別の交付額（土地区画整理法第 109 条第 2 項）がある。

また、土地区画整理事業を施行するうえで、審議会の同意を得なければならない事項として、宅地地積の適正化を図るとき（土地区画整理法第 91 条）、借地地積の適正化を図るとき（土地区画整理法第 92 条）、宅地の立体化を図るとき（土地区画整理法第 93 条）、特別の宅地に関する措置をするとき（土地区画整理法第 95 条）、保留地の設定をするとき（土地区画整理法第 96 条第 3 項）、評価員の選任をするとき（土地区画整理法第 65 条第 1 項）がある。

東和歌山第二地区土地区画整理事業では、今後換地計画の決定等の際に審議会の審査が必要となる。

和歌山市では、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例第 9 条から第 16 条までにおいて、次のとおり定めている。

審議会名称及び委員の定数

項目	内容
委員の定数	選挙による委員 8 人 学識経験を有する委員 2 人
委員の任期	5 年
委員の選挙	候補者のうちから選挙により選定
委員となるに必要な得票数	選挙すべき委員の定数で有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1
審議会の運営	事業に従事する職員は、審議会に出席して説明・意見を述べるができる
議事録	審議会の会長は、会議の議事録を作成し、出席委員の 2 人以上とともに署名押印

上記条例について関係法規に照らして検討した。

土地区画整理審議会の定数については、土地区画整理法施行令第 18 条に規定がある。

施行面積	定数
50ha 未満	10 人
50ha 以上 150ha 未満	15 人以下
150ha 以上 500ha 未満	20 人以下
500ha 以上 1, 500ha 未満	30 人以下
1, 500ha 以上	50 人以下

東和歌山第二地区土地区画整理事業の施行面積 32. 2ha であり、定数は 10 人である。条例での定数は 10 人であり合致している。

学識経験者の人数については、土地区画整理法第 58 条第 3 項に規定があり、委員の定数の 5 分の 1 をこえない範囲内とされている。

条例での定数は 2 人であり、定数 10 人の 5 分の 1 であることから、合致している。

委員の任期については土地区画整理法第 58 条第 6 項に規定があり、5 年を超えない範囲とされており、条例での任期は 5 年であることから合致している。

立候補制については、土地区画整理法施行令第 24 条に、候補者のうちから選挙するものとされており、条例において、候補者のうちから選挙とされていることから合致している。

委員となる必要な得票数については、土地区画整理法施行令第 35 条第 3 項に施行規程に定める数としており、条例で定めていることから合致している。

平成 27 年以降に実施された審議会は次のとおりである。

第 28 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	平成 27 年 9 月 7 日 (月)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 7 名 事務局 8 名
議題	審議事項 会長及び職務代理者の選出について 議席順について

第 29 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	平成 28 年 5 月 26 日 (木)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 9 名 事務局 6 名
議題	審議事項 評価員の選任について 協議事項 平成 27 年度末事業実績について 平成 28 年度事業計画について

第 30 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	平成 29 年 5 月 25 日 (木)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 8 名 事務局 6 名
議題	審議事項 評価員の選任について 協議事項 平成 28 年度末事業実績について 平成 29 年度事業計画について

第 31 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	平成 30 年 2 月 1 日 (木)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 7 名 事務局 6 名
議題	会長及び職務代理者の選挙について

第 32 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	平成 30 年 5 月 30 日 (水)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 7 名 事務局 6 名
議題	評価員の選任について

第 33 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	令和元年 5 月 27 日 (月)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 7 名 事務局 6 名
議題	評価員の選任について

第 34 回東和歌山第二地区土地区画整理審議会	
日時	令和 2 年 10 月 27 日 (火)
場所	黒田第 4 公園 黒田集会所
出席者数	委員 8 名 事務局 6 名
議題	評価員の選任について 仮換地指定の変更について 使用収益停止について

議事録の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、議事の開催に法形式の問題点等がないかについて検討した。

参加者数については、土地区画整理法第 62 条第 3 項に委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決すとされている。

議事録を閲覧したところ、いずれも半数以上の出席により開催されており、また、いずれの議題についても全員一致で決定しており、適正であることを確認した。

また、議事録の作成方法について、和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会議事規則第 23 条に議事録には、議長及び委員 2 名が署名することとされており、いずれも適正に署名されていることを確認した。

また、議題について、法で要求されたものは過去 5 年間では、評価員の選定、仮換地指定の変更であり、いずれも審議会に諮られていることを確認した。

③ 評価員会

土地区画整理法第 65 条第 1 項によると、市長は、市施行の土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならないと定めている。

また、同条第 3 項において、市は換地計画において清算金又は保留地を定めようとする場合等は、土地及び土地について存する権利の価額等々を評価しなければならないものとし、その評価については、評価員の意見を聴かなければならないと定めている。

東和歌山第二地区土地区画整理事業では、今後換地計画において清算金及び保留地を定めようとする場合等に、土地及び借地権等の価額等の評価について評価員に諮問することが必要となる。

同事業では、平成 28 年度で工事及び補償についてはすでに完了しているため、直近のものとしては、平成 24 年開催のものとなり、開催当時の議事録を閲覧した。評価員数は 5 人であり、条例第 19 条に定める 5 人と合致しており、また、評価員の連名による意見答申に基づき算定されていることを確認した。

評価員会	
日時	平成 24 年 11 月 16 日（金）
場所	旧東和歌山土地区画整理事務所会議室
出席者数	評価員 5 名
議題	保留地の評価について

④ 事業計画

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、当初の事業計画を昭和 50 年 1 月 9 日に和歌山県知事の認可を受けて以降、13 回にわたり事業の変更を行っている。直近のものは平成 28 年 3 月 10 日に認可を受けた第 13 回目の変更になる。

土地区画整理法第 52 条第 1 項によると、市施行の土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要について都道府県知事の認可を受けなければならないとされており、同法第 55 条第 1 項及び第 2 項によると、事業計画を縦覧に供し、利害関係者は意見書を提出することができることとされている。また、同法第 55 条第 12 項及び第 13 項によると、事業計画の変更をした場合にも都道府県知事の認可を受け、事業計画を縦覧に供し利害関係者は意見書の提出をするこ

とができるとされているが、土地区画整理法施行令第4条第1項により、軽微な修正又は変更の場合は縦覧の手続きを省略することができる。とされている。

東和歌山第二地区土地区画整理事業での当初からの総事業費、事業施行期間、事業認可日、意見書の提出の有無、変更箇所については、次のとおりである。

事業認可一覧表

回数	総事業費 (千円)	事業施行 期間	事業認可日	意見書の提出	変更箇所
当初	3,480,000	昭和49年度～ 昭和54年度	昭和50年 1月9日	77名	-
第1回	3,480,000	昭和49年度～ 昭和56年度	昭和55年 3月25日	不明	不明
第2回	5,769,000	昭和49年度～ 昭和60年度	昭和56年 3月5日	不明	事業施行期間、物価変動による単価修正、公共施設整備及び建物移転等による工法変更、都市計画道路の幅員構成
第3回	7,182,000	昭和49年度～ 昭和65年度 (平成2年度)	昭和59年 11月17日	軽微な変更	事業施行期間、資金計画(建物諸物価の高騰に伴う増額)
第4回	8,510,000	昭和49年度～ 平成9年度	平成2年 7月13日	不明	不明
第5回	9,226,000	昭和49年度～ 平成9年度	平成4年 5月19日	軽微な変更	資金計画(臨時交付金の資金不足、平成3年度の物価変動)
第6回	10,362,000	昭和49年度～ 平成12年度	平成7年 3月20日	不明	事業施行期間、物価変動による単価修正、河川改修別途事業のため廃止、上水道工法、地方特定道路導入、家屋移転の6戸追加
第7回	10,592,000	昭和49年度～ 平成13年度	平成9年 7月25日	軽微な変更	事業施行期間、資金計画
第8回	12,164,000	昭和49年度～ 平成19年度	平成11年 12月3日	軽微な変更	事業施行期間、資金計画(事業費の増額)
第9回	12,164,000	昭和49年度～ 平成19年度	平成12年 3月16日	軽微な変更	資金計画(他事業施行分の変更)
第10回	12,164,000	昭和49年度～ 平成19年度	平成14年 3月22日	軽微な変更	資金計画 (補助期間の変更及び終了のため)

第 11 回	12,164,000	昭和 49 年度～ 平成 24 年度	平成 19 年 7 月 17 日	軽微な変更	事業施行期間 (移転工事、移転交渉 に期間を要したため)
第 12 回	12,577,000	昭和 49 年度～ 平成 34 年度 (令和 4 年度)	平成 24 年 5 月 25 日	0 名	整理施行前後の地積、 事業施行期間、資金計 画
第 13 回	12,738,000	昭和 49 年度～ 平成 35 年度 (令和 5 年度)	平成 28 年 3 月 10 日	0 名	公共用地の廃止、従前 地積、事業施行期間、 資金計画等

当初の事業計画では、事業計画の縦覧が必須であり、当時の記録では 77 名から意見書の提出がされ、それぞれ意見に対し回答がなされている。それ以後については、古い記録のものについては不明であるが、事業施行期間や資金計画のみの軽微な変更によるものは、事業計画の縦覧を省略している。直近 2 回は事業計画の縦覧を実施したが、意見書の提出はされなかった。

変更内容を閲覧したところ、軽微な変更としているものは工事の延期による事業施行期間の延長や、事業費の増減等によるものが大半であり、権利者の利害関係に重要な影響があるような変更がなされていないことを確認した。

また、直近の第 13 回事業計画については、県知事の認可、公告等を行うプロセスについて承認手続等が適正に実施されていることを確認した。

総事業費については、当初の 3,480,000 千円と比較して直近の第 13 回では、12,738,000 千円と 3 倍以上の金額となっている。主たる増加要因は、建物移転戸数及び移転面積が当初計画よりも増加し、それに伴い移転費用が大幅に増加(6,976,719 千円)したことによる。具体的な移転計画等を検討・精査していくなかで、移転費用が当初計画の必要額を大きく上回ることが判明したためである。

当初事業計画と最新事業計画の比較

	種別	単位	事業量			事業費 (千円)			
			当初	最新	差	当初	最新	差	
公共施設 整備	道路築造費	幹線道路	m	1,314	1,300	-14	325,150	570,444	245,294
		区画道路	m	8,489	8,667	178	512,157	1,053,579	541,422
	水路築造費	m	561	578	17	79,772	69,190	-10,582	
	公園築造費	m	9,700	9,713	13	10,300	54,500	44,200	
	計					927,379	1,747,713	820,334	
移転	建物移転費	戸	359	447	88	1,693,075	8,364,005	6,670,930	
	墓地移転費	㎡	659	1,654	995	11,610	317,399	305,789	
	計					1,704,685	8,681,404	6,976,719	
移設	電柱移設費	本	159	159	0	15,576	45,366	29,790	
	ガス移設費	m	3,620	2,706	-914	23,937	132,047	108,110	
	上水道移設費	m	4,560	4,189	-371	58,178	404,035	345,857	
	下水道移設費	m	12,195	—	—	71,153	—	—	
	用排水移設費	m	1,502	—	—	36,471	—	—	
	計					205,315	581,448	483,757	
法二条二 項該当事 業費	上水道	m	6,520	7,556	1,036	67,688	129,250	61,562	
	下水道	m	1,704	520	-1,184	197,567	54,670	-142,897	
	ガス		—	—	—	—	31,500	31,500	
	計					265,255	215,420	—	
整地工事費	㎡	215,191	104,885	-110,306	21,514	212,220	190,706		
営繕費	戸	40	20	-20	100,000	30,559	-69,441		
調査設計費	ha	32	32	0	80,750	477,111	396,361		
工事費計					3,304,898	11,945,875	8,640,977		
損失補償費	式				10,000	157,300	147,300		
計					3,314,898	12,103,175	8,788,277		
借入金利息	式				28,050	42,000	13,950		
事務費	式				137,052	592,825	455,773		
合計					3,480,000	12,738,000	9,258,000		

(和歌山市から提供)

⑤ 収束事務

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、収束事務の段階に入っており、換地計画の縦覧に向けて準備している段階であり、令和4年度中の実施を目標に進めているところである。換地計画の縦覧が完了した後、意見書の提出があった場合は、意見書の処理を行い、その後、換地計画の決定、換地処分、換地処分の公告へと進む。これらの手続きを進めていくうえで、土地の評価を確定することが重要なプロセスとなる。従前地と換地の評価額に差異がある場合、換地の評価額が従前地の評価額よりも高い場合は清算金として権利者は評価額の差額を支払う必要があり、一方、従前地の評価額が換地の評価額よりも高い場合については、権利者は清算金を交付されることとなる。地区全体で徴収される清算金の合計額と地区全体で交付する清算金の合計額は同額となる。

この清算金の徴収・交付という事務が土地区画整理事業特有の処理であり、一般的な用地買収事業のように常に買収金額が補償金として交付とされるケースと異なり、土地区画整理事業による増進を評定することに特徴があり、換地相互間の不均衡を是正するという点が清算事務のポイントとなる。

東和歌山第二地区土地区画整理事業は、この重要な土地等の評価について土地評価基準を見直し、また、適正な土地評価算定となるよう精査しているところである。

(意見) 土地評価方法について

土地区画整理事業の従前地と換地の土地評価について、路線価方式で算定していくなかで、清算金の影響をより詳細に精査し現地の実態等を考慮しつつ進めている。

権利者間の不平等が生じないよう、また、権利者への説明責任が果たせるよう十分な準備を整える必要がある。

(意見) 清算金制度についての住民理解の推進について

土地区画整理事業において、換地処分後に権利者が清算金の交付、徴収が発生することについて十分に理解がされていない可能性がある。土地区画整理事業は、一般の用地買収事業と異なり、清算金が交付となるケースと、徴収となるケースがあり、特に徴収となるケースがあることについては制度説明がされているはずであるが、長きにわたる期間の区画整理事業のため、清算金についての認識が薄れてきている可能性がある。

円滑に清算業務が進むよう、清算金制度について事前に権利者の理解が進むよう周知していく必要がある。

3.5 住宅改修資金貸付事業特別会計

(1) 事業の概要

本事業は、同和地区内の不良住宅の所有者又は居住者に対し、改修に必要な資金を市が貸付けることにより、当該地区の居住環境の整備改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした事業であり、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）」の法期限終了に伴い、平成 8 年度をもって貸付事業を終結し、現在、貸付金の償還業務を行っている。

(2) 事業の根拠法

- ・ 同和対策事業特別措置法（昭和 44～昭和 56 年度）
- ・ 地域改善対策特別措置法（昭和 57～昭和 61 年度）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年度～平成 13 年度）
- ・ 和歌山市住宅改修資金貸付規則（昭和 49 年度～平成 9 年度）

(抄) 同和対策事業特別措置法（法律第六十号（昭四四・七・一〇））

（目的）

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

（同和対策事業）

第二条 この法律において「同和対策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

（国民の責務）

第三条 すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。

（同和対策事業の目標）

第五条 同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

(国の施策)

第六条 国は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二 対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。

三 対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四 対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五 対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。

六 対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七 対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八 前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

(特別の助成)

第七条 同和対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地方債)

第九条 同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第十条 同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（関係行政機関等の協力）

第十一条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同和対策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

（抄）和歌山市住宅改修資金貸付規則（規則第49号（昭和49年8月1日））

（目的）

第1条 この規則は、同和地区内の不良住宅の所有者又は居住者に対し、改修に必要な資金の貸付けを行うことにより、当該地区の居住環境の整備改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「住宅改修資金」とは、老朽化した住宅又は防災上、衛生上劣悪な状態にある住宅で、改修により耐久性が増し、又は劣悪な状態が改善される見込みのあるものを改修しようとする者に対し、この規則により市が貸付ける資金をいう。

（貸付対象者）

第3条 住宅改修資金の貸付対象者となる者（以下「貸付対象者」という。）は、前条に規定するものであって、次の各号に該当するものとする。

(1)改修しようとする住宅の所有者又は居住者で、改修することにつき正当な権原を有するもの

(2)他の方法では、住宅を改修する資金の貸付を受けることができないと認められるもの

（貸付けの対象となる住宅改修工事）

第4条 貸付けの対象となる住宅改修工事は、住宅又は住宅部分の基礎、土台、床、柱、壁、はり、天井、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給排水設備、台所、便所等の設備について行われる増築、改築、模様替え及び設備の改善とする。

（貸付限度額）

第5条 貸付対象者が貸付けを受けることができる住宅改善資金の金額は前条の住宅改修工事に必要な金額で、40,000円から3,500,000円までとする。

（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）

第6条 住宅改修資金の貸付利率は、年2パーセントとする。

2 住宅改修資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の償還期間は、次の各号に掲げる貸付金の額に応じて、当該各号に定める期間とし、貸付金の貸付を行った日の翌日から起算するものとする。

(1) 40,000円以上300,000円未満 6年

(2) 300,000円以上600,000円未満 9年

(3) 600,000 円以上 1,000,000 円未満 12 年

(4) 1,000,000 円以上 15 年

3 貸付金の償還方法は、原則として、元利均等月賦償還とする。ただし、貸付金を借り受けた者（以下、「借受人」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

（借入れの申込み）

第 7 条 貸付金を借り受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、住宅改修資金申込書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定及び通知）

第 8 条 市長は、前条の住宅改修資金借入申込書を受理したときは、調査のうえ、和歌山市住宅改修資金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査に付し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けることを決定したときは住宅改修資金貸付決定通知書（第 2 号様式）により、貸付けないことを決定したときはその旨を、借入申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第 9 条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者（以下「借受決定者」という。）は、貸付金の貸借について、市と契約を締結しなければならない。

2 借受人は、住宅改修工事に要した費用の額が貸付金の額より低い場合においては、速やかに、貸付金の貸借についての契約の変更手続をとるとともに、その差額を返還しなければならない。

（保証人）

第 10 条 借受決定者は、前項第 1 項の契約を締結しようとするときは、市長が適当と認める 2 人以上の連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の保証人は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

(1) 市内に居住し、独立の生計を営む成年者であること。

(2) 借受金額に対する弁償の資力を有する者であること。

(3) 借受人及び借受申込者でないこと。

(4) 借受人の保証人になっていないこと。

（貸付の時期）

第 11 条 貸付金の貸付けの時期は、借受決定者が住宅工事の契約を締結した後において、市長が当該契約書の内容の審査その他により、当該工事の履行が確実であると認めたとときに行うものとする。

(3) 住宅改修資金貸付事業の概要及び年次推移

① 住宅改修貸付金の概要

貸付期間：昭和 49 年度～平成 8 年度（貸付規則は平成 9 年度に廃止）

償還期間：最大 15 年（平成 24 年度以降は滞納繰越分の償還）

最終償還年度：平成 23 年度

貸付件数：722 件

貸付金額：1,616 百万円

令和 2 年度末貸付金残高：153,906 千円

② 貸付金残高の推移

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
残高（千円）	170,408	167,962	165,640	160,720	153,906

(4) 貸付金の状況

① 事業の詳細

住宅改修資金貸付事業は、昭和 44 年に制定された国の「同和対策事業特別措置法（昭和 44 年 7 月 10 日法律第六十号）」を根拠法とし、昭和 49 年に制定された「和歌山市住宅改修資金貸付規則（規則第 49 号（昭和 49 年 8 月 1 日））」に基づき実施された事業である。

当事業は根拠法令である「同和対策事業特別措置法」第 1 条「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与すること」を目的として実施され、「和歌山市住宅改修資金貸付規則」に定める目的である「同和地区内の不良住宅の所有者又は居住者に対し、改修に必要な資金の貸付けを行うことにより、当該地区の居住環境の整備改善を図り、もって公共の福祉に寄与すること」を達成するため昭和 49 年度より実施されたが、根拠法令である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）」の法期限終了に伴い、平成 8 年度をもって貸付事業を終結し、現在は、当事業に係る貸付金の償還業務を行っている。

また、貸付金の回収業務については、平成 21 年度に、和歌山県の 3 市 5 町（平成 26 年度に 3 市 6 町となる）により組織された一部事務組合の「和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」（本部 御坊市。以下、「貸付金回収管理組合」という。）に移管しており、貸付金回収管理組合とは、担当者会議等で情報交換を行い、個別事例は報告を受け協議している。

なお、貸付金回収管理組合に対して、当該組合の運営経費として負担金を一般会計で支出しており、回収対象となる貸付金額の割合に応じ参加市町が負担している。

② 歳入歳出年次推移

(単位：千円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	2,476	5,877	3,416	9,617	11,099
住宅改修 貸付金収入	2,476	2,445	2,322	4,919	6,814
住宅改修資金貸付 助成収入	0	3,432	1,094	4,698	4,285
歳出	72,800	70,323	64,446	61,030	51,412
前年度繰上充用金	72,800	70,323	64,446	61,030	51,412
歳入歳出差引額	△70,323	△64,446	△61,030	△51,412	△40,312

当事業の歳入は、貸付金の元金及び利子の回収であり、歳出は、公債の元金償還金と利子となるが、貸付利子が低く抑えられているのに対し、公債財源金利が高いためすべての貸付金が期日弁済されても利差損が発生する構造となっている。加えて、貸付金の回収について滞留が生じていることもあり、歳入歳出差引額はマイナスとなっている。

歳入歳出のマイナスを補うため、平成 7 年度まで一般会計繰入金を実施しており、その累計額は 154,689 千円となっている。また、平成 8 年度以降は一般会計からの繰入は実施せず、次年度以降の歳入を繰上する繰上充用金での対応となり、令和 2 年度末での繰上充用金は年度の歳入歳出差額の 40,312 千円となっている。

○ 住宅改修資金貸付事業 一般会計繰入金

年度	一般会計繰入金(円)
S49	1,502,563
S61	11,757,841
S62	34,731,000
S63	9,627,124
H1	7,072,020
H3	7,329,066
H4	20,325,536
H5	20,414,559
H6	23,451,183
H7	18,478,850
合計	154,689,742

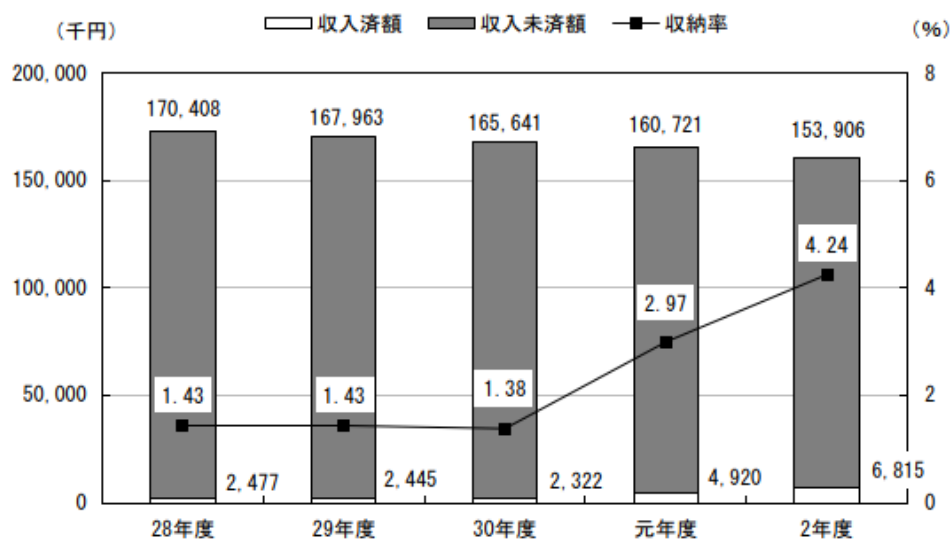
③ 貸付金の回収状況

現在、貸付金の回収状況は下表のとおり回収が滞っている状況となっている。

貸付事業終了から25年経っており、借受人の高齢化等に伴い、収入が減っていることもあり貸付金の回収が進まない状況となっている。

現在、市が貸付金回収を移管している貸付金回収管理組合は、当初10年の予定で組成したが、参加市町の貸付金の回収が進まなかったため令和5年まで期間を延長している状況となっている。

なお、不納欠損とするのは、借受人が死亡し、相続人（連帯保証人（2名、個人）含む。）がない場合であるが、不納欠損処理に関しては、私債権なので、債権管理委員会に諮るが時効に至る理由の説明が必要となり、競売等法的措置の実施となる。



④ 貸付金管理表（令和3年7月末現在）

（単位：千円）

年度	貸付 元金	貸付 利子	貸付 合計	償還 元金	償還 利子	償還 合計	残 元金	残 利子	残 合計
昭 49	4,050	642	4,692	1,891	394	2,286	2,158	247	2,406
50	7,800	1,236	9,036	2,808	578	3,387	4,991	657	5,649
51	13,500	2,140	15,640	6,342	1,325	7,668	7,157	814	7,972
52	13,300	2,108	15,408	4,893	995	5,888	8,406	1,113	9,520
53	11,200	1,775	12,975	4,915	985	5,901	6,284	790	7,074
54	12,550	1,989	14,539	7,704	1,510	9,214	4,845	479	5,325
55	17,500	2,775	20,275	9,813	1,866	11,680	7,686	908	8,595
56	14,450	2,230	16,680	4,196	937	5,133	10,253	1,293	11,547
57	18,000	2,854	20,854	6,996	1,268	8,264	11,003	1,586	12,590
58	15,850	2,513	18,363	7,798	1,664	9,462	8,051	849	8,901
59	34,200	5,424	39,624	15,565	3,247	18,812	18,634	2,177	20,811
60	21,000	3,330	24,330	7,254	1,733	8,987	13,745	1,597	15,343
61	7,000	1,110	8,110	3,735	679	4,415	3,264	430	3,694
62	3,000	676	3,676	2,986	669	3,655	13	6	20
63	12,800	2,885	15,685	4,017	1,189	5,207	8,782	1,695	10,478
平 1	3,600	811	4,411	1,848	617	2,466	1,751	193	1,945
4	11,500	3,301	14,801	3,178	1,498	4,676	8,321	1,803	10,125
5	8,200	2,354	10,554	5,856	2,174	8,031	2,343	179	2,522
6	4,000	1,148	5,148	216	136	353	3,783	1,011	4,794
7	4,300	1,234	5,534	36	25	61	4,263	1,209	5,473
8	4,000	1,148	5,148	1,904	878	2,783	2,095	270	2,365
総計	241,800	43,694	285,494	103,961	24,378	128,339	137,838	19,316	157,155

なお、上表は市の貸付金管理表を監査人が集計したものであるが、決算書の貸付金残高と差異が生じている状況となっている。

（指摘）貸付金管理表と決算書の貸付金残高の差異について

住宅改修資金貸付事業について、貸付金の調定額に対する未収金を収入未済額として決算書に公表しているが、市の貸付金管理表における収入未済額と、決算書の収入未済額に差異が生じている。昭和49年度から始まった事業で、市の貸付金管理表が、当初手書き帳面であったことによるものことだが、適切な債権管理の観点から差異内容を確認し、適切な債権残高となるよう整理すべき。

3.6 住宅新築資金貸付事業特別会計

(1) 事業の概要

本事業は、同和対策事業の一環として個人住宅の新築に必要な資金の貸付を行うことにより、居住環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的とした事業であり、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）」の法期限終了に伴い、平成 9 年度をもって貸付事業を終結し、現在、貸付金の償還業務を行っている。

(2) 事業の根拠法

- ・ 同和対策事業特別措置法（昭和 44～昭和 56 年度）
- ・ 地域改善対策特別措置法（昭和 57～昭和 61 年度）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年度～平成 13 年度）
- ・ 和歌山市住宅新築資金貸付規則（昭和 52～平成 13 年度）

(3) 住宅新築資金貸付事業の概要及び年次推移

① 概要

貸付期間：昭和 52 年度～平成 9 年度（貸付規則は平成 13 年度に廃止）

償還期間：最大 25 年（300 回払）

最終償還年度：令和 4 年度

貸付件数：1,024 件

貸付金額： 6,928,700 千円

貸付原資： 国 4,814,100 千円

県 1,997,600 千円

市 117,000 千円

令和 2 年度末債権残高： 259,871 千円

② 貸付金残高の推移

（単位：千円）

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
残高	332,887	310,203	291,260	267,555	259,871

③ 歳入歳出年次推移

(単位：千円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	27,849	26,682	29,477	27,361	10,569
住宅新築資金 貸付金収入	23,974	26,682	24,766	27,361	10,569
償還元金	9,150	7,328	3,113	1,715	1,217
償還利子	516	307	125	79	26
償還元金(滞納)	12,307	16,550	18,257	21,434	7,622
償還利子(滞納)	2,001	2,497	3,271	4,133	1,704
助成事業補助金	370	-	-	-	-
貸付助成収入	3,505	-	4,711	-	-
歳出	695,019	683,652	668,539	645,903	622,702
貸付事業費	26,655	16,482	11,569	6,841	4,160
元金償還金	24,669	15,180	10,790	6,403	3,933
長期債利子	1,986	1,302	779	438	227
前年度繰上充用金	668,364	667,170	656,970	639,062	618,542
歳入歳出差引額	△667,170	△656,970	△639,062	△618,542	△612,133
不納欠損額	8,655	7,624	-	-	-
市債の残高	39,970	24,790	14,001	7,598	3,664

平成 28 年度と平成 29 年度のみ不納欠損処理が行なわれている。

(4) 貸付金の状況

① 事業の詳細

住宅新築資金貸付事業は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条に規定する事業を円滑に推進するため、自己が居住する住宅を新築しようとする者に対し、その資金を貸し付ける制度であった。本市では、和歌山市住宅新築資金貸付規則に基づき、昭和 52 年度から貸付を始め、法期限の終了に伴い平成 9 年度に貸付を終了した。現在では、本事業に係る貸付金の償還業務を行っている。また、借受人からの最終償還年度は令和 4 年度となっている。

本事業の歳入は借受人からの元金及び利子の回収であり、歳出は、国等からの借り入れに伴う長期債の元金と利子及び前年度の歳入歳出の差額である前年度繰上充用金がある。長期債の元金及び利子の償還は計画どおりに進んでおり、令和 4 年度が最終の償還となる。なお、本事業は、貸付の原資となる資金を国から借り入れ、低利で借受人に貸し付けるものであるため、制度上の赤字も生じている。また、歳入歳出の差額を補うため、平成 8 年度まで一般会計からの繰入を行っており、その累計額は 420,435,617 円となっている。平成 9 年度以降は一般会計からの繰入は実施せず、次年度以降の歳入を繰上げする繰上充用金での対応となり、令和 2 年度末での繰上充用金は年度の歳入歳出の差額

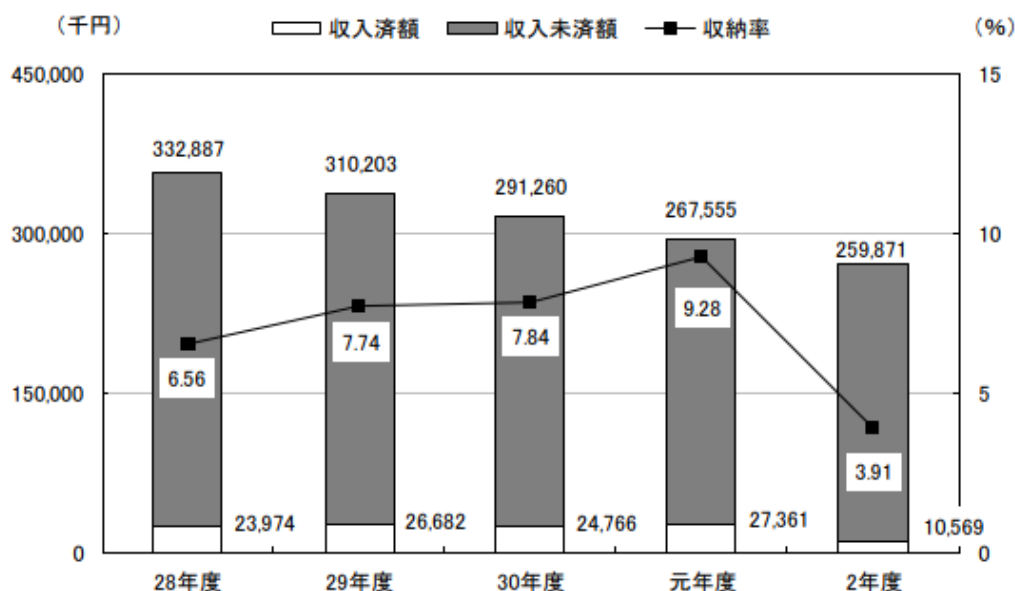
612, 132, 469 円となっている。

また、貸付金の回収業務については、平成 21 年度に、和歌山県の 3 市 5 町（平成 26 年度に 3 市 6 町となる）により組織された一部事務組合の「和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」（本部 御坊市。以下「貸付金回収管理組合」という。）に移管しており、貸付金回収管理組合とは、担当者会議等で情報交換を行い、個別事例は報告を受け協議している。

なお、貸付金回収管理組合に対しては、当該組合の運営経費として負担金を一般会計で支出しており、回収対象となる貸付金額の割合に応じ参加市町が負担している。

② 貸付金の回収状況

住宅新築資金貸付事業に係る貸付金の収入済額、収入未済額並びに収納率は下表に示すとおりである。



貸付終了から 25 年経ち、借受人の高齢化に伴い、主な収入が年金となるなど、収入が減少している状況もあり、回収が進まない状況となっている。

現在、市が貸付金回収を移管している貸付金回収管理組合において、参加市町の貸付金の回収が一定の効果をあげていることもあり、当初 10 年の予定で設立されたが令和 5 年度まで期間を延長している。

なお、上述のとおり、平成 28 年度と平成 29 年度のみ不納欠損処理が行なわれているが、不納欠損処理については、住宅新築資金貸付事業に係る貸付金は私債権であるため和歌山市債権管理条例に基づき、債権管理委員会において時効に至る経緯など理由の説明をした上で債権放棄の決定となれば、不納欠損処理を行うこととなる。

3.7 宅地取得資金貸付事業特別会計

(1) 事業の概要

本事業は、同和対策事業の一環として自らが居住する住宅の建設に用する土地を取得するための資金の貸付けを行うことにより、居住環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的とした事業であり、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）」の法期限終了に伴い、平成 9 年度をもって貸付事業を終結し、現在、貸付金の償還業務を行っている。

(2) 事業の根拠法

- ・ 同和対策事業特別措置法（昭和 44～昭和 56 年度）
- ・ 地域改善対策特別措置法（昭和 57～昭和 61 年度）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年度～平成 13 年度）
- ・ 和歌山市宅地取得資金貸付規則（昭和 53～平成 13 年度）

(3) 宅地取得資金貸付事業の概要及び年次推移

① 概要

貸付期間：昭和 53 年度～平成 9 年度（貸付規則は平成 13 年度に廃止）

償還期間：最大 25 年（300 回払）

最終償還年度：令和 4 年度

貸付件数：583 件

貸付金額： 2,678,300 千円

貸付原資： 国 1,917,000 千円

県 761,300 千円

市 ー千円

令和 2 年度末債権残高： 131,448 千円

② 貸付金残高の推移

（単位：千円）

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
残高	170,999	162,042	154,139	138,714	131,448

③ 歳入歳出年次推移

(単位：千円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	11,355	15,974	11,816	18,633	8,637
宅地取得資金 貸付金収入	10,555	12,562	11,816	18,633	8,637
償還元金	3,266	4,470	1,170	1,881	250
償還利子	234	169	37	40	4
償還元金(滞納)	6,050	6,803	8,831	13,886	6,959
償還利子(滞納)	1,005	1,120	1,778	2,826	1,424
貸付助成収入	800	3,412	-	-	-
歳出	293,917	291,885	283,449	275,953	259,847
貸付事業費	12,064	9,323	7,538	4,320	2,527
元金償還金	10,888	8,499	7,013	4,020	2,360
長期債利子	1,176	824	525	300	167
前年度繰上充用金	281,853	282,562	275,911	271,633	257,320
歳入歳出差引額	△ 282,562	△ 275,911	△ 271,633	△ 257,320	△ 251,210
不納欠損額	2,233	4,166	-	-	-
市債の残高	24,490	15,991	8,978	4,958	2,598

平成 28 年度と平成 29 年度のみ不納欠損処理が行なわれている。

(4) 貸付金の状況

① 事業の詳細

宅地取得資金貸付事業は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条に規定する事業を円滑に推進するため、自らが居住する住宅の建設に用する土地を取得する者に対し、その資金を貸し付ける制度であった。本市では、和歌山市宅地取得資金貸付規則に基づき、昭和 53 年度から貸付を始め、法期限の終了に伴い平成 9 年度に貸付を終了した。現在では、本事業に係る貸付金の償還業務を行っている。また、借受人からの最終償還年度は令和 4 年度となっている。

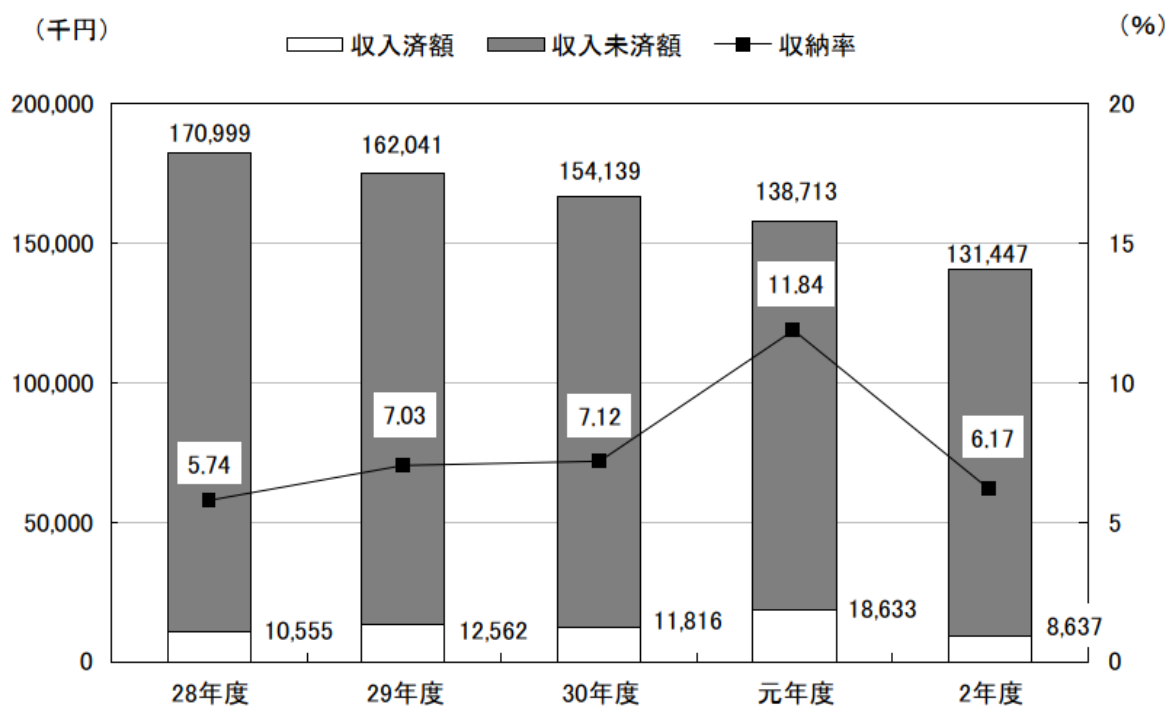
本事業の歳入は借受人からの元金及び利子の回収であり、歳出は、国等からの借り入れに伴う長期債の元金と利子及び前年度の歳入歳出の差額である前年度繰上充用金がある。長期債の元金及び利子の償還は計画どおりに進んでおり、令和 4 年度が最終の償還となる。なお、本事業は、貸付の原資となる資金を国から借り入れ、低利で借受人に貸し付けるものであるため、制度上の赤字も生じている。また、歳入歳出の差額を補うため、平成 8 年度まで一般会計からの繰入を行っており、その累計額は 111,957,204 円となっている。平成 9 年度以降は一般会計からの繰入は実施せず、次年度以降の歳入を繰上げする繰上充用金での対応となり、令和 2 年度末での繰上充用金は年度の歳入歳出の差額 251,209,489 円となっている。

また、貸付金の回収業務については、平成 21 年度に、和歌山県の 3 市 5 町（平成 26 年度に 3 市 6 町となる）により組織された一部事務組合の「和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」（本部 御坊市。以下「貸付金回収管理組合」という。）に移管しており、貸付金回収管理組合とは、担当者会議等で情報交換を行い、個別事例は報告を受け協議している。

なお、貸付金回収管理組合に対しては、当該組合の運営経費として負担金を一般会計で支出しており、回収対象となる貸付金額の割合に応じ参加市町が負担している。

② 貸付金の回収状況

宅地取得資金貸付事業に係る貸付金の収入済額、収入未済額並びに収納率は下表に示すとおりである。



貸付終了から 25 年経ち、借受人の高齢化に伴い、主な収入が年金となるなど、収入が減少している状況もあり、回収が進まない状況となっている。

現在、市が貸付金回収を移管している貸付金回収管理組合は、参加市町の貸付金の回収が一定の効果をあげていることもあり、当初 10 年の予定で設立されたが、令和 5 年度まで期間を延長している。

なお、上述のとおり、平成 28 年度と平成 29 年度のみ不納欠損処理が行なわれているが、不納欠損処理については、宅地取得資金貸付事業に係る貸付金は私債権であるため和歌山市債権管理条例に基づき、債権管理委員会において時効に至る経緯など理由の説明をした上で債権放棄の決定となれば、不納欠損処理を行うこととなる。

3.8 駐車場管理事業特別会計

(1) 決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	281,021	284,670	290,044	583,229	1,185,931
使用料及び 手数料	277,833	277,959	262,042	235,591	199,643
国庫支出金		1,484	4,900	53,581	110,459
繰入金	2,307	2,296	2,204	1,747	983
諸収入	881	731	427	426	4,743
市債		2,200	20,400	291,800	870,000
繰越金			71	84	103
歳出	2,170,740	2,060,942	1,966,540	2,186,477	2,750,876
駐車場 管理費	59,626	80,267	99,480	397,499	954,798
道路駐車場管理 費	90,410	90,956	90,717	112,398	192,727
前年度繰上充用 金	2,020,704	1,889,719	1,776,343	1,676,580	1,603,351
予備費	-	-	-	-	-
歳入歳出 差引額	△1,889,719	△1,776,272	△1,676,496	△1,603,248	△1,564,945
市債の残高	169,010	157,503	164,100	441,999	1,297,726

(2) 特別会計の目的

① 事業の概要

和歌山市は昭和 46 年 10 月 1 日から駐車場管理事業を開始している。令和 2 年度末時点で京橋駐車場、本町地下駐車場、中央駐車場、城北公園地下駐車場、けやき大通り地下駐車場、けやき大通り地下自転車等駐車場、大新地下駐車場、北駐車場の合計 8 駐車場を経営している（京橋駐車場は令和 3 年 9 月 1 日事業廃止）。本町地下駐車場については赤字が続いており平成 23 年度から休止をしていたが、令和 2 年 4 月から利用料金制で再開している。また、同じく赤字が続いていた大新地下駐車場について、平成 27 年度から休止していたが、平成 30 年 8 月から利用料金制で再開している。

令和元年度から建設していた北駐車場が令和 3 年 4 月から運営を開始している。以下に市営駐車場の概要を記す。

各駐車場の概要

	京橋駐車場 (令和3年9月1日 廃止)	中央駐車場	北駐車場	城北公園地下駐車場
所在地	福町38	七番丁19	九番丁8	西鍛冶屋町7
電話番号	なし	432-5309	426-7456	433-8141
面積 (㎡)	684.95	11,748.36	6,112.00	7,635.00
開設年月日	昭和46年10月1日 (開設) 平成9年6月1日 (休止) 平成10年9月8日 (再開) 令和2年10月1日 (廃止予定)	昭和57年1月13日	令和3年4月1日	平成6年4月1日
収容台数(台)	36	564	212	196
障害者スペース(台)	1	8	5	4
構造	1階自走式	7階8層自走式立体	4階5層自走式立体	地下1階自走式
車両制限	高/幅/長=なし /1.8/4.9	高/幅/長=2/1.8/4.76	高/幅/長=2/1.9/5	高/幅/長=2.1/1.9/5.0
重量 (積載物含む)	—	2.5t以下	2.5t以下	2t以下
営業時間	24時間 年中無休	24時間 年中無休	24時間 年中無休	6:30~24:00 1月1日~3日休業
駐車料金 (一時)	30分毎100円 1日最大800円 (0:00~24:00)	【平日】 ①8:30~17:00 1時間まで160円、以後30分毎160円 ②17:00~翌8:30 1時間毎160円 【土日祝】 終日1時間ごと160円 ※60分以内無料	30分毎100円 ※30分以内無料 1日最大800円 (8:00~23:00) 泊車400円 (23:00~翌8:00)	
		【平日】 ①8:30~17:00 1,600円 ②17:00~翌8:30 960円 【土日祝】 ①8:30~21:00 640円 ②21:00~翌8:30 640円		
駐車料金(定期)	なし	全日17,800円/月	全日17,800円/月	全日14,600円/月 大口契約 (10台以上10%引き~)
指定管理者	大揚興業(株)	大揚興業(株)	大揚興業(株)	富士警備保障(株)

	けやき大通り 地下駐車場	けやき大通り 地下自転車等駐車場	大新地下駐車場	本町地下駐車場
所在地	美園町5丁目13-2		坊主丁12	北桶屋町7
電話番号	436-8385		488-4099	425-8583
面積 (㎡)	14,610.00		5,601.00	5,566.00
開設年月日	平成6年6月1日		平成8年10月 (開設) 平成27年4月1日 (休止) 平成30年8月8日 (再開)	昭和55年5月25日 (開設) 平成23年4月1日 (休止) 令和2年4月1日 (再開)
収容台数(台)	240	自転車1,110 原付600	79	166
障害者スペース(台)	5	—	4	4
構造	地下2階自走式	400ccまでの原付・バイク 但し、タイヤの幅が大きい場合 入庫できない。 入場口の溝の幅16cm、 ベルトの幅13cm	地下1階自走式・ 機械式	地下1階自走式
車両制限	高/幅/長 =2.1/1.9/5.0		高/幅/長=2.1/1.9/5.4	高/幅/長=2/1.9/5.0
重量 (積載物含む)	2t以下		2t以下 (機械式は別)	2.5t以下
営業時間	24時間 年中無休	4:30～翌1:00 年中無休	24時間 年中無休	24時間 年中無休
駐車料金 (一時)	1時間30分まで 300円 以後30分毎150円 ※30分以内無料	自転車1日1回150円 原付1日1回220円	30分毎100円	30分毎100円 ※30分以内無料
	1日最大1,500円 (0:00～24:00) ※入庫から24時		昼間最大400円 (6:00～18:00) 夜間最大800円 (18:00～翌6:00)	昼間最大600円 (7:00～19:00) 夜間最大300円 (19:00～翌7:00)
駐車料金 (定期)	全日15,700円/月 夜間10,400円/月 (19:00～翌7:00) 大口契約 (10台以上10%引き～)	自転車2,610円/月 原付3,770円/月	定期全日12,000円/月 カーパス全日13,000円/月 昼6,000円 (6:00～18:00) 夜7,000円 (18:00～翌6:00) 大口(5台以上10%引き)	定期全日13,200円/月 大口契約 (10台以上15%引き)
指定管理者	大揚興業(株)		大新家守舎	紀州まちづくり グループ

(和歌山市からの提出資料を加工)

② 事業の目的

駐車場管理事業は、駐車場法（昭和32年法律第106号）、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、中心部における駐車需要に対処するとともに、交通事情の悪化の原因となっている路上駐車改善を図るため市営駐車場を設置し、安全かつ円滑な道路交通の確保と、中心部の活性化を図ることを目的とするものである。

③ 事業の根拠法

駐車場法第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図られるよう努めなければならない。

和歌山市営駐車場条例 第1条 本市は、自動車保有台数の増大に伴う駐車場の需要に応ずるとともに、道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図るため、駐車場を設置する。

④ 特別会計の目的

駐車場管理事業は収益を生み出す事業であるため、駐車場管理事業から生じる歳入及び歳出を一般会計と区分することにより、駐車場管理事業の収支を明確にすることができる。

(3) 業務の内容

① 駐車場の設置経緯

和歌山市市営駐車場管理事業は上述したとおり8つの駐車場を管理している。京橋駐車場については令和3年8月31日の営業をもって閉鎖したが、監査対象期間が令和2年度であるため上表に記載している。

各駐車場が建設された経緯としては、次のとおりである。

中央駐車場は和歌山市役所に隣接しており、主に来庁者が利用するという需要があり建設されたことによる。京橋駐車場、城北公園地下駐車場、本町地下駐車場は、和歌山市の中心商店街であるぶらくり丁商店街を中心とした中心市街地の利用者が増加し需要が高まったために建設されたことによる。大新地下駐車場は、周辺道路の違法駐車により、道路機能が低下していたため、周辺住民からの要望を受け、和歌山県により設置されたが、その後県営大新プールが廃止され、後年和歌山市に移管されたものである。北駐車場は令和2年度に新規に建設された4層5段の立体駐車場であり、コンサート等の開催される和歌山城ホール、新規に誘致された大学の開校等に伴う利用者の需要の高まりにより建設されたものである。

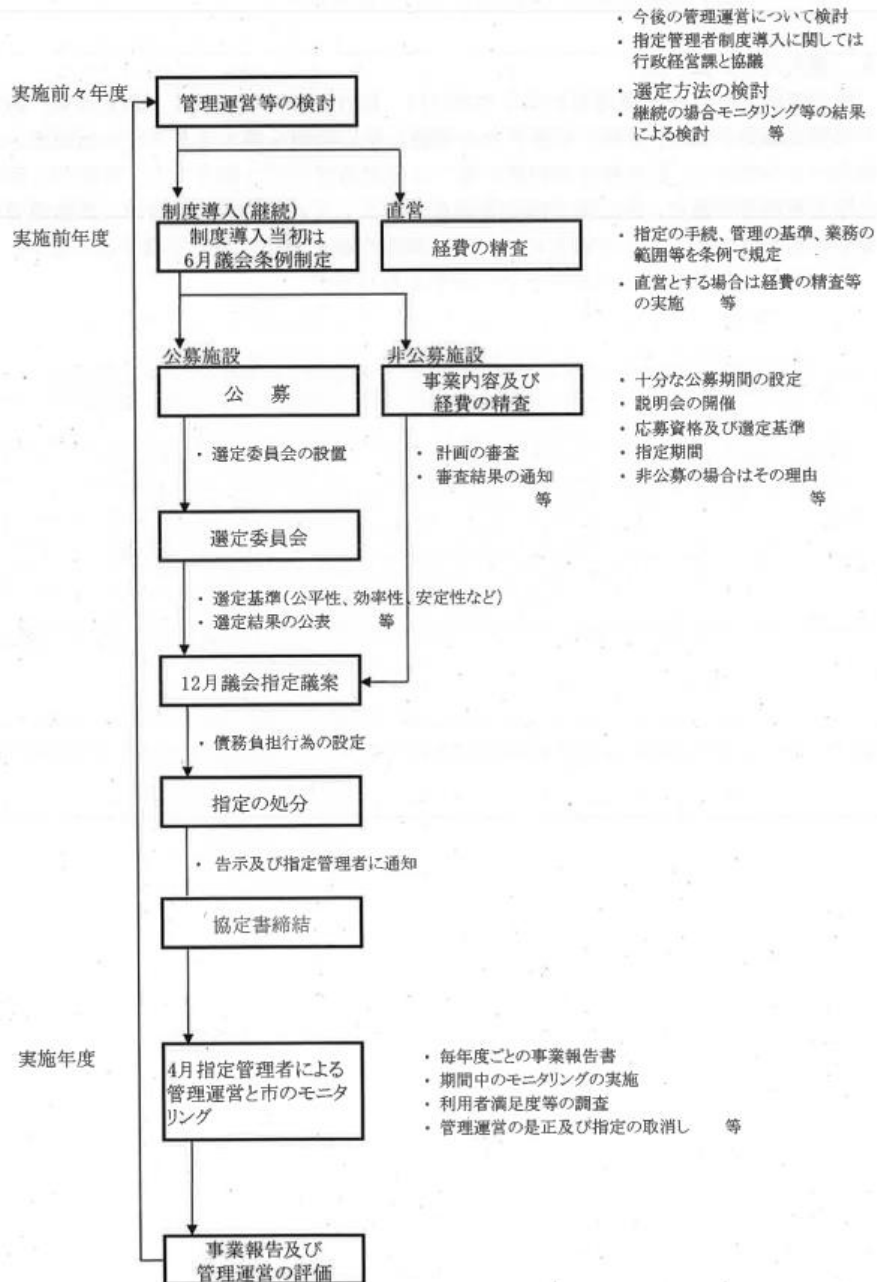
② 指定管理者制度

(ア) 指定管理者制度の概要

和歌山市市営駐車場管理事業では、駐車場の運営方法として、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度とは公の施設の管理を市が指定した者に代行させる制度である。

指定管理者の選定は、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき実施し、具体的なマニュアルとして和歌山市指定管理者制度運用の手引きがある。

業務の流れとしては次のとおりである。



(和歌山市指定管理制度運用の手引き)

管理運営方法等について十分に検討し、公募を実施する。指定管理者の選定は選定委員会が実施する。

選定委員会はプロポーザル方式に基づき、総合的に判断して選定する。

委員の選任・公募や会議録の作成・公開等については、和歌山市附属機関の設置及び運営に関する要綱に規定されている。

(指摘) 指定管理者選定委員会の議事録の作成及び公開の必要性

指定管理者選定委員会について、会議の音声データは記録・保管されているが議事録が作成されていない。和歌山市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条によると、附属機関の代表者は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない、とされており、議事録の作成が必要とされている。

また、同要綱第8条によると、会議及び会議録は法令又は条例の規定により公開しない旨の定めがある場合等を除き、公開するものとするとしており、除外理由に該当しない場合、公開する必要がある。

今後は指定管理者の選定委員会が開催された際は、議事録を作成し、公開する必要がある。

(イ) 指定管理者

市営駐車場の指定管理者は、京橋、中央、北、けやき大通り地下、けやき大通り地下自転車等駐車場が大揚興業株式会社、大新地下駐車場が大新家守舎、本町地下駐車場が紀州まちづくりグループ、城北公園地下駐車場が富士警備保障株式会社となっている。このうち、大新家守舎、紀州まちづくりグループは大揚興業株式会社を構成団体又は代表としている。

(意見) 指定管理者の選定方法

和歌山市の駐車場管理事業において管理している駐車場は8つあるが（京橋駐車場については、令和3年9月1日事業廃止）、指定管理者として選定されている団体は、城北公園地下駐車場が上記会社となっていることを除くと、他の駐車場はいずれも、特定の1社及びその関連団体となっており、1社が大半の駐車場事業の指定管理業務を実施している状況となっている。

この点については、和歌山市は従前より問題意識を持っており募集単位の縮小、指定管理者の評価項目について柔軟に見直していくこと等、取り組みを行っているところである。こうした取り組みにより、募集単位が大きいことにより、応募可能な企業数が少ないという問題点や、同一の指定管理者が前回の指定管理期間で獲得したノウハウがあるという理由で選定において大きく優位に立つという問題点を解消できると考える。

今後、現状の概ね1社が寡占している状況を解消し、健全な競争性を働かせるために継続して指定管理者の募集方法の改善を図ることが望まれる。

(ウ) 料金制度

指定管理者制度を導入した場合の料金の取り扱いについては、使用料金制と利用料金制がある。

使用料金制とは、施設の利用に係る料金を市の歳入とする従来からの制度で、使用料金は市の歳入となる仕組みである。

使用料金制は、使用料が市の収入となることから、指定管理者のインセンティブについても考慮することも重要である。

利用料金制は、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることとした制度で、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化の観点から設けられたものである。利用料金制の場合、当該利用料金は市の歳入とはならないという点に相違がある。

料金制度については、大新地下駐車場及び本町地下駐車場が利用料金制度を導入しており、それ以外の駐車場は使用料金制を採用している。大新地下駐車場及び本町地下駐車場については、過去に赤字で事業を中止していた経緯があり、利用料金制を採用することにより、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、経営状況の改善を図ったものである。

使用料金制の駐車場では、指定管理者が料金徴収を行い、当日分の徴収した使用料を翌日和歌山市に入金するという流れとなっている。

また、各市営駐車場については、毎月指定管理者から料金等について、月次の報告書が提出され、和歌山市は提出された月次の報告書、それに添付されている日々の売上が記載されている精算機から取り出された資料（レシート）、指定管理者から納付された使用料の金額を毎月照合確認している。

指定管理者からの報告書及びその根拠となるレシート等をサンプルで照合し、問題ないことを確認した。

(エ) 指定管理期間

協定期間については、上記の大新地下駐車場及び本町地下駐車場については、10年としており、それ以外の駐車場については基本的に5年としている。

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条によると、指定管理者の指定期間は5年とする、ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではないとしており、大新地下駐車場と本町地下駐車場は例外規定を用いている。

この点、他の自治体では、指定管理者の指定期間を原則によらない場合のルール設定を指針等のなかで明記しているケースもあり、そうした場合市民への説明責任の観点からより望ましい。

自治体名及び 指針等の名称	内容
大阪府 大阪府における指定 管理者制度の導入 及び運用について (基本的な考え方)	<p>指定期間のなかで、原則より長期に期間を設定する場合は、下記条件のいずれかを満たすこと、としている。</p> <p>ア 事業誘致などの成果を出すために長期的な取り組みが不可欠で、長期的な管理運営を実施した方が経済的効果の高い施設</p> <p>イ 住民サービスのさらなる向上のため投資を条件として公募する施設で、投資の回収期間を考慮すると5年を超える期間を設定する必要があると認める施設</p>
大阪市 大阪市指定管理制度 の運用に係るガイド ライン	<p>指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上や、事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間を設定するものとし、5年間を原則とする。ただし、次に掲げる場合には、契約管財局と協議のうえ、5年以外の適切な指定期間を設定することができるものとする。なお、指定期間は、議会の議決事項であるため、指定管理予定者の選定に当たっては、事前にその趣旨を関係先に説明しておく必要がある。①施設の経営形態等の変更や改築等により5年以外の指定期間を設定することに合理的な理由がある施設 ②利用者との関係で長期的に安定したサービスの提供や専門性が求められる施設 ③長期にわたる継続した指定期間が必要となる事業内容を求める施設 上記③の施設において、5年を超える指定期間とした場合、指定管理者による管理運営が適切に行われ、制度の目的が実現されているかどうか社会経済情勢の変動に応じて見直す機会を定期的に設けるという指定期間設定の趣旨を踏まえ、指定期間中少なくとも5年に1度は、事業計画の見直しや、管理運営状況に関し議会への報告を行うなど、適切に対応する必要がある。</p>
神戸市 公の施設の指定管理 者制度運用指針	<p>指定期間は、5年を標準に10年以下の期間で、施設特性に応じた適切な期間を設定するものとする。</p> <p>また、以下の①から③についてはその必要な期間とする。</p> <p>① P F I 事業又はこれに準ずる事業において別途事業期間が定められている場合</p> <p>② P F I 事業又はこれに準ずる事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合</p> <p>③ 施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る。）</p> <p>標準（5年）以外の期間を設定する場合には、行財政局と事前に協議を行う。</p> <p>なお、利用者との信頼関係構築など、人的関係に配慮すべき入所型及び通所型の施設にあつては、当該施設の管理運営実績が良好な場合、1回に限り、現指定管理者を次期指定管理者候補者として再選定することができる。</p>

(指摘) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間について原則5年とされているが、例外規定により10年としているものについて、10年とした理由が明確にされていない。和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条によると指定管理者の指定期間は5年とする、ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない、とされている。

また、和歌山市文書取扱規程第3条によると職員は、事務事業の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない、としており、意思決定に至る過程を検証できるようにすることを必要としている。

例外規定を適用したことに対する市民への説明責任の観点から、10年とした理由を決裁文書において明確にする必要がある。

③ 業績について

各駐車場の過去5年間の推移を以下に記載する。

北駐車場は令和3年度からの事業開始のため記載していない。

(単位：円)

京橋駐車場	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	12,477,650	12,220,350	11,494,850	11,470,800	11,041,409
歳出	5,163,283	5,170,906	5,016,225	3,995,558	3,725,374
駐車場別収支	7,314,367	7,049,444	6,478,625	7,475,242	7,316,035

京橋駐車場は京橋親水公園の用地となったことにより令和3年9月1日に事業を終了している。収益性について特段の問題は無い。

(単位：円)

中央駐車場	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	122,534,993	122,708,272	107,586,329	82,345,559	77,812,748
歳出	47,511,689	61,502,548	61,681,576	58,726,954	52,292,352
駐車場別収支	75,023,304	61,205,724	45,904,753	23,618,605	25,520,396

中央駐車場は和歌山市役所に隣接しており、利便性も良いため、高い収益性を有しているが、令和元年度の後半から新型コロナウイルスが流行したこと等に伴い収益性が低下しているものの、今後は和歌山城ホールのオープンにより再び収益性が高まると予測される。

(単位：円)

本町地下駐車場	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	0	3,684,000	25,371,000	295,184,000	807,329
歳出	336,971	6,564,585	27,902,678	300,192,223	599,948
駐車場別収支	-336,971	-2,880,585	-2,531,678	-5,008,223	207,381

本町駐車場は、赤字であったことから平成 23 年度から営業を休止しており、令和 2 年度より利用料金制で再開している。平成 29 年度から令和元年度までの歳入はまちづくり交付金や駐車場整備事業債の発行によるものである。令和元年度は、耐震改修等を実施したことにより多額の歳出が生じている。

(単位：円)

大新地下駐車場	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	376,440	290,859	12,635	16,363	14,351
歳出	1,153,210	1,482,548	97,014	794,275	84,222
駐車場別収支	-776,770	-1,191,689	-84,379	-777,912	-69,871

大新地下駐車場についても、赤字であったことから平成 27 年度から営業を休止しており、平成 30 年 8 月より利用料金制で再開している。平成 28 年度及び平成 29 年度に歳入に計上されている項目は、自動販売機の売上による収入等である。大新駐車場は、指定管理期間の 8 年目から 10 年目に 50 万円ずつ分割で納入金が支払われる協定のため、収益はほとんど発生せず、火災保険料等が歳出として発生するため赤字となっている。

(単位：円)

城北公園地下駐車場	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	22,798,580	23,048,760	27,442,140	27,207,770	31,670,619
歳出	23,767,695	24,892,007	22,905,284	23,262,699	35,262,287
駐車場別収支	-969,115	-1,843,247	4,536,856	3,945,071	-3,591,668

城北公園地下駐車場については、令和 2 年度より富士警備保障株式会社が指定管理者として管理している。令和 2 年度は修繕費が 10 百万円発生したこと等により赤字となっている。

(単位：円)

けやき大通り地下駐車場 けやき大通り地下自転車等駐車場	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	122,833,083	122,718,310	118,137,535	136,735,440	177,693,159
歳出	72,103,097	71,611,199	72,161,533	92,413,926	158,119,616
駐車場別収支	50,729,986	51,107,111	45,976,002	44,321,514	19,573,543

けやき大通り地下駐車場についても収益性に問題はないが、令和 2 年度は駐車場改修工事を実施した影響により、収支がやや低下している。

各駐車場の収益性を確認したところ、令和 2 年度は城北公園地下駐車場が赤字であるものの修繕費等が嵩んだことによるものであり、令和 3 年度以降は黒字が見込まれる。また、大新地下駐車場も令和 2 年度は赤字であるが、これは

利用料金を採用し、指定管理期間の8年目から10年目にかけてしか指定管理者から支払われる納入金が見込めないためであり、他方、歳出についても指定管理者の負担となっているものが大半であるため今後も少額であることが予測され、赤字額は少額の状態が継続すると見込まれる。

以上より、今後は新型コロナウイルスの影響が深刻化しない場合には収益性が回復することが見込まれるが、繰上充用金1,565百万円の解消は引き続き課題となる。

和歌山市では、繰上充用金の解消に至るまでの将来シミュレーションを作成中である。将来シミュレーションを検討するには駐車場使用料や指定管理者への委託料以外にも大規模修繕等も考慮して作成する必要がある。

(意見) 繰上充用金の解消への道筋について

和歌山市では、駐車場管理事業特別会計について、繰上充用金が每期継続して計上されている。每期、歳出が歳入を上回る状況は継続しており、現在作成中の将来シミュレーションでは、繰上充用金が解消されるまでには、10年以上の年数を要すると想定される。また、駐車場施設のなかには老朽化が進んでいるものもあり、大規模改修の必要性の有無についても検討する必要があるが、現状は十分な検討はされていない。

大規模修繕の必要性も検討のうえ、繰上充用金の解消への道筋を検討する必要がある。

3.9 漁業集落排水事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業内容

漁業集落排水事業とは、漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、集落排水の最終柵へ接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のことをいう。平成10年頃、和歌山市では漁業集落排水地域において家屋が密集しており、浄化槽を設置するスペースがない家が多く存在した。また、住民から汲取り時の悪臭の解消及びトイレを水洗化したい強い要望があった。さらに、当時の和歌山市は、下水道普及率が全国ワースト1～2位で、市街地においても普及率が低く、当該地域においては公共下水道の普及は当分考えられない状況であった。

そこで、和歌山市では以下の2地区に漁業集落排水を設置した。

事業名	供用開始区域	汚水処理場所在地	計画人口	使用開始日
漁業集落排水事業 雑賀崎地区	雑賀崎の一部	和歌山市雑賀崎 2011番地	4,015	平成14年1月15日
漁業集落排水事業 田ノ浦地区	田野の一部	和歌山市田野 149番地の13	1,000	平成17年7月19日

(和歌山市提供資料より作成)

漁業集落排水事業の概要

地区名	区 分	単 位	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
田 野	処 理 区 域 面 積	ha	10.16	10.16	10.16	10.16	10.16
	水 洗 化 率	%	52.7	52.9	52.9	53.2	53.2
	使 用 料	千円	6,828	6,690	6,531	6,287	6,227
雑 賀 崎	処 理 区 域 面 積	ha	29.88	29.88	29.88	29.88	29.88
	水 洗 化 率	%	70.5	70.5	70.7	70.9	71.0
	使 用 料	千円	25,428	25,097	25,537	25,884	25,379

(注)この表は、決算審査時の農林水産課資料による。

(令和2年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査意見書より)

② 事業の根拠法

- ・ 地方自治法第209条
- ・ 和歌山市財務に関する条例第2条

③ 沿革

設置当初は、農林水産部で漁業集落排水事業の準備が開始された。次に下水道部へ移行することとなり、移行直前は農林水産課が所管していた。その後、下水道部内に集落排水室を設置し、耕地課にて所管されていた農業集落排水事業と業務を統合した。数年後、集落排水室はなくなり、下水道部内で業務が分

散され、また分散された業務の担当課も何度か変更となった。そして平成 28 年度に下水道管理課に集落排水班を設け、平成 30 年度に農林水産課に企業局へ移行するための準備班とし、平成 30 年度から現在まで農林水産課の所管となっている。なお令和 5 年 4 月 1 日より、企業局に移行し、公営企業化される予定である。

また、運転管理業務は株式会社青木実業に委託している。株式会社青木実業は、漁業集落排水事業開始前は同地区の浄化槽の清掃業者であったが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和 50 年度）の趣旨により、農林水産省及び厚生省から維持管理については、既存の浄化槽の清掃業者等を十分活用するようこの通達を受け、随意契約している。他にも随意契約の理由としては、業務の効率性を鑑みて、施設の汚泥処理と一体的な契約を行っている業者を選定する必要性があったり、漁業集落排水設置から 20 年近く経過しているため、施設の老朽化等も考慮し、当該施設の業務に精通している必要性も求められる点がある。

（指摘） 運転管理業者の公募方法について

運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1 社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に 20 年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。

④ 利用者について

現在、接続済み件数は約 870 件（利用件数：約 670 件）、未接続件数は約 300 件であり、約 1,900 人が漁業集落排水を利用している。

（指摘） 新規接続について

事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。

⑤ 料金設定方法について

和歌山市合併浄化槽の場合（設置当初の平成 15 年の金額をもとに算定）を勘案して、月額料金設定は以下のように設定されている。

- ① 5人槽 33,100円
- ② 水質検査料金 8,000円
- ③ 薬(消毒)代金 10,000円 合計 51,100円

1ヶ月に換算すると $51,100 \div 12 = 4,258$ 円(消費税抜き)

以上を基に、集落排水事業使用料については、公共下水道使用料と合併浄化槽(5人槽)を設置した場合の料金を勘案して決定している。

基本料金 2,280円、1人当たり 500円

標準家庭4名当たり 4,280円(消費税抜き)

なお旅館・ホテルに関しては、基本料金については一般家庭の2倍(4,560円)、加算額については一般世帯と同じ1人当たり500円である。

また、以下下水道料金及び浄化槽の料金推移である。

○下水道使用料改定状況

(1月当たり、一般汚水分)

区分	S62.11.1	S63.7.1	H3.7.1	H9.1.1	H12.1.1	H15.4.1	H20.1.1	H24.4.1	H26.4.1	R1.10.1
基本料金 10mまで	350円	450円	500円	650円	780円	900円 (945円)	1,050円 (1,102円50銭)	1,134円 (1,190円70銭)	1,134円 (1,224円72銭)	1,134円 (1,247円40銭)
超過料金 1mにつき	10mを超え 30mまでの分	35円	45円	60円	80円	120円 (126円)	160円 (168円)	172円 (180円60銭)	172円 (185円76銭)	172円 (189円20銭)
	30mを超え 100mまでの分	45円	60円	75円	100円	155円 (162円75銭)	205円 (215円25銭)	221円 (232円05銭)	221円 (238円68銭)	221円 (243円10銭)
	100mを超え 500mまでの分	55円	70円	85円	110円	170円 (178円50銭)	250円 (262円50銭)	270円 (283円50銭)	270円 (291円60銭)	270円 (297円00銭)
	500mを超える分	65円	80円	95円	120円	190円 (199円50銭)	290円 (304円50銭)	313円 (328円65銭)	313円 (338円04銭)	313円 (344円30銭)
改定率(%)	-	27.7%	21.7%	30.1%	19.6%	27.6%	39.3%	7.9%	0.0%	0.0%

(消費税改定 5%→8%) (消費税改定 8%→10%)

(参考)

20m/月使用料	700円	900円	1,100円	1,450円	1,730円	2,100円 (2,205円)	2,650円 (2,782円)	2,854円 (2,996円)	2,854円 (3,082円)	2,854円 (3,139円)
改定率(%)	-	28.6%	22.2%	31.8%	19.3%	21.4%	26.2%	7.7%	0.0%	0.0%

※ 消費税抜き。()内は消費税込み。

(和歌山市提供資料)

(単位:円)

	平成5年6月1日		平成9年4月1日		平成10年4月1日		平成26年4月1日	
	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併
5人槽	18,000	27,000	18,350	27,525	22,000	33,100	22,620	34,040
6人槽	19,500	29,300	19,880	29,870	23,900	35,800	24,580	36,820
7人槽	21,000	31,500	21,410	32,110	25,700	38,600	26,430	39,700
8人槽	22,500	33,800	22,935	34,455	27,600	41,400	28,380	42,580
10人槽	24,000	36,000	24,465	36,700	29,400	44,100	30,240	45,360

(和歌山市提供資料より作成)

(指摘) 料金設定方法について

公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、漁業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から 20 年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。

(2) 歳入及び歳出決算額の推移

平成 28 年度から令和 2 年度までの歳入及び歳出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	112,528	117,449	137,771	133,588	142,011
分担金及び負担金	591	430	252	270	475
使用料及び手数料	32,294	31,760	31,337	31,447	31,849
県支出金	-	-	-	-	7,270
繰入金	79,643	85,259	91,411	89,840	98,517
諸収入	-	-	-	440	-
市債	-	-	12,200	5,300	3,900
国庫支出金	-	-	2,571	6,277	-
繰越金	-	-	-	14	-
歳出	112,528	117,449	137,757	133,588	142,011
漁業集落排水事業費	61,987	65,610	78,550	67,806	88,128
公債費	50,541	51,839	53,052	53,226	53,883
予備費	-	-	-	-	-
災害復旧費	-	-	6,155	12,556	-
歳入歳出差引額	-	-	14	-	-

① 歳入について

収入済額は 1 億 4,201 万 1 千円で、前年度に比べ 842 万 3 千円 (6.31%) 増加している。収入済額の款別状況は、上表のとおりである。

② 歳出について

支出済額は 1 億 4,201 万 1 千円で、前年度に比べ 842 万 3 千円 (6.31%) 増加している。支出済額の款別状況は、上表のとおりである。

③ 繰入金について

歳入のうち繰入金については、一般会計からの繰入となっており、全歳入の69%を占めている。

(意見) 一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に公共下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。

3.10 農業集落排水事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業内容

農業集落排水事業とは、農業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、集落排水の最終柵へ接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のことをいう。平成10年頃、和歌山市では農業集落排水地域において雑排水が農業排水路に放流されることにより、伝染病や農作物への悪影響が危惧された。

そこで、和歌山市では以下の3地区に農業集落排水を設置した。

事業名	供用開始区域	汚水処理場所在地	計画人口	供用開始日
農業集落排水事業 東山東中部地区	木枕の一部、 永山の一部	和歌山市木枕 136番地の1	550	平成12年12月1日
農業集落排水事業 楠本地区	楠本の一部	和歌山市楠本 276番地の6	760	平成15年9月12日
農業集落排水事業 西山東南部地区	境原、頭陀 寺、黒谷、 吉里の一部	和歌山市頭陀寺 67番地の1	480	平成17年7月19日

各区域の面積・水洗化率・使用料は以下のとおりである。

農業集落排水事業の概要

地区名	区 分	単位	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
東山東中部	処理区域面積	ha	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00
	水洗化率	%	87.0	87.6	87.6	87.6	87.6
	使用料	千円	6,818	6,772	6,818	6,820	6,764
楠 本	処理区域面積	ha	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
	水洗化率	%	92.3	92.3	92.3	92.6	92.6
	使用料	千円	5,605	5,818	5,687	5,663	5,673
西山東南部	処理区域面積	ha	17.30	17.30	17.30	17.30	17.30
	水洗化率	%	73.2	73.2	74.2	74.5	74.5
	使用料	千円	4,921	4,919	4,900	4,939	5,015

(注)この表は、決算審査時の農林水産課資料による。

(令和2年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査意見書より)

② 事業の根拠法

- ・ 地方自治法第209条
- ・ 和歌山市財務に関する条例第2条

③ 沿革

設置当初は、農林水産部で農業集落排水事業の準備が開始された。次に下水道部へ移行することとなり、移行直前は耕地課が所管していた。その後、下水道部内に集落排水室を設置し、農林水産課にて所管されていた漁業集落排水事業と業務を統合した。数年後、集落排水室がなくなり、下水道部内で業務が分散され、また分散された業務の担当課も何度か変更となった。そして平成 28 年度に下水道管理課に集落排水班を設け、平成 30 年度に農林水産課に企業局へ移行するための準備班とし、平成 30 年度から現在まで農林水産課の所管となっている。なお令和 5 年 4 月 1 日より、企業局に移行し、公営企業化される予定である。

また、運転管理業務は株式会社青木実業及び有限会社出崎清掃社に委託している。株式会社青木実業及び有限会社出崎清掃社は、農業集落排水事業開始前は同地区の浄化槽の清掃業者であったが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和 50 年度）の趣旨により、農林水産省及び厚生省から維持管理については、既存の浄化槽の清掃業者等を十分活用するようとの通達を受け、随意契約している。他にも随意契約の理由としては、業務の効率性を鑑みて、施設の汚泥処理と一体的な契約を行っている業者を選定する必要性があったり、農業集落排水設置から 20 年近く経過しているため、施設の老朽化等も考慮し、当該施設の業務に精通している必要性も求められる点がある。

（指摘）運転管理業者の公募方法について

運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1 社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に 20 年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。

④ 利用者

現在、接続済み件数は約 380 件（利用件数：約 340 件）、未接続件数は約 50 件であり、約 2,000 人が農業集落排水を利用している。

（指摘）新規接続について

事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。

⑤ 料金設定方法

漁業集落排水事業と同様であるため、ここでは省略する。

(指摘) 料金設定方法について

公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、農業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から 20 年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。

(2) 歳入及び歳出決算額の推移

平成 28 年度から令和 2 年度までの歳入及び歳出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	109,800	110,791	120,251	112,886	120,668
使用料及び手数料	17,350	17,537	17,432	17,415	17,478
繰入金	92,450	93,254	91,819	95,260	99,290
諸収入	-	-	-	211	-
市債	-	-	11,000	-	3,900
歳出	109,800	110,791	120,251	112,886	120,668
農業集落排水事業費	55,390	55,802	65,263	57,889	65,663
公債費	54,410	54,989	54,988	54,997	55,005
予備費	-	-	-	-	-
歳入歳出差引額	-	-	-	-	-

① 歳入について

収入済額は 1 億 2,066 万 8 千円で、前年度に比べ 778 万 2 千円 (6.89%) 増加している。収入済額の款別状況は、上表のとおりである。

② 歳出について

支出済額は 1 億 2,066 万 8 千円で、前年度に比べ 778 万 2 千円 (6.89%) 増加している。支出済額の款別状況は、上表のとおりである。

③ 繰入金について

歳入のうち繰入金については、一般会計からの繰入となっており、全歳入の82%を占めている。

(意見) 一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に中流域下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。

3.11 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(1) 事業の概要

和歌山市においては、配偶者のない市民で現に児童を扶養している方及びかつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある市民に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付けている。

(2) 事業の根拠法

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条第1項
国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第1項
都道府県は、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第46条第2項
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第四十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の九第一項及び第二項に定めるところによる。
- ・ 和歌山市母子父子寡婦資金貸付要件
- ・ 和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会条例

(3) 貸付金の種類と対象者及びその概要

貸付金の種類と対象者及び貸付目的は以下のとおりである。

貸付の種類	貸付対象者	貸付金の説明
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の扶養する子	扶養している児童・子の修学に必要な経費（高等学校、高等専門学校、専修学校、大学及び短期大学に限る）
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の扶養する子	扶養している児童・子の高等学校、高等専門学校、専修学校、大学等並びに修業施設への入学・入所する際に必要な経費
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の扶養する子	扶養している児童・子が就職するために必要な知識技能を習得するための経費
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	就職するために必要な知識技能を習得するための経費
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 児童 寡婦	就職に際し必要な経費
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能習得資金貸付、医療介護資金貸付を受けている期間中に生活を維持するために必要な経費
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修、保全、改築、建設、購入等するために必要な経費
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するために必要な経費
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 児童 寡婦	医療又は介護（医療・介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるのに必要な経費
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭及び父子家庭の児童並びに寡婦が扶養している20歳以上の子の婚姻に際し必要な経費

貸付の種類	貸付限度額	返済開始時期	償還期間	利率	備考
修学資金	学校の種類により異なる	学校を卒業して 6か月後	20年以内	無	※専修学校で修業期間が 2年未満のものは修業資金の取扱いとなる
就学支度資金	学校の種類により異なる	学校を卒業して 6か月後	10年以内	無	※入学前の申請が必要
修業資金	月額 68,000円以内 自動車運転免許取得は 460,000円以内	習得期間が 終了して1年後	6年以内	無	※貸付期間は最長5年間
技能習得資金	月額 68,000円以内 自動車運転免許取得は 460,000円以内	習得期間が 終了して1年後	10年以内	無	※貸付期間は最長5年間
就職支度資金	100,000円以内 (特別) 220,000円以内	貸付の日から 1年後	6年以内	無	※特別は就職のために 自動車購入が必要な場合
生活資金	月額 100,000円以内	技能習得後または 医療・介護を受けた期間が 終了後6か月後	10年以内	無	※一時的な生活費が不足 しているという理由は 貸付対象外
住宅資金	1,500,000円以内 (特別) 2,000,000円以内	貸付の日から 6か月後	6年以内 (特別は 7年以内)	無	※母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦が自ら 所有する家のみが対象 ※特別は災害等により 必要な場合に限る
転宅資金	260,000円以内	貸付の日から 6か月後	3年以内	無	※家財道具の購入費は 対象外 ※市外に住宅を移転する 場合は、転出先の市町村 にお問合せください
医療介護資金	医療分 340,000円以内 (特別) 480,000円以内 介護分 500,000円以内	医療・介護を受 けた期間が終了 して6か月後	5年以内	無	※介護の場合、児童は 対象外
結婚資金	婚姻する子ひとりにつき 300,000円以内	貸付の日から 6か月後	5年以内	無	

(4) 貸付制度の利用状況

貸付制度としては、多数の制度があるが、現状はほとんどが修学資金貸付・修学支度金資金貸付となっている。また、修学資金貸付に関しても、日本学生支援機構による、給付型奨学金の支給対象者が増えてきており、市からの貸付は件数・金額ともに減少している状況である。

(金額に関しては単位：千円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	140	85,352	133	81,214	123	75,477	127	76,319	91	54,921
技能習得資金	3	1,896	5	3,744	1	816	1	816	2	1,316
修業資金	1	360	3	1,586	3	1,842	2	1,066	3	1,832
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	1	1,500	0	0	0	0	0	0
転宅資金	2	520	1	260	3	780	0	0	1	260
就学支度資金	37	17,820	39	20,560	38	19,390	36	18,270	21	10,290
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金計	183	105,948	182	108,865	168	98,305	166	96,471	118	68,619

(5) 貸付金の貸付金額について

① 貸付金の残高について

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
残高 (千円)	957,949	915,882	861,984	818,976	751,960

貸付金の中には県から中核市として事業を引き継いだ際に、譲渡を受けた債権も含まれているため、昭和時代に貸付が開始された 30 年以上に亘る貸付も存在する。当該貸付は債務者の返済意思があるとのことから債権の欠損処理はしていない。

(指摘) 貸付金台帳の網羅性について

貸付の台帳については、貸付の明細が一覧としてシステムから出力されるわけではないので、決算における貸付残高との一致が確認できない。

決算数値である貸付の残高の内訳である個人別の明細は決算根拠資料として必要であり、システムを改修する等により貸付金の明細の合計残高と決算における貸付残高の一致を定期的に確認し、決算数値の適正性を検証する必要がある。

② 歳入歳出年次推移

歳入歳出の年次推移は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	213,331,151	248,603,711	284,835,334	325,260,335	368,517,466
一般会計繰入金	1,457,167	1,427,230	1,575,642	1,362,606	1,827,897
繰越金	62,489,780	105,711,717	138,187,492	184,838,163	227,324,101
貸付金収入	149,278,460	141,452,464	145,066,440	139,059,566	139,365,468
雑入	105,744	12,300	5,760	-	-
歳出	107,619,434	110,416,219	99,997,171	97,936,234	77,937,812
貸付金	105,948,800	108,865,600	98,305,000	96,471,500	68,619,100
需用費	948,617	772,682	709,520	553,259	790,033
役務費	666,017	721,937	692,331	848,475	1,072,842
公債費	-	-	-	-	5,040,422
一般会計繰出金	-	-	-	-	2,363,415
その他	56,000	56,000	290,320	63,000	52,000
歳入歳出差引額	105,711,717	138,187,492	184,838,163	227,324,101	290,579,654

③ 年度別償還状況

また、年度別の償還状況・徴収率等は以下のとおりである。現年度の貸付金の徴収率は89%程度であるものの、滞納となり次年度以降に回収が遅れた貸付金については徴収率が9%程度に下がっているため、担当課も回収が遅れ始めた時点で早めに債務者に連絡を取り、滞納額が増加しないよう努めている。

(単位：千円)

		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
平成28年度	現年	156,862	131,651	0	25,210	83.93%
	滞納	168,821	17,626	0	151,195	10.44%
	合計	325,684	149,278	0	176,405	45.84%
平成29年度	現年	150,935	125,706	0	25,228	83.29%
	滞納	176,405	15,745	0	160,659	8.93%
	合計	327,341	141,452	0	185,888	43.21%
平成30年度	現年	152,203	128,923	0	23,279	84.70%
	滞納	185,888	16,142	0	169,746	8.68%
	合計	338,092	145,066	0	193,025	42.91%
令和元年度	現年	139,479	119,651	0	19,827	85.78%
	滞納	193,025	19,407	0	173,618	10.05%
	合計	332,505	139,059	0	193,445	41.82%
令和2年度	現年	135,635	121,092	0	14,542	89.28%
	滞納	193,445	18,272	450	174,721	9.47%
	合計	329,080	139,365	450	189,264	42.41%

(6) 貸付事業に係る手続について

① 貸付要件について

・申請者に該当しない要件

1. 経済状況が良好で、申請者自身で費用の捻出が可能と認められる場合
2. 世帯の生計中心者でないと認められる場合
3. 償還能力が見込めず、償還が困難と判断される場合
4. 過去に破産法の規定による破産手続開始の決定又は民事再生法の規程による再生手続開始の決定を受けたことがある場合
5. 母子福祉資金償還金、父子福祉資金償還金、寡婦福祉資金償還金、市税等を滞納している場合
6. 償還期限の満了する日において70歳を超える場合
7. 資金を貸付目的外に流用するおそれがあると認められる場合
8. 生活意欲及び経済的自立に真剣に取り組む意思が認められない場合
9. 貸付審査に伴う調査、指導等に非協力的である場合
10. その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉を図る観点から貸付の必要性がないと認められる場合

(7) 連帯保証人に関する要件

1. 民法第450条第1項に規定する者であること。
2. 過去に破産法の規程による破産手続開始若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたことがある者又はそれらの申立てをしている者でないこと。
3. 償還期限の満了する日において70歳を超えない者であること。
4. 申請者の親族、知人その他の関係者であること。
5. 連帯して負担すべき債務の内容を理解することができる者であること。
6. 申請者の債権者その他の利害関係人でないこと。

(8) 貸付金の償還について

1. 償還期限までに償還金が支払われなかった場合は、法律に基づき延滞元金につき年5%の率で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算された違約金が課される。
2. 借受人の返済が滞った場合は連帯保証人に請求する。
3. 故意又は悪質と判断される滞納者は「債権回収対策課」に移管した上、法的措置を行う。

担当者は延滞が始まった早い段階での回収に注力している。貸付金回収の事務に関するマニュアルも制定されていたが、延滞者に対する回収対応について不十分であることを指摘し、担当部署において直ちにマニュアルの改正がなされた。今後は当該マニュアルに沿った貸付金回収対応を行うとの事である。

(指摘) 返済遅滞時の一括返済(期限の利益)について

契約書においては、返済が遅れると期限の利益が喪失されると記載があるものの、返済が遅れた債務者に対して一括返済を求めた実績はない。

社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、返済の長期化を防ぐためにも、契約に沿った運用が必要である。

(指摘) 連帯債務者・連帯保証人からの回収について

主債務者が期限の利益を喪失した時点において、連帯債務者・連帯保証人に対しても回収を行うことが契約書に記載されているものの、主債務者からの陳情があった場合には、期限の利益喪失時点から直ちには連帯債務者・連帯保証人に対する請求を行っていない。特に、連帯保証人は一定の収入があることを条件としているが、連帯保証人へ督促をしないことは、連帯保証人を必要としている趣旨を没却することとなる。

社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、確実な回収を図るためには、期限の利益を喪失された場合には、連帯債務者・連帯保証人に対しても主債務者と同様に早期の請求を行う必要がある。

3.12 介護保険事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする制度である。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年に創設された。現在では、約674万人の方が要介護認定・要支援認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着している。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料を負担することとした。

わが国では、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いると言われている。政府としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指している。

介護保険の運営は保険者である市町村が行っており、国、都道府県が重層的に支えあう構造となっている。

市では被保険者証の発行、保険料の賦課・徴収、介護や支援の必要度を判定する要介護認定・要支援認定、保険給付に関する業務、介護サービス事業者に対する指定及び実地指導業務などを行っている。

② 事業の根拠法

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

③ 沿革及び介護保険制度の特徴

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みをつくり、家族の負担を軽減し、安心して暮らせる社会をつくるため、平成12年4月にスタートした。

介護保険制度開始前の高齢者のためのサービスは、福祉サービスと医療サービスがそれぞれ別の制度になっており、手続が面倒で利用者負担も公平でないなどの問題があったが、介護保険制度が開始されたことにより、福祉サービスと医療サービスを一つの仕組みの中で、数多くの事業者から総合的に、効率的に受けられる体制となった。

また、従来の福祉サービスは「措置」といって、行政側がサービスの内容を決定する仕組みになっており、利用者本人や家族が、受たいサービスを選べなかったが、介護保険制度が開始されたことにより、利用者が自分に合ったサービスを自ら選択し、事業者と「契約」してサービスを利用する制度となった。

④ 対象者（被保険者）と利用者（認定者）

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスが利用できる、支えあいの制度である。

介護保険制度の被保険者は、第1号被保険者を65歳以上の者、第2号被保険者を40～64歳の者で構成される。

第1号被保険者は、介護が必要となったときに、市の認定を受けてサービスが利用できる。サービスの利用にあたっては、どのような病気やけがが原因で介護や支援が必要になったのかは問われない。第2号被保険者は老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護や支援が必要になったときに、市の認定を受けてサービスが利用できる。特定疾病とは脳血管疾患など介護保険法施行令で定められる16疾病を言う。

介護サービスを利用するには、要介護認定・要支援認定申請を行い、要介護認定・要支援認定を受ける必要がある。

市の被保険者数の増加に伴い、認定者数も増加している。

平成29年3月末時点と令和3年3月末時点を比較すれば、第1号被保険者数は2,134人、1.95%増加している。

第1号被保険者数の年齢別推移（各年3月末時点）

（単位：人）

年齢	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
65～69	31,108	28,604	26,249	24,119	22,804
70～74	23,879	25,345	26,510	27,783	29,692
75～79	21,445	22,124	23,110	23,497	21,998
80～84	16,718	16,950	16,906	17,022	17,458
85～89	10,168	10,741	10,990	11,359	11,991
90～94	4,445	4,719	5,089	5,327	5,549
95～99	1,238	1,258	1,394	1,487	1,602
100～104	201	224	211	208	238
105～109	16	17	16	11	20
110～	0	0	1	2	0
合計人数	109,218	109,982	110,476	110,815	111,352

（出所：和歌山市介護保険課）

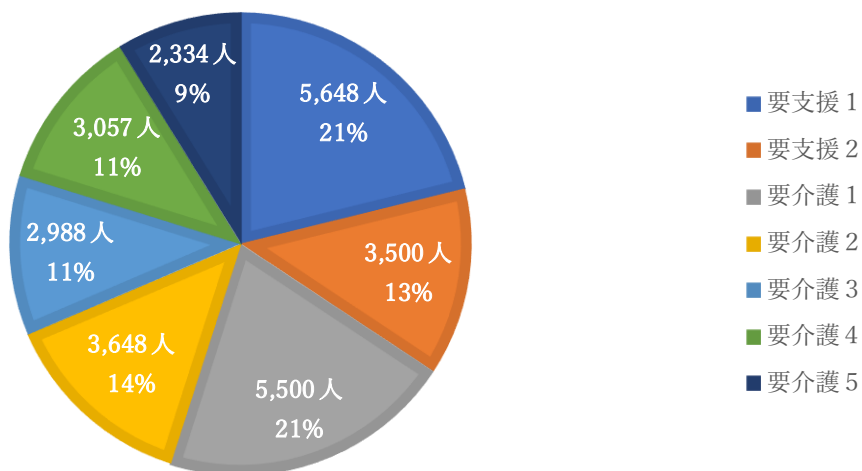
平成28年度と令和2年度との比較では、認定者数が812人、3.13%増加している。令和2年度の認定者数の介護度の構成は、全体の34%を要支援認定者が占めている。残りの66%は要介護認定者であり、要介護1の21%が最も多く、その後介護度が大きくなるにつれて構成比率は低下している。

要介護認定・要支援認定者数の推移（第1号被保険者+第2号被保険者）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	5,412	5,238	5,511	5,513	5,648
要支援2	3,498	3,487	3,556	3,603	3,500
要介護1	5,030	4,976	5,263	5,323	5,500
要介護2	3,919	3,968	3,712	3,672	3,648
要介護3	3,024	2,989	3,022	2,914	2,988
要介護4	2,698	2,720	2,753	2,785	3,057
要介護5	2,282	2,274	2,235	2,317	2,334
合計人数	25,863	25,652	26,052	26,127	26,675

（出所：和歌山市介護保険課）

令和2年度

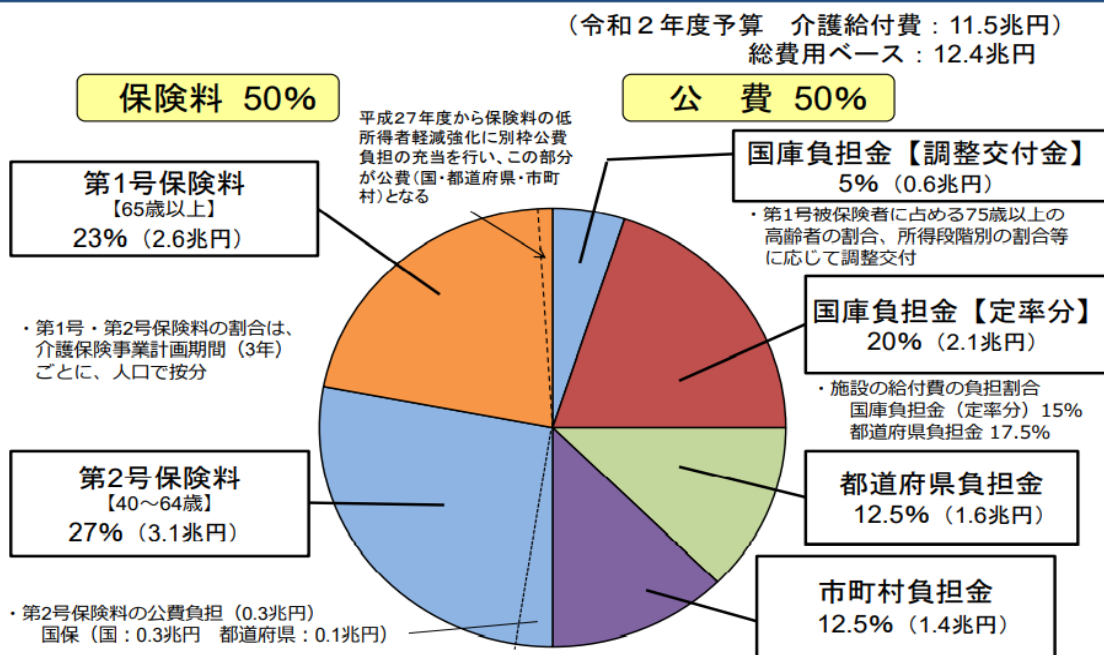


(出所：和歌山市介護保険課からの入手資料から監査人が作成)

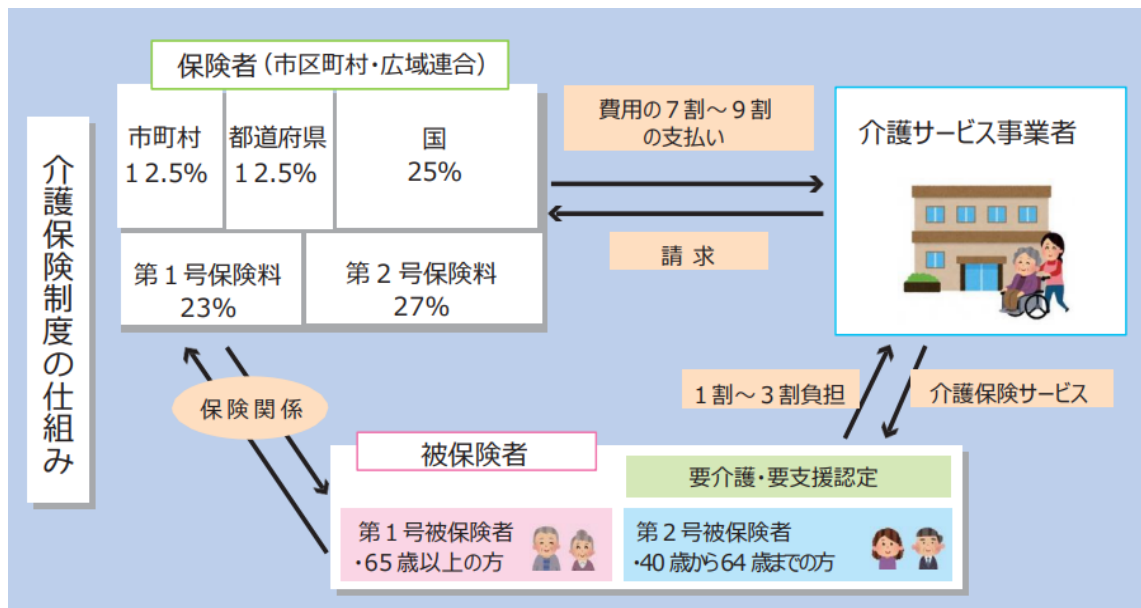
⑤ 介護保険の財源と仕組み

介護保険制度の保険者である市町村は、介護サービス費用の7～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し介護保険財政を運営している。財源は公費5割（国の負担金25%、都道府県の負担金12.5%、市町村12.5%）、保険料5割（第1号保険料23%、第2号保険料27%）で構成される。

介護保険の財源構成と規模



(出所：厚生労働省 HP 「介護保険制度の概要 令和3年5月」)



(出所：厚生労働省 HP 「介護保険制度について」)

⑥ 介護保険料について

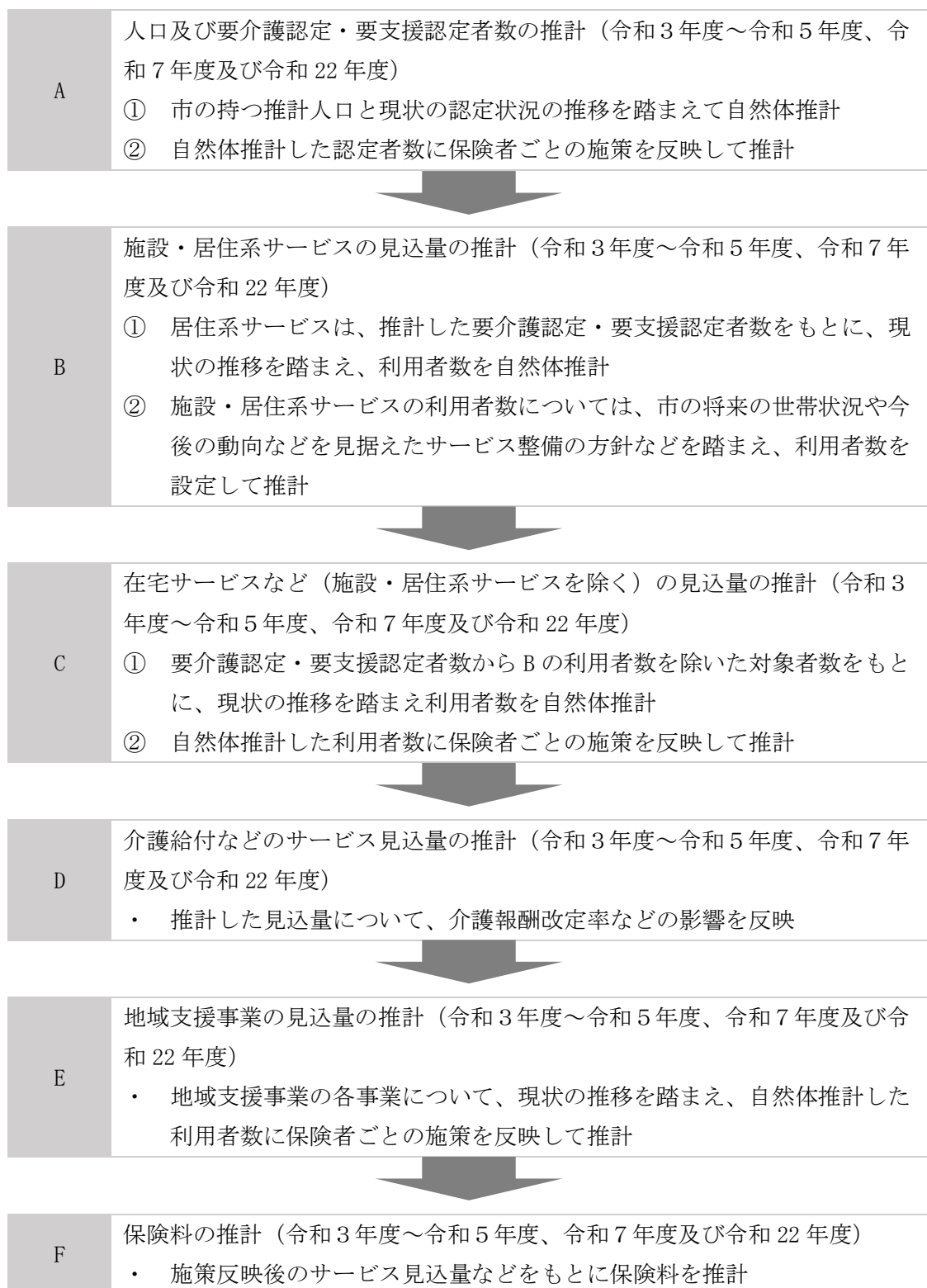
各自治体の介護保険料は、政令及び自治体の条例で定められる。

介護保険事業計画は3年ごと（第8期の場合は令和3年度～令和5年度）に策定され、計画期間の3年間の和歌山市の第1号被保険者数、要介護認定・要支援認定者数の推計、施設整備計画等をもとに和歌山市で利用が予想される介護保険サービス等の見込み量を推計し、保険給付費と地域支援事業に係る費用の見込み額を算出する。介護保険給付費等の見込み額のうち、第1号被保険者の保険料で負担する金額(第8期においては、介護保険給付費等の総額の23%)を第1号被保険者数で除して基準額を算出する。第8期の基準額は年額79,200円（月額に換算すると6,600円）である。

基準額とは、介護保険事業計画において算出される第1号被保険者一人当たりの平均的な負担額のことである。

サービス見込量の算出手順

給付実績（サービス毎の利用者数、利用回（日）数、給付費の平成 30 年度、令和元年度実績及び令和 2 年度実績見込）の整理



第1号被保険者の保険料は、市町村によって支援や介護が必要な者の数が異なるため、市町村ごとに介護保険料が異なる。さらに、低所得者の負担能力への配慮から所得によっても異なる。

所得段階	対象者	対象者	保険料率	令和3~5年度 年間保険料額
第1段階	生活保護世帯 本人が市民税非課税で 世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	基準額 ×0.30	23,760円
第2段階	本人が市民税非課税で 世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方 	基準額 ×0.50	39,600円
第3段階	本人が市民税非課税で 世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方 	基準額 ×0.70	55,440円
第4段階	本人が市民税非課税で 世帯に市民税課税者あり	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	基準額 ×0.90	71,280円
第5段階	本人が市民税非課税で 世帯に市民税課税者あり	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方 	基準額	79,200円
第6段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.20	95,040円
第7段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	基準額 ×1.30	102,960円
第8段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額 ×1.50	118,800円
第9段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 	基準額 ×1.70	134,640円
第10段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方 	基準額 ×2.00	158,400円
第11段階	本人が市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が800万円以上の方 	基準額 ×2.10	166,320円

基準額の推移

期間	和歌山市（月額）	全国平均（月額）
第1期（平成12~14年度）	3,117円	2,911円
第2期（平成15~17年度）	3,792円（+21.7%）	3,293円（+13.1%）
第3期（平成18~20年度）	4,760円（+25.5%）	4,090円（+24.2%）
第4期（平成21~23年度）	4,854円（+2.0%）	4,160円（+1.7%）
第5期（平成24~26年度）	5,813円（+19.8%）	4,972円（+19.5%）
第6期（平成27~29年度）	6,600円（+13.5%）	5,514円（+10.9%）
第7期（平成30~令和2年度）	6,600円（±0%）	5,869円（+6.4%）
第8期（令和3~5年度）	6,600円（±0%）	6,014円（+2.5%）

（出所：厚生労働省 HP 「介護保険制度の概要 令和3年5月」 及び和歌山市介護保険課）

和歌山市の基準額は、見直しのたびに据え置き又は高くなっているが、介護保険料の全国平均と概ね同様の動きをしている。

第2号被保険者の保険料は、健康保険の種類や所得によって異なる。一般的な会社員など、職場の医療保険に加入している方の場合は、加入している医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額及び標準賞与額）に応じて決定する。原則として、労使折半となるので、本人は2分の1を負担、残りの2分の1は事業主が負担する。

一方、自営業者や年金生活者などの国民健康保険に加入している方の場合は、市町村によって算定の方法はさまざまとなる。一般的に平等割、均等割、所得割、資産割などを足して算出されるが、和歌山市では平等割、均等割、所得割の合計額で算出している。

同じ世帯の40～64歳の国民健康保険加入者全員の介護分と医療分とを合わせた国民健康保険料をまとめて納める。年度の途中で加入した場合は、加入した月から保険料がかかる。

⑦ 保険給付の状況

第6期（平成27～29年度）の高齢者人口等及び給付費の推移は下表のとおりであり、計画と実績は近似値となっている。

高齢者人口等の推移

		65歳以上人口 (人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率
計 画	平成27年度	106,863	28.4%	24,902	23.3%
	平成28年度	108,209	28.9%	25,231	23.3%
	平成29年度	108,878	29.3%	25,632	23.5%
実 績	平成27年度	108,020	28.9%	25,561	23.7%
	平成28年度	109,424	29.4%	25,863	23.6%
	平成29年度	110,200	29.8%	25,652	23.3%
H29年度比較 (実績－計画)		1,322	0.5%	20	△0.2%

※各年度3月31日時点人口

給付費の推移

		給付費	計画期毎給付費合計
計 画	平成27年度	34,811,017,000	106,930,683,000
	平成28年度	35,863,747,000	
	平成29年度	36,255,919,000	
実 績	平成27年度	34,656,636,897	105,133,826,467
	平成28年度	35,123,615,649	
	平成29年度	35,353,573,921	
比較(実績－計画)			△1,796,856,533

(円)

(出所：介護保険課提供資料を監査人が加工)

(2) 歳入及び歳出決算額の推移（過去3年間）

① 歳入について

（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護保険料	8,079,408,071	7,901,885,649	7,734,933,076
使用料及び手数料	1,568,160	1,552,346	1,216,026
国庫支出金	9,713,748,335	10,126,291,526	10,320,755,613
県支出金	5,200,537,432	5,260,632,613	5,400,993,856
支払基金交付金	9,289,952,652	10,576,765,460	10,373,965,636
財産収入	316,110	431,378	454,219
繰入金	5,404,906,994	5,790,018,299	6,061,545,369
繰越金	797,434,201	24,487,306	552,633,613
諸収入	15,541,436	12,224,695	15,774,254
歳入合計	38,503,413,391	39,694,289,272	40,462,271,662

- ・ 介護保険料は、被保険者のうち、第1号被保険者（65歳以上）から徴収する保険料である。
- ・ 支払基金交付金は、被保険者のうち、第2号被保険者（40～64歳）の負担分である。第2号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険者が医療保険料と共に徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付され、そこから介護保険の保険者（和歌山市など）に交付される。
- ・ なお、交付については、概算で交付され、翌年度に精算が行われる。精算の結果、追加交付または返還が生じた場合、追加交付は振り込み、返還は振り込みか当該年度の概算交付額に対する充当のいずれかで行われる。
- ・ 国庫支出金のうち、介護給付費負担金及び調整交付金は、国の負担分である。介護給付費負担金では、介護給付費の20%（施設系の介護給付費については15%）、調整交付金では介護給付費の5%前後の調整交付金が交付される。介護給付費負担金は支払基金同様に概算で交付され、翌年度に精算が行われる。調整交付金は確定した金額を交付されるため、精算はない。
- ・ 県支出金のうち、介護給付費負担金は、県の負担分である。介護給付費負担金では、介護給付費の12.5%（施設系の介護給付費については17.5%）が交付される。こちらも概算で支払われるため、翌年度に精算が行われる。
- ・ 繰入金については、「②繰入金について」参照。
- ・ 繰越金は前年度から繰り越された資金である。

② 繰入金について

- ・ 繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入である。
- ・ 一般会計からは、主に、市の負担分である介護給付費の 12.5%、総務費相当分（職員給与や介護認定事務に係る費用など）、低所得者保険料軽減分などが繰入される。また、介護給付費準備基金については、3年ごとの保険料見直しの状況や、収支のバランスを考慮し、取崩しを実施しており、直近では平成 26 年度に 45,902 千円を取崩し、繰入を行っている。第 8 期においては、令和 2 年度末の基金の残高 2,326,074 千円の内、2,038,000 千円を取り崩す前提で保険料を算定しており、第 7 期の保険料のまま据え置くことができた。
- ・ 基金の積立については、「③歳出について」参照。
- ・ このように、介護給付費準備基金で介護保険事業特別会計の資金超過、資金不足を調整しており、もし基金残高がなくなり調整ができなくなった場合は、県から資金を借入れることになり、その返済に要する資金には、次の保険料の見直しで保険料を引き上げて対応することとなる。

③ 歳出について

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総務費	651,828,102	662,018,643	577,394,758
保険給付費	35,058,352,189	36,114,502,988	37,170,645,709
地域支援事業費	1,833,886,035	1,889,004,749	1,849,405,393
基金積立金	563,019,110	114,777,378	55,289,219
諸支出金	371,840,649	361,351,901	303,608,778
歳出合計	38,478,926,085	39,141,655,659	39,956,343,857

- ・ 総務費は、主に職員給与や介護認定事務に係る費用などである。
- ・ 保険給付費は、介護サービスの保険給付費である。
- ・ 地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費準備基金への積立額である。基金への積み立ては、和歌山市介護給付費準備基金条例に基づき、最終補正予算の際、見込んだ剰余金を積立額として計上している。ただし、ここでいう「剰余金」とは一般事業会社でいう剰余金とは違い、収入から支出を差し引いて残った額である。

(意見) 介護予防の在り方について

介護保険課は、介護保険制度における懸案事項として、介護給付費のひっ迫を考えており、対応策のひとつとして、介護予防に重点を置いている。しかし、介護予防施策の効果について、介護認定者数の推移等と関連付けた検証や分析を行えていない。

介護給付費のひっ迫という懸案事項に対し、介護予防に重点を置いているのであれば、介護予防施策が介護給付費へ影響を与えているか把握することが必要である。

(3) 実施した手続

ヒアリング及び内部管理資料の閲覧を実施した。

① 要介護認定・要支援認定事務について

(ア) 要介護・要支援の認定

介護保険サービスを利用するためには、和歌山市に申請して介護や支援が必要であると認定される必要がある。

要介護認定・要支援認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。要介護認定・要支援認定は、介護サービスの必要度（どの位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断する。従って、その方の病気の重さと要介護度の高さとは必ずしも一致しない場合がある。

・ 要介護者について

要介護者とは、要介護状態にある 65 歳以上の者、又は、要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたものをいう。

要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

※厚生労働省令で定める期間：原則 6 カ月

（厚生労働省 HP より）

・ 要支援者について

要支援者とは、要支援状態にある 65 歳以上の者、又は、要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病（政令で定めるもの）によって生じたものをいう。

要支援状態とは、身体上若しくは精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要支援状態区分）のいずれかに該当するものをいう。

※厚生労働省令で定める期間：原則 6 ヶ月

（厚生労働省 HP より）

（イ）認定事務の流れ

要介護認定・要支援認定の申請から認定までの流れは以下のとおりである。

<p>1 窓口相談</p>	<p>本人又は家族は、介護や支援が必要になった時、地域包括支援センターや和歌山市介護保険課等に相談する。</p>
<p>2 申請</p>	<p>本人又は家族は、介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する場合、和歌山市介護保険課に要介護認定・要支援認定の申請を行う。（※本人又は家族の他、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年後見人などの代行も可能である。） 申請に必要なものは、以下の 3 つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定・要支援認定申請書 ・ 介護保険の被保険者証 ・ 健康保険の被保険者証（第 2 号被保険者の場合）
<p>3 認定調査</p>	<p>市の職員又は市から調査委託を受けた介護事業所運営法人の職員が自宅などを訪問し、心身の状態を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などを実施する。（※全国共通の調査項目が使用される。）</p>

4 主治医意見書	主治医から介護を必要とする原因疾患などについて記載した意見書の提出を受ける。主治医がない者は、市が指定した医師の診断を受ける。
-------------	---

5 判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次判定（コンピュータ判定） 調査票及び主治医意見書をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出す。分析に使用されるのは国から配布された全国共通のコンピュータソフトである。 ・ 二次判定（介護認定審査会による判定） 一次判定結果をもとに、保健、医療、福祉の専門家により構成される介護認定審査会が、一次判定で評価しきれない介護の手間を調査票特記事項（申請者固有の介護状態）や主治医意見書の内容を加味したうえで審査・判定を行う。
---------	---

6 要介護 (要支援) 認定 結果通知	<p>2～5の結果、原則として申請日から30日以内に、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）及び有効期間が認定され、和歌山市から以下の区分と有効期間が記載された認定結果が通知される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非該当：介護認定審査会において要介護者に該当しないと判断された場合 ・ 要支援1及び要支援2 ・ 要介護1から要介護5
---------------------------------	--

(ウ) 要介護認定・要支援認定申請件数の推移

令和2年度の更新申請件数の減少は、平成30年4月1日に要介護認定・要支援認定の更新認定有効期間が、最長24ヶ月から最長36ヶ月に延長されたことに起因している。

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規	5,465	5,263	5,045
区分変更	3,760	3,546	4,120
更新	15,431	16,144	11,248
合計	24,656	24,953	20,413

(出所：介護保険課作成資料より監査人が加工)

(エ) 認定調査について

要介護認定・要支援認定申請件数は年間2万件超と多く、市職員のみで対応するのは困難であるため、更新申請の一部については、介護事業所を運営する法人に調査業務を委託している。

認定調査員については、県が実施する認定調査員研修を修了することが調査業務を行うための必須要件となっている。一方で、和歌山市も調査員のスキルアップを目的とした研修を任意で実施し、希望者が受講している。

市が実施している研修については、令和元年度は163事業所のうち58事業所（95名）の参加実績がある。

(意見) 市開催の研修の参加率について

要介護認定申請に対応する調査員の研修について、県が受講必須の研修を実施している。一方で、市の開催する研修は出席が任意であり、参加率が30%台と低い。

市の研修の実効性をもたせるために、受講者の参加率の向上に努める必要がある。

(オ) 介護認定審査会について

介護認定審査会は、委員の定数及び任期等が和歌山市介護保険条例及び和歌山市介護保険施行規則で定められている。

条例により、委員の定数を150人、任期を3年と定め、施行規則で合議体の数を30以内、合議体の委員定数を5人と定めている。

和歌山市では、現在30の合議体が稼働しており、1合議体毎に月2回の審査会を開催している。1合議体は、1回開催するごとに、平均35件程度の申請を審査している。

(カ) 要介護認定・要支援認定申請の認定までの期間について

介護保険法では、要介護認定・要支援認定申請に対する認定は、申請のあった日から30日以内とされており、これを延長できるのは、申請者の心身の状況の調査に日時を要する等、特別な理由がある場合とされている（介護保険法第27条第11項）。

和歌山市では、30日以内に認定できないこともあるが、主要な理由は以下のとおりである。

- ・ 医療機関から主治医意見書が提出されるのに時間を要している場合
- ・ 被保険者の状態が安定しておらず、認定調査を実施できない場合

② 介護保険料の収納等の事務について

(ア) 徴収について

第1号被保険者(65歳以上)の保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と、納付書又は口座振替による納付(普通徴収)がある。特別徴収が原則であり、普通徴収となる場合は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の人が該当するのみである。また、次の場合にも特別徴収ができず、普通徴収で納めることとなる。

- ・ 受給している年金が、老齢福祉年金又は恩給等である場合
- ・ 年度途中で65歳になった場合、また、和歌山市に転入した場合
- ・ 年度途中で更正により保険料額が増減した場合
- ・ 年金の受給権を担保に借入れをしている場合
- ・ 年金記録判明等により年金額が変更になった場合
- ・ 現況届の提出遅れにより、一時、年金が支給停止になった場合
- ・ 年金の登録上の住所、生年月日、名前の読みなどが住民基本台帳と違うため、本人の特定ができない場合

(イ) 滞納者への督促について

滞納者については納期限後30日以内に督促状を発送するほか、納付計画が未作成な滞納者に対し年3～4回催告書を送付し納付を促している。また、訪問催告や電話催告を随時実施している。

督促や催告をしても納付がない者のうち、高額滞納者に対して、移管最終催告書を送付する。送付後も納付意思がない者は債権回収対策課への移管対象とする。

令和2年度の移管最終催告書送付数は206件、そのうち103件を移管している。

(指摘) 連帯納付義務者に対する催告について

連帯納付義務者に対する文書による催告、滞納処分の取り組みがなされていない。

公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。

(指摘) 移管最終催告書送付手続について

介護保険課は、督促や催告を行っても保険料の納付がない高額滞納者に対し、今後の滞納整理事務を債権回収対策課へ移管する旨も記載した移管最終催告書を送付し、指定期日までに納付のないもの、または、納付意思のないものを債権回収対策課へ移管する。その際に移管最終催告書を送付するリストを課内において決裁している。

このうち、移管最終催告書を送付する対象者の選定について、課内において

協議・決裁を行っているというものの、何ら明確な選定基準を定めておらず、公平・明瞭な選別をしているとは言い難く、協議の結果としての選定理由についても記録を残さず、結果としての移管最終催告書を送付する対象者のリストを決裁しているのみである。

公平性の観点から、選定理由を記載した文書を課内にて決裁し保存する必要がある。

③ ケアプランチェック

ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「利用者本位の自立支援につながる」ケアプランが作成できているかを介護支援専門員とともに確認し、本来のケアマネジメントとは何かを介護支援専門員に再認識してもらうことで、より良いケアプランが作成されることを目指している。

あわせて、適切な給付請求が行われているかを確認し、給付費の適正化を目指している。

ケアプランの質向上を第一目的とし、報酬返還等給付費削減のみを目的とするものではない。ただし、明らかな基準違反や悪質な場合については、指導に切り替える場合がある。

ケアプランチェックは、以下のプロセスで実施される。なお、必要に応じて介護支援専門員との面談を行う。

- ・ 市から指定居宅介護支援事業者にケアプラン提出を依頼
- ・ ケアプランの回収
- ・ ケアプランの点検
- ・ 「ケアプランチェック終了のお知らせ」を送付

和歌山市には指定居宅介護支援事業所が約 200 事業所ある。令和 2 年度は、その内 93 事業所に対してケアプランチェックを実施している。

(指摘) ケアプランチェックのフォローアップについて

ケアプランチェックを行った内、8割の事業者に対して指導・改善要望を出している。しかし、改善要望に関しては事後のフォローアップを実施していない。

チェックの実効性を上げるためにも、フォローアップの実施が必要である。

(指摘) ケアプランチェック結果の指導監査課への通知について

ケアプランチェックを実施した 93 件中 72 件に対して指導・改善要望を出している。一方で、指導監査課への情報提供は 0 件である。

また、指導監査課への情報提供についても基準が明文化されておらず、その都度、課内で協議し決定している。

チェックの実効性を上げるためにも、提供すべき基準を明文化することが必要である。

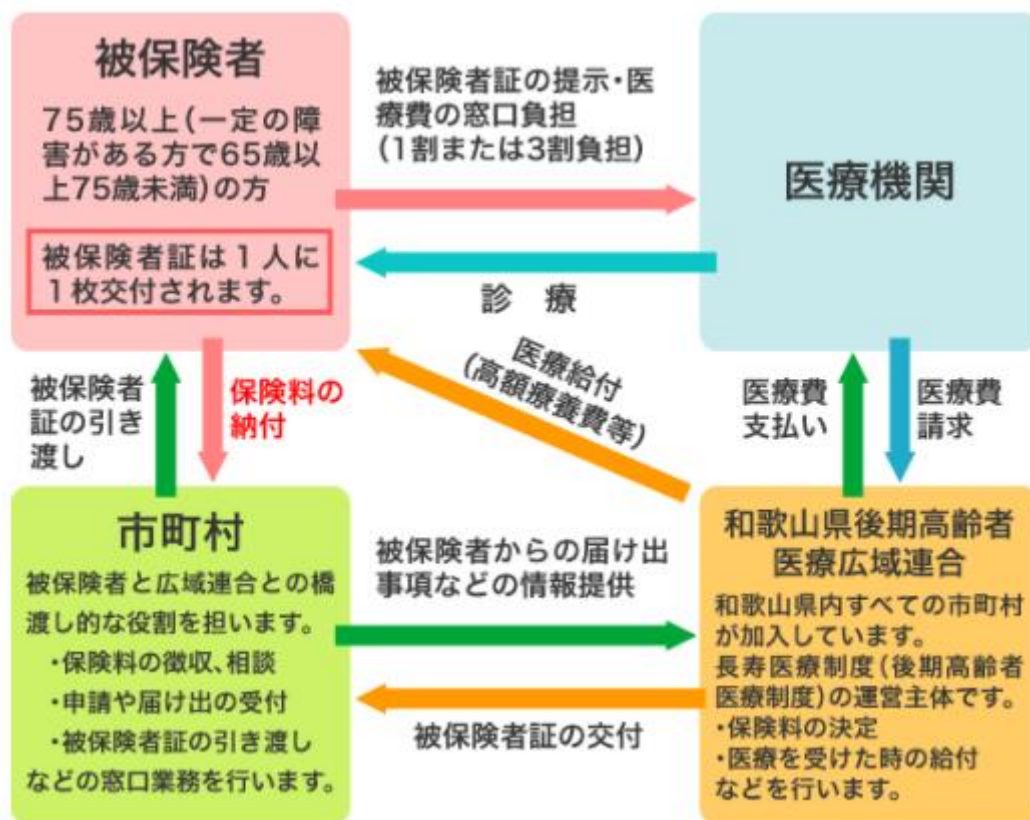
3.13 後期高齢者医療特別会計

(1) 事業の概要

① 事業内容

後期高齢者医療事業は、従来の老人保健制度に代わり、75歳以上の高齢者を対象に、今まで加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月から新たに創設されたものである。

運営は和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が保険者となって、資格管理、給付、保険料の決定など制度全般を行い、市が被保険者証の引渡し、各種申請書の受付、保険料の徴収などの窓口業務を行っている。広域連合には和歌山県内全ての市町村が加入しており、広域連合が主体となって、市町村と連携しながら公平で安定した制度を運営するものである。



(出所：和歌山県後期高齢者医療広域連合 HP)

② 事業の根拠法

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

第 48 条（広域連合の設立）

市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

第 49 条（特別会計）

後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

③ 沿革

昭和 48 年	老人医療費の無料化
昭和 58 年	老人保健法の制定
平成 9 年	政府や野党で新しい制度の検討を開始
平成 12 年	参議院国民福祉委員会附帯決議
平成 14 年	医療保険制度改革に関する「坂口大臣『私案』」
平成 15 年	医療保健制度体系等に関する基本方針を閣議決定
平成 17 年	医療制度改革大綱を政府・与党で決定
平成 18 年	健康保険法等改正法案が成立
平成 20 年	後期高齢者医療制度を施行

④ 制度の概要

（ア）運営主体

都道府県ごとに、全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行う。市町村では、加入や脱退の届出の窓口、被保険者証の引渡しや保険料の徴収などを行う。

（イ）被保険者

75 歳以上の方と、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方が被保険者となる。

後期高齢者医療制度の被保険者になるとそれまで加入していた、公的医療保険（国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）の資格はなくなる。

（ウ）被保険者証

被保険者には 1 人 1 枚被保険者証を交付される。

(エ) 受けられる給付

医療機関等の窓口で被保険者証を提示することで医療の給付が受けられる。一部負担金の割合は一般及び低所得者の方で1割、現役並み所得者の方で3割の負担になる。

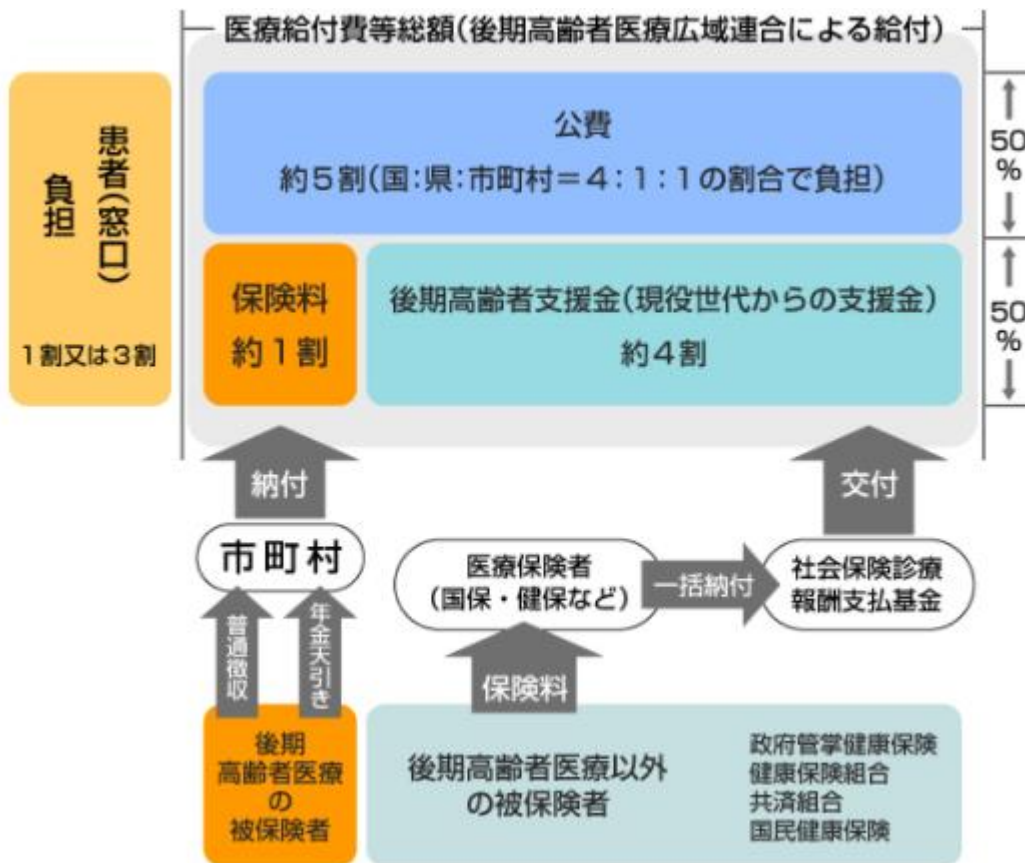
それ以外にも療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などの給付がある。

(オ) 保険料

保険料は、各都道府県の広域連合ごとに決まり、一人ひとりが納める。

⑤ 後期高齢者医療制度の財源構成及び運営の仕組み

財源は、公費（約5割）と後期高齢者医療制度以外の被保険者からの支援金（約4割）のほか、後期高齢者からの保険料（約1割）で構成される。



(出所：和歌山県後期高齢者医療広域連合 HP)

⑥ 後期高齢者から徴収する保険料

保険料率については、2年ごとに見直される。賦課限度額は64万円(令和2・3年度)として、世帯の被保険者及び世帯主の総所得額等の合計額が基準額以下の場合、保険料の均等割額が軽減される。

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、被保険者一人ひとりに賦課される。

保険料は、総医療費から、窓口で支払う患者負担額を引いた額の約 1 割を保険料で賄うように決定する。

令和2・3年度 和歌山県における保険料

均等割額・・・50,304円（年額）

所得割率・・・9.51%

⑦ 保険料の納付方法

保険料の納め方は、年金から天引きされる特別徴収と納付書や口座振替などで納める普通徴収がある。

年金が年額 18 万円以上の者は、原則として特別徴収で納付し、それ以外の者は普通徴収で納付する。また介護保険料との合算額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は、年金からの天引きの対象とならない。

(2) 事務の執行

① 保険料の徴収

後期高齢者医療制度の保険者は広域連合となっているため、各被保険者の保険料の決定、被保険者証の発行、並びに保険料決定通知書の発行は広域連合が行い、和歌山市は被保険者証や保険料決定通知書の発送事務、保険料徴収事務などを行うとともに、各種手続きや滞納などの相談窓口として被保険者に接している。

和歌山市は、広域連合において決定された保険料について、毎年 7 月に保険料決定通知書を各被保険者へ発送する。さらに 1 年毎の更新となる被保険者証の発送も和歌山市が行う。

② 保険料の滞納

和歌山市は保険料の滞納に対して、債権回収対策課が作成した債権管理マニュアルに従って事務手続を行っている。具体的な事務手続は以下のとおりである。

(ア) 未納のお知らせ

当初 1 回目の督促状発送対象者に、各納付期限の翌月 20 日に未納のお知らせを発送する。

(イ) 督促状の発送

納付期限の次月末に 10 日後納付期限とする督促状を発送する。

(ウ) 文書による催告

納付期限の 2 ヶ月後の月末に 10 日後納付期限とする催告書を発送する。

(エ) 電話催告・戸別訪問

反応がない場合、電話催告、戸別訪問を実施する。

これらの手続を実施する中で、滞納者からの納付相談がある場合、納付誓約書を交わして分納等により徴収している。

(指摘) 連帯納付義務者への催告、滞納処分の取り組みについて

連帯納付義務者に関して、後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面に記載し広報はしているものの、連帯納付義務者に対する催告、滞納処分の取り組みがなされていない。

公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。

(3) 歳入及び歳出決算額の推移

① 歳入について

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度の対象となる被保険者から徴収する保険料収入である。

繰入金は、保険基盤安定費、事務費及び被保険者に係る療養の給付に要する費用の市負担分等を一般会計から繰入するものである。保険基盤安定費は、低所得者に対する保険料軽減分について、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担するもので、県の負担分は一般会計を通して繰入される。

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
後期高齢者医療保険料	3,515,334,789	3,673,692,671	4,098,762,363
使用料及び手数料	231,411	238,714	239,735
繰入金	5,332,787,104	5,472,439,857	5,784,955,329
繰越金	130,728,544	138,135,078	138,661,044
諸収入	10,138,620	24,012,571	10,081,373
国庫支出金	2,160,000	0	193,000
歳入合計	8,991,380,468	9,308,518,891	10,032,892,844

② 歳出について

総務費は、被保険者の資格管理、保険料の徴収等に係る事務費がほとんどを占める。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料、低所得者に対する保険料軽減分（保険基盤安定費分）及び被保険者に係る療養の給付に要する費用の市負担分等を広域連合に納付するものである。

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総務費	57,849,239	60,656,229	68,862,960
後期高齢者医療広域連合納付金	8,792,054,501	9,105,682,218	9,808,505,649
諸支出金	3,341,650	3,519,400	4,355,850
歳出合計	8,853,245,390	9,169,857,847	9,881,724,459

3.14 街路用地先行取得事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業の内容

当事業は都市計画道路の整備促進のため、都市内の都市計画道路に係る用地の円滑な取得を目的とし、用地取得等を実施する事業である。当事業で先行取得した土地に対し、一般会計から買戻すことで、一般会計において街路工事に着手している。

令和2年度における当事業の対象は、市東部地区や阪和自動車道から市街地へのアクセス道路である都市計画道路市駅小倉線に係る街路用地先行取得事業（以下、市駅小倉線整備事業という）であり、平成28年度で用地取得が終了し、令和2年度の市債の償還により当事業で進めてきた事業の精算と一般会計への買戻しが完了している。なお、新たに当事業による用地取得計画はない。

市駅小倉線整備事業（路線網図より抜粋）



② 事業の根拠法

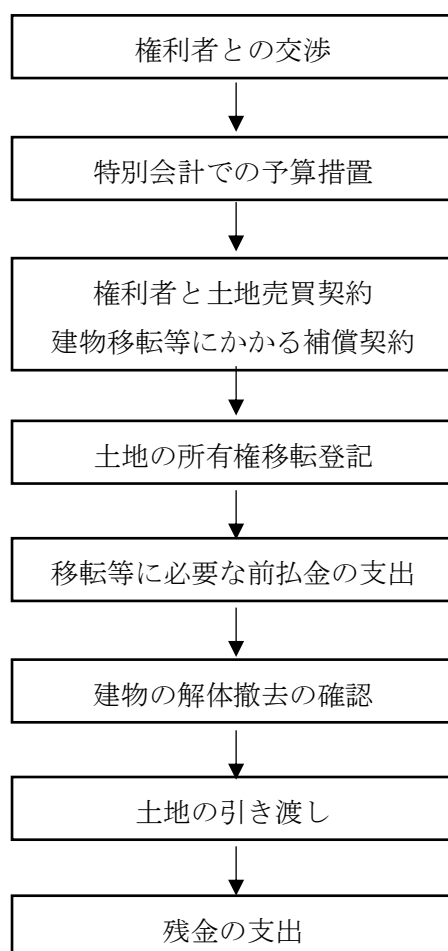
- ・ 和歌山市財務に関する条例

③ 業務の流れ

先行取得事業特別会計による通常の用地取得の業務の流れは、権利者との交渉を経て、特別会計での予算措置、権利者と土地売買契約及び建物移転等にかかる補償契約を経て、権利者と土地売買契約、建物移転等にかかる補償契約を締結し、土地の所有権移転登記の後に移転等に必要な前払金の支出、建物の解体撤去の確認、土地の引き渡し、残金の支出を行っている。このように先行取得した土地を一般会計から買戻し、一般会計にて街路工事に着手している。

なお、道路用地の買収等の際し、権利者からの土地購入価格については不動産鑑定士に、また、権利者への補償費については、補償コンサルタントに積算を委託し、担当課において積算根拠との照合がなされている。

(用地取得の業務の流れ)



(2) 市駅小倉線整備事業に係る用地買収等の年度実績

① 年度別土地購入費実績

年度別の土地購入費の実績は以下のとおりである。

市駅小倉線整備事業 土地購入費（年度別）

年度	年度別買収面積	年度別契約額	年度別支出額
平成 23 年度	496.85 m ²	51,672,400 円	51,672,400 円
平成 24 年度	714.89 m ²	70,702,621 円	70,702,621 円
平成 25 年度	2,404.15 m ²	196,899,892 円	167,230,000 円
平成 26 年度	565.06 m ²	46,278,414 円	46,269,832 円
平成 27 年度	311.23 m ²	25,489,737 円	25,487,900 円
平成 28 年度	1,476.23 m ²	120,664,145 円	150,344,456 円
合計	5,968.41 m ²	511,707,209 円	511,707,209 円

② 年度別補償費実績

年度別の補償費の実績は以下のとおりである。

市駅小倉線整備事業 補償費（年度別）

年度	契約数	年度別契約額	年度別支出額
平成 23 年度	2	1,151,200 円	1,151,200 円
平成 24 年度	1	2,461,200 円	2,461,200 円
平成 25 年度	7	5,240,892,100 円	3,668,798,500 円
平成 26 年度	-	-	125,385,200 円
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	1	70,982,000 円	1,517,690,400 円
合計	11	5,315,486,500 円	5,315,486,500 円

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

（単位：千円）

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
歳入	2,594,205	2,850,869	1,242,737	485,999	42,055
使用料及び 手数料	382	382	381	369	277
一般会計繰入金	924,266	2,716,187	1,242,356	485,630	41,778
繰越金	57	-	-	-	-
市債	1,699,500	134,300	-	-	-
歳出	2,594,205	2,850,869	1,242,737	485,999	42,055
市駅小倉線整備 事業費	2,535,868	2,850,869	1,242,737	485,999	42,055
南港山東線整備 事業費	58,337	-	-	-	-
歳入歳出差引額	-	-	-	-	-
市債残高	4,473,643	1,767,093	527,665	42,000	-

① 歳入

当事業に係る使用料及び手数料は、市駅小倉線整備事業に係る用地の使用料収入であり、一般会計の繰入及び市債は事業に係る市債の償還を目的として実施されている。

② 歳出

当事業の歳出は、市債償還に係る支出であり、令和 3 年 1 月 5 日に市駅小倉線整備事業に係る市債の償還が完了したことに伴い、当事業で進めてきた事業の精算と一般会計への買戻しが完了している。

3.15 直轄事業用地先行取得事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業の内容

和歌山市内の国道42号のうち、唯一歩道未整備区間がある和歌浦地区において、利用者の安全を確保するため、国直轄事業として和歌浦交差点から和歌浦口交差点までの約700mが事業化された。本件事業は、当事業に伴う用地取得について、事業の円滑な推進と早期完成を目指し、地域に精通している市が国から受託を受け、国にかわって先行取得を行う事業である。

一般国道42号和歌浦付近は、自動車交通量が約2万2千台（H27交通センサス）と多く、日常的に交通渋滞が発生しており、平成25年1月に公表された「地域の主要渋滞箇所」に選定されている。近隣周辺には小中学校があり、また高等学校への通学に多くの生徒が利用しているが、当該地区は歩道が未整備であり特に通勤・通学時間においては生徒をはじめ利用者が非常に危険な状態となっている。歩道整備が進められることにより、通学児童をはじめ利用者の安全が確保されるとともに、渋滞解消など快適な通行を確保するため、歩道整備等に必要となる事業用地について、国からの委託を受け先行取得業務を実施するものである。



② 事業の根拠法

- ・ 和歌山市財務に関する条例

③ 業務の流れ

当事業において、主に国は調査や事業説明会等の業務を担当し、市は用地交渉や補償金の支払い等の業務を担当することとなっている。

令和元年11月15日付けで国と市で先行取得に関する確認書を締結しており、令和2年4月8日に国と市で一般国道42号和歌山市和歌浦地区歩道整備事業に伴う用地の先行取得に関する契約及び実務協定を締結し、年度の事業経費及び令和3年度から令和6年度までの各年度における買戻しにおける限度額の取り決めを行っている。

なお、補償金額に関しては、損失補償基準によって算定されており、国の承認を得た上で地権者との契約を行っている。

(2) 事業費の予定金額及び実績

① 年度別の事業費予定金額

令和2年度から令和4年度までの3年間で用地買収することを予定しており、令和2年度において全体約5,370㎡の内1,461㎡を取得。令和3年度では、1,610㎡を取得予定であり、当事業に係る事業費は、起債と一般会計繰出金で賄っている。

		総事業費	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費		1,965,600千円	681,850千円	826,040千円	457,710千円
(事業延長)		(5,370㎡)	(1,461㎡)	(1,610㎡)	(2,299㎡)
財源	市債	1,965,200千円	681,700千円	825,900千円	457,600千円
	一般財源	400千円	150千円	140千円	110千円

② 年度別土地購入費実績

年度別の土地購入費の実績は以下のとおりである。

土地購入費（年度別）

年度	年度買収面積	年度別契約額	年度別支出額
令和2年度	1,461.03㎡	142,687,336円	121,024,009円
合計	1,461.03㎡	142,687,336円	121,024,009円

③ 年度別建物移転等補償費実績

年度別の建物移転等補償費の実績は以下のとおりである。

建物移転等補償費（年度別）

年度	契約数	年度別契約額	年度別支出額
令和2年度	19	491,188,003円	406,448,494円
合計	19	491,188,003円	406,448,494円

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

当事業は令和2年度より開始された事業であるため令和2年以前の歳入及び歳出決算額はない。

(単位：千円)

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
歳入	-	-	-	-	549,032
一般会計繰入金	-	-	-	-	32
市債	-	-	-	-	549,000
歳出	-	-	-	-	549,029
国道42号 事業費	-	-	-	-	549,029
給料	-	-	-	-	10,295
職員手当等	-	-	-	-	7,353
共済費	-	-	-	-	3,249
旅費	-	-	-	-	87
需用費	-	-	-	-	383
役務費	-	-	-	-	74
委託料	-	-	-	-	115
公有財産 購入費	-	-	-	-	121,024
補償、補填 及び賠償金	-	-	-	-	406,449
歳入歳出差引額	-	-	-	-	3
市債残高	-	-	-	-	549,000

① 歳入

市債は、当事業に係る国道42号事業債に係る収入である。

② 歳出

公有財産購入費は権利者からの土地購入費であり、補償、補填及び賠償金は権利者への建物移転等補償金の支出額である。また、共済費は職員共済組合負担金である。

4. 総括

和歌山市では、平成 22 年度以降の行財政改革実施計画において、特別会計の健全化を行財政改革の取組項目のひとつとして継続して掲げ、各会計における財政健全化に取り組んでいる。直近の平成 26 年度から平成 28 年度までの計画並びに平成 29 年度から令和 3 年度計画における特別会計に関する取組概要は以下のとおりである。

取組名	概要	平成 26 年度- 平成 28 年度 目標	平成 29 年度- 令和 3 年度 目標
国民健康保険 事業の安定経営	滞納処分の強化及び収納率向上に向けた取組強化と医療費適正化に向けた方策を実施する。	収納率 (現年分) 88.07% (滞納分) 24.30%	収納率 (現年分) 90.30% (滞納繰越分) 25.00%
中央卸売市場事業 に係る滞納・収納 率向上対策	滞納業者に督促状、催告状及び呼出状を送付し納付を促す。また、戸別訪問による徴収を行い、悪質な滞納業者に対して、債権回収対策課の協力を得ながら債権管理に努め、保証金の充当等法的措置も視野に入れながら収納未済額の解消に努める。	収納率 (現年分) 99.30% (滞納分) 9.60%	取組なし
スカイタウン つつじが丘分譲地 の販売促進	現地案内会の開催、新聞広告掲載、進出事業者調査等を行い、スカイタウンつつじが丘分譲地の販売促進を図る。	販売事業 進捗率 63.0%	販売事業 進捗率 68.0%
① 住宅新築資 金・宅地取得 資金 ② 住宅改修資金 貸付金の収納 率向上対策	和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合と連携し、住宅新築資金・宅地取得資金・住宅改修資金貸付金の債権回収に努める。	① 収納率 (現年分) 70.0% (滞納分) 7.0% ② 収納率 (滞納分) 2.5%	① 収納率 (現年分) 60.00% (滞納繰越分) 4.50% ② 収納率 (滞納繰越分) 1.50%
(平成 26-28 年度) 市営駐車場事業の 経営健全化	(平成 26-28 年度) 周辺民間駐車場の料金体系や利用者アンケートを調査・分析し、適切な料金改定の検討・実施を行う。 また、赤字が続く駐車場において休止・廃止等の検討も行い、市営駐車場の経営健全化を図っていく。	数値目標なし	取組なし
(平成 29- 令和 3 年度) 市営駐車場を活用 したまちなか再生 への貢献	(平成 29-令和 3 年度) 市民が利用しやすい料金制度の導入や遊休施設の多目的利用に取り組み、まちなか再生に向けて市営駐車場の活用を図る。また、計画的な整備等に取り組み、長寿命化を進める。	取組なし	市営駐車場の整備等計画の進捗率 100%

集落排水事業の経営の効率化	集落排水処理施設の維持管理について、個々の委託を包括的に業務委託することで歳出削減を図り、更なる経営の効率化を図る。	数値目標なし	数値目標なし
集落排水事業に係る滞納・収納率向上対策	徴収専門員による戸別訪問、担当課職員による夜間電話催告及び戸別訪問などを実施することで滞納対策・収納率の向上を図る。	使用料収納率 (現年分) 99.3% (滞納分) 30.0%	取組なし
集落排水の水洗化率向上対策	普及指導員等による戸別訪問を実施することで、集落排水への理解と協力を求め、水洗化（接続）の向上を図る。	水洗化率 74%	水洗化率 75.0%
(平成 26-28 年度) 介護保険事業の給付適正化	(平成 26-28 年度) 和歌山市の居宅介護支援事業所すべてに対して、ケアプランの提出を依頼し書類上の点検を行い、結果を居宅介護支援事業所に報告する。この書類上の点検において、一部の事例を抽出しケアプランチェック（1回当たり3件年間4回開催 面談）を行う。また、国保連合会による縦覧点検、医療との突合による疑義が示されている明細書の点検、給付適正化システムについても活用を図る。	① 点検件数 200 件 ② 要指導件数 30 件	下記に含む
(平成 26-28 年度) 介護保険事業に係る滞納・収納率向上対策	(平成 26-28 年度) 職員による電話催告や保険料徴収員による臨戸徴収などを実施し、介護保険料の滞納・収納率向上対策を行う。	収納率 (現年分) 98.26% (滞納分) 20.20%	収納率 (現年分) 98.40% (滞納繰越分) 14.75%
(平成 29-令和 3 年度) 介護保険事業の適正な運営	(平成 29-令和 3 年度) 職員による電話催告や保険料徴収員による臨戸徴収などを実施し、介護保険料の滞納・収納率向上対策を行うとともに、居宅介護支援事業所のケアプランの点検を行うなど介護給付の適正化に努める。		

(令和 2 年度の特別会計に関連するもののみ抜粋)

実績値が目標値を下回っている取組も一部みられるものの、これらの取組は一定の成果を上げ、取組目標に掲げる収納率の向上など特別会計の財政健全化が図られてきた。しかしながら一方で、令和 2 年度の特別会計の会計別決算収支の状況は、次表のとおりであり、依然として多額の実質赤字となっているような会計が存在している。

(単位:千円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	歳入歳出 差引額 ①-②=③	翌年度へ 繰り越すべ き財源④	2年度 実質収支 ③-④=⑤	元年度 実質収支 ⑥	単年度 収支 ⑤-⑥
国民健康保険事業	41,725,626	38,126,097	3,599,529	—	3,599,529	3,474,410	125,119
卸売市場事業	2,200,393	2,200,393	0	—	0	0	0
土地造成事業	2,275,572	3,503,507	-1,227,935	—	-1,227,935	-2,657,915	1,429,980
土地区画整理事業	12,650	748	11,902	11,902	0	1,563	-1,563
住宅改修資金貸付事業	11,100	51,413	-40,313	—	-40,313	-51,413	11,100
住宅新築資金貸付事業	10,569	622,702	-612,133	—	-612,133	-618,542	6,409
宅地取得資金貸付事業	8,637	259,847	-251,210	—	-251,210	-257,320	6,110
駐車場管理事業	1,185,931	2,750,876	-1,564,945	80	-1,565,025	-1,603,351	38,326
漁業集落排水事業	142,011	142,011	0	—	0	0	0
農業集落排水事業	120,668	120,668	0	—	0	0	0
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	368,517	77,937	290,580	—	290,580	227,325	63,255
介護保険事業	40,462,272	39,956,344	505,928	—	505,928	552,634	-46,706
後期高齢者医療	10,032,893	9,881,724	151,169	—	151,169	138,662	12,507
街路用地先行取得事業	42,055	42,055	0	—	0	0	0
直轄事業用地 先行取得事業	549,032	549,029	3	3	0	—	0
合 計	99,147,926	98,285,351	862,575	11,985	850,590	-793,947	1,644,537

特別会計全体の実質収支は850,590千円の黒字となっているが、実質収支が赤字となっている特別会計は5会計で、その総額は3,696,616千円となっており、各会計とも翌年度歳入をもって繰上充用を行っている。また、実質収支が黒字となっている国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計においても、今後の一人当たり医療費の増加傾向等を踏まえると、適切な将来推計に基づく事業運営がなされなければ、実質収支の黒字が赤字に転換していく可能性がある。

漁業集落排水事業及び農業集落排水事業は実質収支が0となっているが、事業費を使用料等で賄っておらず、実質的には赤字であって、それらを一般会計からの繰入金で補填している状況である。

こうした状況を踏まえて、今回の包括外部監査における各特別会計の特徴的な課題をまとめると次のとおりとなる。

	該当する特別会計	概要
①	土地造成事業特別会計	早期の実質赤字（繰上充用金）の解消に向けた取組が必要である。
	駐車場管理事業特別会計	
	住宅改修資金貸付事業特別会計	
	住宅新築資金貸付事業特別会計	
	宅地取得資金貸付事業特別会計	
②	土地区画整理事業特別会計	事業開始からかなりの年月が経過し、事業費が増加している。 また、土地区画整理事業については権利関係も複雑になってきている。 事業完了に向け迅速に取り組む必要がある。
	土地造成事業特別会計	
③	住宅改修資金貸付事業特別会計	債権残高の管理に留意が必要であり、管理台帳（残高明細）と決算書との一致を確認する体制を整備する必要がある。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	
④	国民健康保険事業特別会計	公平性の観点から、保険料未納者や貸付金の返済滞納者に対して、制度や契約の透明性の高い運用が必要である。
	介護保険事業特別会計	
	後期高齢者医療特別会計	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	
⑤	漁業集落排水事業特別会計	受益者負担を前提とした持続可能な事業モデルの構築が必要である。
	農業集落排水事業特別会計	

上述した行財政改革の取組が漸進的にしか進捗しない状況を鑑みると、容易に解決できない課題も含まれると思料されるが、次世代に問題を先送りしないよう、これらの課題に真摯に向き合い、解決に向けた取組を着実に進めていく強い意志が必要と思われる。

以上

和歌山市公報

令和四年二月二十五日

号外第四号

別冊